

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(備考等)
H27	1	08.消防・防災・安全	一般市	空閑市	内閣府(警防庁)	B 地方に対する規制緩和	道路交通法第4条第1項、第5条、第43条 道路交通法施行令第3条の第1項第9号	市道における一時停止の交通規制の緩和 道路を恒久的なものへ拡大	都道府県公安委員会が許可する指定場所における一時停止の交通規制の緩和について、道路交通法施行令第3条の第2項第9号の適用期間が1カ月を超えないものではなく、地域の状況を十分把握し、必要に応じて警察長の判断により恒久的に許可をいただけるよう改正を提案要望します。	【制度改正の経緯】 【制度改正の必要性】 【制度改正の効果】	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/h27/teianbosyus_kokku.html
H27	2	02.農業・農地	中核市	倉敷市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正性に関する法律第25条 補助事業等により取得し、又は加算の増加した財産の処分等の承認事項について(平成26年4月25日第26回第37号)	長期利用財産処分報告書の提出を要する 長期利用財産処分報告書の提出を要する 長期利用財産処分報告書の提出を要する	農業集落排水施設を財産処分し、公共下水道に接続するため長期利用財産処分報告書を提出しようとしていますが、なにもって報告書を受けられるか詳細に基準を明示していただくこと、事前協議の短期化、及び受理が簡便になるよう緩和していただきたい。	【制度改正の経緯】 【制度改正の必要性】 【制度改正の効果】	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/h27/teianbosyus_kokku.html
H27	3	05.教育・文化	一般市	新見市	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項、43条第3項、58条第1項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項、43条第3項、58条第1項	県費負担教職員の人事権の市への移譲 県費負担教職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲できるようにするとともに、移譲に伴う経費について確実な財政措置を講じることを要望する。	【制度改正の経緯】 【制度改正の必要性】 【制度改正の効果】	
H27	4	12.その他	一般市	新見市	法務省	A 権限移譲	不動産登記法第119条及び第120条、商業登記法第10条及び第11条	法務業務に係る各種証明書の交付事務の権限移譲 不動産登記の登記事項証明書、地図の証明書や商業・法人登記の登記事項証明書、印鑑証明書などの交付事務について、市が直接行うことができるよう権限移譲を要望する。	【制度改正の経緯】 【制度改正の必要性】 【制度改正の効果】		
H27	5	06.環境・衛生	施行時特例市	福井市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	旅館業法第3条第1項	旅館業法第3条第1項	空き家の活用における旅館業法の規制緩和 地方への移住促進と空き家の解消を図るため、売買・賃貸することを前提としている空き物件への短期居住については、旅館業法の許可の対象外とする。	【制度改正の経緯】 【制度改正の必要性】 【制度改正の効果】	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/h27/teianbosyus_kokku.html
H27	6	09.土木・建築	施行時特例市	福井市	厚生労働省 国土交通省	A 権限移譲	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条、第5条、第7条 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第8条から第11条、第15条	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づき、高齢者居住安定確保計画の策定権限について、希望する市町村への移譲を求め、また、回計画を定めた市町村に対する登録等の事務も、上記権限の移譲を求め、併せて移譲を求め。	【制度改正の経緯】 【制度改正の必要性】 【制度改正の効果】	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/h27/teianbosyus_kokku.html	
H27	7	06.環境・衛生	施行時特例市	福井市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	下水道管まぎの更生工法による改築に関する交付対象の運用について(平成26年7月25日付「下水道事業課企画専門官事務連絡」)	下水道管まぎの更生工法による改築に関する交付対象の緩和 下水道管まぎの更生工法による改築に関する交付対象の緩和	下水道管まぎの更生工法について、適用すべき基準の厳格性を確保して定めることは、日本下水道技術機構が審査認定した工法(建設技術審査証明)であれば、個別協議の際に事務手続きの簡素化をお願いしたい。	【制度改正の経緯】 【制度改正の必要性】 【制度改正の効果】	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/h27/teianbosyus_kokku.html
H27	8	06.環境・衛生	施行時特例市	福井市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び並びに第2項 下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び並びに第2項の規定に基づき定める件(昭和46.10.30告示105号)一部改正平成25.5.16告示492号)	下水道管の長寿命化計画策定に当たり、計画的な改築に対する基準事業の範囲は、国土交通大臣が定める主要な管線とされているが、従来の管線の口径や下水道排除設備の口径や、集約輸送設備やポンプ施設が集約している区域(中心市街地)等、地域の特性に応じた主要な管線の範囲が定められるよう要件の緩和をお願いしたい。	【制度改正の経緯】 【制度改正の必要性】 【制度改正の効果】	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/h27/teianbosyus_kokku_yosan.html	
H27	9	01.土地利用(農地除く)	その他(共同提案)	関西広域連合(共同提案) 奈良県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく広域圏広域地方計画の策定権限の移譲	【制度改正の経緯】 【制度改正の必要性】 【制度改正の効果】		

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【警察庁】 (2)道交法(昭35法105) 都道府県公安委員会の交通規制(4条1項)については、市町村等から交通規制の実施に関する要請があった場合には、都道府県警察と市町村等との間で相互に十分な意思疎通を図るとともに、必要と認められる交通規制が迅速に実施されることが望ましいことを都道府県警察に平成27年度から周知する。</p>			<p>【警察庁】平成27年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえた対応について(平成28年2月12日付け警察庁交通法規課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/h27/h27ta_tsuchi.html#h27_1</p>	
<p>【農林水産省】 (21)補助事業等により取得した長期利用財産の財産処分に関する事務 農業集落排水施設を公共下水道に接続する際の「長期利用財産処分報告書」については、報告内容の確認のために必要な書類が必要最小限のものとなるよう、「長期利用財産処分報告書」の記載事例を地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>			<p>【農林水産省】長期利用財産処分報告書の記載事例の通知について(平成28年3月15日付け農村振興局整備部地域整備課農村資源開発課長補佐事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/h27/h27ta_tsuchi.html#h27_2</p>	
<p>【厚生労働省】 (7)旅館業法(昭23法138) (イ)移住を希望する者に対する売買又は賃貸を前提としている空き家物件への短期居住であって、①空き家物件の利活用事業の実施主体である地方公共団体において対象物件が特定され、②居住しようとする者が実際に対象物件の購入意思又は長期賃貸意思を有し、当該意思を地方公共団体が確認する措置が執られることにより、実態として反復継続して不特定多数の者が利用することのない措置が担保されている場合における宿泊サービスの提供については、旅館業法の適用外となることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>			<p>【厚生労働省】移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について(平成28年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/h27/h27ta_tsuchi.html#h27_5</p>	
<p>【厚生労働省(3)】【国土交通省(3)】 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平13法26) 高齢者居住安定確保計画(4条)については、市町村が都道府県と協議の上、計画を定め、当該計画に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和等(7条1項9号及び施行規則15条)を行うことを可能とする。</p>					
<p>【国土交通省】 (17)社会資本整備総合交付金 (イ)「下水道管きよの更正工法による改修に関する交付対象の運用について」(平26国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課)に基づいて国土交通大臣と個別に協議を行うこととされている工法については、日本下水道新技術機構が実施する建設技術審査証明事業により建設技術審査証明書を取得した工法等一定の技術的知見の蓄積がある場合には、協議を簡素化できるよう、当該通知を平成27年度中に改正する。 (ロ)「下水道管きよの更正工法による改修に関する交付対象の運用について」(平26国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課)において、交付対象となる工法に適用すべき基準等とされている「管きよ更正工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」(平23日本下水道協会)については、技術開発の進展等を踏まえた速やかな改定がなされるよう、日本下水道協会と引き続き適時適切に協議を行う。</p>			<p>【国土交通省】下水道管きよの更正工法に係る個別協議の運用について(平成28年1月18日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/h27/h27ta_tsuchi.html#h27_7</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H27	10	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項・第14項	国土利用計画法に基づく土地利用基本計画策定の見直し	国土利用計画法に基づく府県の土地利用基本計画について、策定義務や策定に係る国への事前協議を見直しを求める。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の策定・変更に当たって実施する事前協議については、「国の土地利用に係る施策も拘束するもの」で「国の政策との関係で調整を行う必要がある」、「国との調整は、異質な土地利用相互間のような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するもの」のことがあるが、国において一定の指針を示し、その範囲内での策定・変更とすることで足りるものである。地方の自主性・主体性を尊重し、地方の自己責任による計画策定とすべく、協議事項とせず、事後報告等とすべきである。現在、土地利用基本計画については、昨年の提案募集を受け、「運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされ、制度の運用の見直しを進められようとしているが、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体の自主的かつ主体的に取り組む、「地方創生時代の体系へ」運用の見直しをすべきである。 【支障事例】 府県の土地利用基本計画については、「各種の土地利用計画を相互に有機的に連携せしめることにより、総合的な土地利用計画体系の確立を図ることとしている」とのことであるが、実態は個別規制法の地域・区域に合わせたものとなります。現在の計画は形骸化している。具体的には、森林の林地開発許可後、それに合わせる形で森林地域を見直し審議を国土審議会で行った際、委員から不毛、形骸化だと意見が出たこともあり、これを受けて森林のみ審議とせず報告案件としたケースがある。森林地域の変更については、個別規制法における変更済み条件を審議している状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyuu/h27/seianbosyuu_kokka.html
H27	11	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限や、近郊整備区域等の各区域指定権限について、関西広域連合への移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画の決定権限や、近郊整備区域等の各区域指定権限について、関西広域連合への移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	【制度改正の必要性】 近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域・都市開発区域・保全区域・近郊緑地保全区域の指定については、関係府県・関係指定都市等の意見を聞くことはなっていないが、広域地方計画と同様、国土交通大臣が関係行政機関の長に協議し決定・指示することとなっている。また、府県が近郊整備区域建設計画や都市開発区域建設計画を作成するにあたっては、国に協議し、その同意を求めなければならない。国との関係が決められ、そのことにより東洋一権限を決定することにつながる。関西地域の実情にば、関西地域の特性を生かすため、近畿圏整備計画の決定・各区域の指定権限の関西広域連合への移譲や、近郊整備区域建設計画・都市開発区域建設計画の策定に係る国同意の廃止を行い、関西広域連合や府県が地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に企画・立案等ができるようにして、近畿圏における地方創生を実現していくべきである。 【制度改正による効果】 関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、府県域を越える広域行政の推進に係る基本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。近畿圏整備計画の決定等については、インフラ整備等の視点だけでなく、あらゆる分野を総合的に見て判断することによって、秩序ある発展を図っていくことが可能となるものである。 【懸念の解消】 国との関係においては、移譲した権限について、事前協議に改められることとすることで、均衡が図られるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyuu/h27/seianbosyuu_kokka.html
H27	12	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第4項	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 土地利用・都市計画の推進については、地域の実情にば、地域の特性を生かすため、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む「地方創生時代の体系へ」見直しをすべきである。都市計画区域の指定は、府県内の区域指定の場合は準則の異なるが、二以上の府県の区域にわたる都市計画区域については、国土交通大臣が関係府県の意見を聴いて指定することとなっている。これは、府県間調整機能を担う機関がないことから、国の権限となっていると思われる。しかし、現在、関西においては、広域行政の責任主体である関西広域連合があり、府県間の意見調整等を図ることが可能である。したがって、現在は、広域連合域内で複数府県に跨がる都市計画区域はないが、今後、府県を跨いで都市計画区域を指定した方がよいと考えられる場合に備え、予め当該指定権限を関西広域連合へ移譲すべきである。なお、府県域を越えて一体的に発展していく地域として、関西広域連合域内では、大阪府豊中市と兵庫県尼崎市、大阪府枚方市と京都府八幡市など、複数存在する。今後においても、同様の事例が府県境を越えて開発され発展することも想定される。本権限が移譲され、複数府県に跨がる都市計画区域についても地方が主体となって指定できることになれば、一体的で調和のとれたまちづくりを効率的に進めやすくなる。 【懸念の解消】 区域指定に当たり国の関与が必要というのであれば、府県が都市計画区域を指定する場合と同様に、国土交通大臣への協議・同意を行うこととすることにより、その懸念は払拭されると思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyuu/h27/seianbosyuu_kokka.html
H27	13	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案) 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	複数府県に跨がる重要河川流域の指定権限の移譲	重要河川流域の指定権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 地方公共団体は、森林環境に関する施策に關し、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」(水質汚濁防止法第3条)に従って、河川管理者として当該権限を有する機関に別々におき、河川管理者として自然体ではなく、すべての民林に係る保安林の指定等について、府県への移譲を基本とすべきである。また、複数府県に跨がる流域に係る保安林の指定等については、関係府県が揃って手を挙げれば移譲すべきである。関西では、広域行政の責任主体である関西広域連合により国や府県間の意見調整等を図ることが可能である。 【支障事例】 現在、指定・解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)へ申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に連して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進捗から予定通知があるまでに1年6ヶ月の事例も)、確定公示まで平均的に府県指定・解除の2倍の1年程度を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースも見受けられる。また、現地を知らない林野庁本庁で審査するため、現地を熟知する地方公共団体であれば不要な、現地状況を説明するための詳細な資料が必要となっている。 【懸念の解消】 国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」の確保については、国が法令等で重要流域に係る保安林の指定・解除等の「基準」を示すことにより担保され、現在の大臣権限と知事権限の指定・解除等の基準に差はなく、地方公共団体の事務実施は可能である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyuu/h27/seianbosyuu_kokka.html
H27	14	06_環境・衛生	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第6・67項、第22条第3・6・7項、第23条第3第7項、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 国立公園は、区域・行為によって、特別に保護すべきものは大臣権限、ある程度の利用も想定されているものは地方環境事務所長権限として許可されている。このうち、国立公園の特別地域、海城公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りとを制限されている期間内に立ち入りとする場合の認定権限、普通地域の届出処理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各種権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、一定の限られた範囲内の許可等権限で、国立公園の保護と適正な利用の推進を適切かつ迅速に処理する観点から、地域の実情を理解する府県への移譲を基本とすつつ、関西広域連合域内の山陰海岸国立公園については、関西広域連合へ移譲すべきである。 【懸念の解消・制度改正による効果】 国が定めた一定の基準に基づき地方公共団体においても処理できるものであり、国が一義的に責任を負って行っている国立公園の管理を侵すものではなく、逆に、総合行政を担う地方公共団体が処理する意義は大変大きく、指定している府県では、保護と利用の適切な推進に係るきめ細かい対応と事務処理の効率化に大きく寄与している。なお、立ち入りの認定については、国が直接実施せず、指定認定機関に実施させることも可能となっている。 【支障事例】 指定受託行為を担っている地方環境事務所長権限案の場合、養蚕回りのための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1～2ヶ月程度かかると、事務処理に時間を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyuu/h27/seianbosyuu_kokka.html
H27	15	06_環境・衛生	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第9項、第8条第4項	国立公園に関する公開計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公開計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 国立公園に関する公開計画の決定権限については、地域の特性や事情を熟知した府県への移譲を基本とすつつ、複数府県に跨がる国立公園については、関係府県の調整により国立公園の適切な保護と利用の迅速かつ効率的な推進、きめ細かい高い管理水準を維持することが可能となる。また、関西においては、関西広域連合が中心となって国や府県間の意見調整等を行うことが可能であることから、関西広域連合へ移譲すべきである。 【支障事例】 兵庫県の平成18年の水ノ山後山峡山国立公園計画の変更例では、温泉・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う保護のための軽微な計画変更であるが、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要している。また、野営場、園地、避難小屋、駐車場、宿舎等の施設配置の利用(施設)計画では、利用促進の観点からは機動的な見直しが必要であるが、現地状況の説明のため、詳細な資料作成、調査等が必要となるなど、軽微な公開計画の見直しは躊躇せざるをえない状況にある。 【懸念の解消】 自然公園法等の基準のもとに決定するものであるとともに、国との協議の上、府県が決定することで、国の関与が疎。専門家への意見聴取については、府県の審議会に意見を聞くことで補える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyuu/h27/seianbosyuu_kokka.html
H27	16	03_医療・福祉	その他	関西広域連合(共同提案) 京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第76条、第82条	診療報酬決定権限の一部の移譲	各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定するため、診療報酬の決定権限の一部について、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定するため、診療報酬の決定権限の一部について、関西広域連合への移譲を求める。 【支障事例】 各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定するため、診療報酬の決定権限の一部について、関西広域連合への移譲を求める。 【懸念の解消】 各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定するため、診療報酬の決定権限の一部について、関西広域連合への移譲を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyuu/h27/seianbosyuu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】 (16)国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別 管理 番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な 調整結果(個案等)
H27	17	03.医療・福祉	その他	関西広域連合 (共同提案) 京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第14条～第61条の3	介護報酬決定権限の一部の移譲	各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定するため、介護報酬の決定権限の一部について関西広域連合への移譲を求める。	人口減少克服・地方創生に向け、地方において安心して生活するための基盤として医療・介護の提供体制は不可欠であることから、診療報酬や介護報酬の決定権限の一部を広域連合に移譲し、広域連合において独自に地域に応じたきめ細やかな地域加算等を設定することで、医療・介護の提供体制の不足地域における事業者への支援と新たな事業者の参入を促し、広域的な提供体制の確保を図る。また、介護保険では、保険事業者の指定・監督の権限が都道府県、市町村にあるが、医療保険については診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せ、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。(制度改正の必要性等) 関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足している地域があることから、今後の人口減少克服・地方創生に向け、地方への新しい人の流れをつくるためには、不足地域に事業者の参入を促すための仕組みが必要である。 広域連合に診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を移譲し、広域連合において独自に地域加算等を決定する権限を付与し、国による診療報酬・介護報酬の設定(全国標準額)をもとに、広域連合において審議会や社会保険医療協議会(地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管)を設置し、各地域の提供体制等の状況を踏まえた地域加算等について審議し、その審議・案申をもとに設定を行う仕組みとする。なお、本人負担額については同一を基本とし居住地域によって格差が生じないように仕組みとしたい。また、医療保険における診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せて、地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管することにより、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。	—
H27	18	03.医療・福祉	その他	関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第65・66・68・71・73・78・80・81条 国民健康保険法第41・45条の2 高齢者の医療の確保に関する法律第66・72条 等	保険医療機関の指定・監督権限の移譲	診療報酬・介護報酬の決定権限の一部と併せて、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に関西広域連合への移譲を求める。	提案にあつての基本的な考え方 関西における広域的な事業展開について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活かした産業振興を強力に推進していくために、関西広域連合が各地域の現状や課題を踏まえて策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、民間事業者等に対し戦略的に支援を行うことができる仕組みとする。また、毎年度、事業の改編があるため、民間事業者にとって分かりやすく、使い勝手の悪い制度となつてしまっている。 (制度改正の必要性等) 関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足している地域があることから、今後の人口減少克服・地方創生に向け、地方への新しい人の流れをつくるためには、不足地域に事業者の参入を促すための仕組みが必要である。 広域連合に診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を移譲し、広域連合において独自に地域加算等を決定する権限を付与し、国による診療報酬・介護報酬の設定(全国標準額)をもとに、広域連合において審議会や社会保険医療協議会(地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管)を設置し、各地域の提供体制等の状況を踏まえた地域加算等について審議し、その審議・案申をもとに設定を行う仕組みとする。なお、本人負担額については同一を基本とし居住地域によって格差が生じないように仕組みとしたい。また、医療保険における診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せて、地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管することにより、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu/kekka.html
H27	19	07.産業振興	その他	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	例) 伝統的工芸品産業支援補助金 ・新地域新成長産業創出促進事業費補助金 ・中小企業・小規模事業者人材対策事業に係る補助金 ・創業・創業促進補助金 ・ふるさと名物応援事業補助金等	産業振興に係る決定権限の移譲(一括交付金)	関西圏の広域的な産業振興を図るため、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことができる仕組みとする。また、毎年度、事業の改編があるため、民間事業者にとって分かりやすく、使い勝手の悪い制度となつてしまっている。 (制度改正の必要性等) 関西における広域的な事業展開について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活かした産業振興を強力に推進していくために、関西広域連合が各地域の現状や課題を踏まえて策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、民間事業者等に対し戦略的に支援を行うことができる仕組みとする。また、毎年度、事業の改編があるため、民間事業者にとって分かりやすく、使い勝手の悪い制度となつてしまっている。 (制度改正の必要性等) 関西における広域的な事業展開について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活かした産業振興を強力に推進していくために、関西広域連合が各地域の現状や課題を踏まえて策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、民間事業者等に対し戦略的に支援を行うことができる仕組みとする。また、毎年度、事業の改編があるため、民間事業者にとって分かりやすく、使い勝手の悪い制度となつてしまっている。 (制度改正の必要性等) 関西における広域的な事業展開について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活かした産業振興を強力に推進していくために、関西広域連合が各地域の現状や課題を踏まえて策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、民間事業者等に対し戦略的に支援を行うことができる仕組みとする。また、毎年度、事業の改編があるため、民間事業者にとって分かりやすく、使い勝手の悪い制度となつてしまっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu/kekka_yosan.html	
H27	20	02.農業・農地	その他	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	例) 農林漁村6次産業化対策事業補助金(医福食農連携推進環境整備事業) ・農林水産省ロボット技術活用推進事業費補助金(先端ロボットなどの革新的技術の開発・普及) ・農村生活活性化支援事業補助金 ・都市農村共生・対流総合対策交付金 等	農林水産産業振興に係る決定権限の移譲(一括交付金)	関西圏の広域的な農林水産産業振興を図るため、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、各地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことができる仕組みとする。また、毎年度、事業の改編があるため、民間事業者にとって分かりやすく、使い勝手の悪い制度となつてしまっている。 (制度改正の必要性等) 関西における広域的な事業展開について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活かした農林水産産業振興を強力に推進していくために、関西広域連合が各地域の現状や課題を踏まえて策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、民間事業者等に対し戦略的に支援を行うことができる仕組みとする。また、毎年度、事業の改編があるため、民間事業者にとって分かりやすく、使い勝手の悪い制度となつてしまっている。 (制度改正の必要性等) 関西における広域的な事業展開について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活かした農林水産産業振興を強力に推進していくために、国は食料安全保障(食糧・農家の所得保障、農地確保等)の観点から全国的な統一性を必要とする政策課題について、基本的な制度設計を行うなどの役割にとどめ、具体的な農業振興策は、大きく地方の裁量に委ね、より地域性の個性を活かした効果的な農業政策を推進できるようにすべきである。 関西広域連合においては、関西における広域的な農林水産産業振興について構成要素・指定都市と一体となって取組を進めているところであり、広域連合において策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金として広域連合へ交付することにより、圏域内における地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことで、より効果的な農林水産産業振興の推進が可能となる。 また、国の民間事業者等に直接交付している補助金等は、事業別に細分化されており、また、毎年度、事業の改編があるため、民間事業者にとって分かりやすく、使い勝手の悪い制度となつてしまっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu/kekka_yosan.html	
H27	21	05.教育・文化	その他	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条、第95条 私立学校教育法第4条、第8条 大学設置基準	大学設置認可に係る事務・権限の移譲	大学設置認可の基準に地域貢献等の項目を追加するとともに、広域連合区域内に設置する大学に関する認可権限を広域連合へ移譲すること。これらの事務権限の移譲が実現するまでの間は、国による設置認可に当たっては広域連合の意見を聴くことを求める。	【基本的な考え方】 地方大学の新規設置・充実がなされる場合には、地方創生の時代に即したまちづくりや人材育成、地元企業との共同研究に基づく新事業による雇用の創出など、地元大学に対する多様なニーズが存在する。しかしながら、地方に設置されている大学数は首都圏と比較して著しく少なく、地域のコースに十分対応することが困難である。また、地元大学のみで地元高校卒業生のすべての進学希望に応えられないため、多くの高校卒業生が首都圏の大学に進学している。 東京一極集中を是正するため、首都圏の大学への学生の集中を緩和するとともに、地方創生の時代に即したまちづくりや人材育成、地元企業との共同研究に基づく新事業による雇用の創出等への地方大学の貢献を進めるためには、地方大学の新規設置・充実が不可欠である。 地域への貢献等の項目が設置認可の基準に追加される場合には、地域の実情に精通した広域連合が設置認可の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学の地域貢献による地域創生の推進が可能となる。 【支援事例】 認可申請に当たっては事前相談を行うこととされているが、国が指定する限られた日数の相談となるため、希望する日に相談できないなど、本申請に至るまで長期間を要する事例がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu/kekka.html
H27	22	05.教育・文化	その他	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	文部科学省	A 権限移譲	私立大学等経常費補助金交付要綱 等	地方大学等に対する事務・権限の移譲	地方大学の新規設置・充実がなされる場合には、地方創生の時代に即したまちづくりや人材育成、地元企業との共同研究に基づく新事業による雇用の創出など、地元大学に対する多様なニーズが存在する。しかしながら、地方に設置されている大学数は首都圏と比較して著しく少なく、地域のコースに十分対応することが困難である。また、地元大学のみで地元高校卒業生のすべての進学希望に応えられないため、多くの高校卒業生が首都圏の大学に進学している。 東京一極集中を是正するため、首都圏の大学への学生の集中を緩和するとともに、地方創生の時代に即したまちづくりや人材育成、地元企業との共同研究に基づく新事業による雇用の創出等への地方大学の貢献を進めるためには、地方大学の新規設置・充実が不可欠である。 地域への貢献等の項目が設置認可の基準に追加される場合には、地域の実情に精通した広域連合が設置認可の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学の地域貢献による地域創生の推進が可能となる。 【支援事例】 認可申請に当たっては事前相談を行うこととされているが、国が指定する限られた日数の相談となるため、希望する日に相談できないなど、本申請に至るまで長期間を要する事例がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu/kekka.html	
H27	23	05.教育・文化	その他	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	文部科学省	A 権限移譲	私立大学等経常費補助金交付要綱 等	地方大学における留学生の受入れのための事務・権限の移譲	地方大学による外国人留学生の増加のための取組に対する補助金の補助条件の見直しを行うとともに、補助金交付事務の移譲を求める。	【基本的な考え方】 地方大学における外国人留学生数の増加のための取組に対してインセンティブ効果が生じるよう私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しを実施したうえで、広域連合に同補助金交付の事務・権限を移譲することにより、事務権限の移譲が実現するまでの間は、国による交付決定等に当たっては広域連合の意見を聴くことを求める。 (制度改正の必要性等) 国では「留学生30万人計画」により外国人留学生の受入れを推進しているが、地方大学に多くの外国人留学生を受け入れることは、大学の国際化の進展にとどまらず、地域との交流による地域活性化や地域の国際化など、期待でき、地方創生にも資することとなる。 補助金制度に各国留学生の受入れ数増加に対するインセンティブが盛り込まれる場合には、地域の実情に精通した広域連合が補助金交付の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学(外国人留学生の地域貢献による地域創生の推進が可能となる。 大学関係者からは、補助金交付の事務・権限が地方に移譲されることにより、大学の地域貢献等に対する地方独自の支援策実施の契機となること期待できるため、メリットがあるのではないか、という意見も聴いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22 法26) 大学の設置の認可(4条)については、大学の地域に対する社会貢献の観点から、申請者に対し、大学設置予定地の地方公共団体や連携を進める予定の地方公共団体など可能な限り多数の地方公共団体の意見を聴取するよう依頼し、当該認可に際し、大学設置・学校法人審議会において、これらの地方公共団体から意見聴取を行うこととともに、地方公共団体が意見を述べる機会があることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。</p>			<p>【文部科学省】地方分権に関する提案を踏まえた私立大学等改革総合支援事業の改善</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/seianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_21</p>	
<p>【文部科学省】 (2)私立大学等経常費補助金 私立大学等と地域との連携を積極的に評価し、私立大学等経常費補助金の加算等を行う私立大学等改革総合支援事業(タイプ2)については、平成28年度分以降の採択に当たって、申請する大学等を通じて地方公共団体からの意見を聴取する機会を設けるとともに、地方公共団体が意見を述べる機会があることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。</p>					
<p>【文部科学省】 (2)私立大学等経常費補助金 私立大学等と地域との連携を積極的に評価し、私立大学等経常費補助金の加算等を行う私立大学等改革総合支援事業(タイプ2)については、平成28年度分以降の採択に当たって、申請する大学等を通じて地方公共団体からの意見を聴取する機会を設けるとともに、地方公共団体が意見を述べる機会があることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。</p>					

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【厚生労働省】 (19)介護保険法(平9法123) (20)必須サービスのみのサービス付き高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平13法26)5条1項に規定する状況把握サービス及び生活相談サービスのみを提供する高齢者向けの賃貸住宅)については、現在は食事の提供等をしていなくても、将来において食事の提供等を行うことを取り決めている場合には有料老人ホームに該当(老人福祉法(昭38法133)29条1項)し、住所地特例の適用対象となることが可能(15条1項)であることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。</p>					
<p>6【内閣府】 (1)まち・ひと・しごと創生法(平26法136) 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方自治法(昭22法67)284条1項に規定する広域連合が当該広域連合の規約に定めることにより総合戦略を策定することができることを、平成27年度中に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について(通知)」(平26内閣審議官)を改正し、地方公共団体に周知する。</p>			<p>【内閣府】都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について(通知)の一部改正について(平成27年12月24日付け内閣府府まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官、内閣府地方創生推進室長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teibanboyou/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_26</p>	
<p>6【内閣府(3)(5)】【厚生労働省(14)】 災害対策基本法(昭36法223) 大規模災害発生時の外国人医師の受入れについては、可能な限り迅速に厚生労働省通知による対応を図るよう努めることとし、また、海外の医療隊の派遣受入れを円滑に進めることができるよう、東日本大震災における対応等を踏まえた医療隊の受入れプロセスについて検証し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平28> 6【内閣府(4)(i)】【厚生労働省(13)】 災害対策基本法(昭36法223) 大規模災害発生時の外国人医師の受入れについては、海外の医療隊の派遣受入れを円滑に進めることができるよう、その手続を明確化する等の必要な措置を講じ、平成29年中に地方公共団体に周知する。</p>		<p>【内閣府、消防庁】大規模地震・津波災害応急対策対応方針について(平成29年12月22日付け内閣府総務総括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対応担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teibanboyou/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_28</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別 管理 番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
H27	31	12.その他	その他	関西広域 連合 (共同提 案) 滋賀県、 京都府、 大阪府、 兵庫県、 和歌山 県、鳥取 県、徳島 県	総務省	B 地方 に対する 規制緩 和	地方自治法第291条の2第4項	国に移譲を要請できる事 務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が、密接に関連する 事務に限定されていることで要請権が実質的に行使で きないことから、その見直しを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 本提案については、昨年実施を行ったところ、所管府省である総務省の第2次回答は「提案の実現に向けて対応を検討」とされ、有識者会議における当面の方針の取組区分では、「実現に向けて実施の具体的な手法 や時期等を引き続き検討」とされた。その後、総務省の第2回回答での確認事項に對して意見を提出し、総務省において各府省と調整されたが、最終的に対応方針では「実現に向けて対応方針では「実現できなかったもの」とされた。広域連合が 国に移譲を要請できる事務の範囲が、広域連合に密接に関連する事務に限定されていることで、地方自治法に基づく要請権が実質的に行使できないものとなっており、広域連合制度の充実を図る上で障害 となっていることを明らかにすることにより、改めてその見直しを求めたい。	—
H27	32	12.その他	その他	関西広域 連合 【共同提 案】 滋賀県、 京都府、 大阪府、 兵庫県、 和歌山 県、鳥取 県、徳島 県	経済産業 省、内閣府 (消費者庁)	A 権限 移譲	特定商取引に関する法律 第68 条、第9条 特定商取引に関する法律施行 令第19条	特定商取引法に係る広 域的な消費者被害事業 に対する事業者の処分 等権限の移譲	経済産業局が行っている広域的な消費者被害事業に對 する事業者の処分等に関する事務について、必要となる 人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 経済産業局長が消費者庁長官の権限の委任を受けて行っている特定商取引法に係る広域的な消費者被害が生じている事業の調査、処分に関する事務について、必要となる人員・予算も含め府県域を越える広域 行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。 (制度改正の必要性等) 各府県・市町村の消費生活センターで消費生活相談を行う。このうち特定商取引法に係る消費者トラブルについては、同法に基づき、府県が調査、処分権限を有している。しかし、同法施行令第19条において、府県 が処理する事業は府県の区域内の事業とされており、広域的な事業は消費者庁長官に委任を受けた経済産業局長が処理している。 府県が単独で、事業者の行政処分(業務停止命令)を行った場合、事業者は当該処分を受けた府県の区域以外での業務等は継続できる。このため、消費者庁長官から委任を受けることで効果が全国に及ぶ広域的 な行政処分、または各府県が連携し連携府県に効果が及ぶ行政処分であれば、処分効果は限定的となる。 現行、各府県においては、複数府県にわたる広域的な事業について、個別事業の発生の頻度、関係府県間などでの連携により対応しているところであるが、消費者被害への対応は、各府県の消費生活センターの 窓口での相談対応における事業の把握を通じ、広域的な事業に備えた連携体制を構築し、常日頃から広域的に調をかけることが重要である。 一方、広域的な事業については、経済産業局においても実施されており、二重行政となっている。 そのため、広域的な事業については、経済産業局が行うよりも消費者相談窓口があり、また、同じ相談窓口を持っている市町村との緊密な連携が可能である構成府県と一体的に事務を行うことができる関西広域連合 が行うことで、広域的な消費者トラブルへの事業者の処分等について二重行政の解消を図ることができる。 なお、関西広域連合では、他分野においても、府県職員が広域連合職員への任命により、広域的な広域連合の事務と府県の事務を一体的に、効果的かつ効率的に実施し、二重行政にならないようにし ており、当該事務においても、そのような体制を構築することを想定している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	33	10.運輸・ 交通	その他	関西広域 連合 (共同提 案) 兵庫県、 和歌山 県、鳥取 県	国土交通省	A 権限 移譲	道路運送法 第4、5、9、15、31、79、94条	一般乗合旅客自動車運 送事業の許可等権限 の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切 りバスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許 認可について、同一府県内で実施するものは、移譲を 希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨る ものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りバスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲 を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を越える広域連合への移譲を求める。 (制度改正の必要性等) それぞれの特性を生かした自律的で持続可能な社会を構築していくためには、同一府県内における地域交通ネットワークの整備に関しても、地域を包括する府県の責任と権限にお いて、総合的な施策展開を進める必要がある。 すなわち、道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送事業については、地方公共団体に権限が移譲され、また、運賃変更にかかわる認可事務等についても、地域公共交通会議での合意があれば、事務手続き期 間の短縮が行われるなど、一定の弾力的な対応が可能となっている。 しかしながら、現行法例に基づくコミュニティバスの運行等については、実態として既存バス事業者の利益を侵さない範囲での運行となり、必ずしも乗り継ぎや連携が十分でないため、地域の実情やニーズに合 致したものであっておらず、地域交通の最適化が図られていない。 地域交通ネットワークの最適化を図るために不可欠である一般乗合旅客自動車運送にかかわる権限は国が持っているため、自家用旅客運送だけでなく、一般乗合旅客自動車運送を含めた一体的な権限のもとで、地 域全体の責任体制を構築することができる上、同一府県内で実施する一般乗合旅客自動車運送事業の許可等々の権限について、移譲を希望する府県への移譲を求めるとともに、府県域を跨るものについては、 府県域を越える広域連合への移譲を求める。	—
H27	34	01.土地利 用(農地除 く)	市区長会	指定都市 市長会	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩 和	士地区画整理法第55条第3 項、第136条の3、地方自治法 施行令第174条の39	士地区画整理事業計画 決定及び変更に伴う意 見書の取扱いの見直し	士地区画整理事業の事業計画の見直しについては、 都道府県都市計画審議会に付議しなければならないが、 指定都市の区域内で完結する事業に係る意見書につ いては、指定都市の都市計画審議会(指定都市では 設置が必須)の付議と改めるよう求めるもの。	(制度改正の必要・支援事例等) 道府県都市計画審議会の事務局である道府県の関係部署への事業内容の説明や資料のやりとり等について、市域の実情に精通した市の部局と比較すると多くの労力を費やしている。また、道府県都市計画審議会 の場合は、開催頻度が年2回前後と少なく、開催時期の設定においても指定都市側には基本的に調整の余地は無く、道府県の定めた開催日までタイムラグが生じるケースがある。 【見直しによる効果】 市域の実情に精通した指定都市の都市計画審議会が審査することになる利点や、事務の簡素化(都道府県と指定都市と連絡調整が不要)による時間の短縮が見込まれる。また、市の都市計画審議会の場合は開催 時期を調整できるため、タイムリーな審議ができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	35	02.農業・ 農地	都道府県	愛知県 農林水産省	B 地方 に対する 規制緩 和	土地改良法第85条の2	農地防災事業に係る土 地改良法に基づく手続 の簡素化(要件の緩和)	農家に事業費負担を求めない農地防災事業に係る土 地改良法に基づいた申請制度の 拡充や3条資格者(事業の施行に係る地域内にある土 地の農家等)同意手続の省略など、法手続の簡素化に 資する見直しを行うこと。	(制度改正の必要性) 大規模転入者も含められる中、農村地域の国土強靭化を推進するためには、地方自治体が自主的に取り組むことが可能な事業制度の拡充が必要である。また、農家に事業費負担を求めない農地防災事業であって も、通常の土地改良事業と同様に、3条資格者に限り同意と必要としている(土地改良法第85条の2第6項により事業を行う場合を除く)が、農地以外での効果もあるなど、地域全体で効果を受取るものであり、 行政が主体となって事業化に取り組む側面が強いものと思われる。このため、特に農家に事業費負担を求めない農地防災事業において、3条資格者の同意の必要性を検討する余地もあると思われることから、こうした 場合においては、3条資格者の同意手続を省略する措置を設けつつ、事業施行の迅速化等に向けた見直しを進めていただきたい。 【支援事例等】 農地防災事業は、農地に加え、宅地・道路・一般公共施設等にも防災効果が生じるものである。例えば、浸水被害が生じている地域で排水施設を整備した場合、農用地の被害防止とともに、地域内の宅地等の浸水 を防止する効果もある。 したがって、農地防災事業については、市町村を始めとする地方自治体が積極的に関わり、迅速に事業を行うことが望ましいが、土地改良法第85条の2第1項により市町村自らの発意による事業であっても、基本的 には3条資格者の同意が必要となっている。また、同条第6項の3条資格者の同意を要しない手続の規定では、受益面積6,000ヘクタール以上等、国営土地改良事業を念頭に置いたものと思われるため、市町村の発 意により都道府県が事業を実施すると困難な状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>4【消費者庁】 (1) 特定商取引に関する法律（昭51 法57） 複数の都道府県にまたがる消費者被害事案への対応については、内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会における議論を踏まえ、都道府県知事の行政処分等の効力の在り方について検討し、平成28 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 平28 > 4【消費者等】 (1) 特定商取引に関する法律（昭51 法57） 複数の都道府県にまたがる消費者被害事案への対応については、悪質事業者による濫発行為の効果的な防止等を図るため、国と都道府県の執行における連携を一層強化することとし、両者の執行部門を結ぶシステムの拡充や連携強化に向けた情報交換の促進に係る通知の発出等の取組を平成29 年度中に行う。</p>		<p>【消費者庁】 特定商取引に関する法律等の施行について（平成29年11月1日付け）</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_32</p>	
<p>5【国土交通省】 (1) 土地区画整理法（昭29法119） 指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付議先（55条3項）については、当該意見書の取扱いの通知（55条4項）が、法127条7号に基づき行政不服審査法（昭37法160）の適用除外とされていること踏まえ、付議先の変更が審判に与える影響等を調査し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会への見直しを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 平28 > 5【国土交通省】 (1) 土地区画整理法（昭29 法119） 指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付議先（55 条3項）については、平成29 年度中に政令を改正し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会に変更する。</p>		<p>【国土交通省】 地方自治法施行令の一部を改正する政令の公布及び施行について（通知）（平成29年12月27日付け総行第294号） 【国土交通省】 地方自治法施行令の一部を改正する政令（概要） 【国土交通省】 地方自治法施行令の一部を改正する政令（要綱） 【国土交通省】 地方自治法施行令の一部を改正する政令（新旧対照表） 【国土交通省】 地方自治法施行令の一部を改正する政令（新田対照条文） 【国土交通省】 【国土交通省】 地方自治法施行令の一部を改正する政令（読替表）</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_34</p>	
<p>6【農林水産省】 (1) 土地改良法（昭24法195） 土地改良法に基づく土地改良事業において、土地改良事業参加資格者の同意徴集手続の省略等が可能な施設更新事業（85条の3第2項及び3項並びに87条の2第4項）については、当該変更に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすること、関係土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなるものであることの要件に適合する旨を判断するための留意点を、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>			<p>【農林水産省】 都道府県農土地改良事業における同意省略等の留意事項について（平成28年2月24日付け農村振興局整備部土地改良企画課議長補佐（土地改良事業指導班担当）事務連絡）</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_35</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別 管理 番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な 調整結果(個案等)
H27	36	04.雇用・ 労働	都道府県	愛知県	厚生労働省	A 権限 移譲	職業安定法第5条第3号 厚生労働省組織規則第762条	ハローワークの全面移管	全てのハローワーク(公共職業安定所)及び都道府県労働局の職業安定部(ハローワーク業務の統括部門)の事務・権限を都道府県へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 職業安定法(第1条)を一層推進するためには、都道府県自身が地域の実情にに応じ、産業振興、人材育成、福祉などの施策と連携して雇用施策を運用することが効果的。例えば、愛知県では、県で造成したまた、労働局(財源確保基金)を活用した企業誘致や、「アジアンNo1航空宇宙産業クラスター形成特区」など、産業政策とリンクした職業紹介などを一体的に実行することで、より効果的な推進が可能。 【現行制度の支援事例】 国は、H27年1月の閣議決定で、現行制度上の取組(一体的実施、求人情報のオンライン提供等)を積極的に進めるとしているが、これらに県が別途人員・予算を措置することで、二重行政が生じる懸念がある。 ○本県の一体的実施(あいち労働総合支援フロア)に係る予算等 人員:26人、予算:207,260千円 ○県内のハローワーク箇所数:16か所2出張所 【懸念の解消策】 ①雇用保険との財政責任と運営責任の不一致については、国が示す基準のもと、都道府県がこれまでと同様に執行することは可能。 ②職業紹介の全国ネットワークの維持は、国が全体のネットワークを維持し、都道府県は一定のセキュリティーの基でアクセス許可を受けられること可能。 ③全国一斉の雇用対応は、都道府県と厚生労働省との連絡調整により一体的実施は十分可能。 ④ILO条約については、国が統一基準のもと、地方への地方自治法に基づく助言・勧告、是正指示を行い、条約の趣旨を満たすことは可能。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	37	05.教育・ 文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱	高校生等奨学給付金制度に係る給付要件の見直し(県外在学者)	高校生等奨学給付金は、保護者等が居住している都道府県が給付金を支給する制度となっているが、県外の高等学校等に進学する子どもを持つ保護者等の把握が困難であることから、範囲する高等学校等奨学支援金制度(国による授業料支援)に合わせ、生徒が在学している学校のある都道府県が給付する制度とすること。	【制度改正の必要性】 高校生等奨学給付金は、「都道府県が奨学支援金の対象となる高校生等の保護者であって、当該都道府県の区域内に住所を有する者に対して支給する」とことされているが、県外の高等学校等に進学している子どもを持つ保護者(県外保護者)の把握が困難であることや、県外の高等学校等に進学している子ども、進学の高等学校等及びその保護者への周知が困難である。さらに、保護者にとっても、高校生等奨学給付金の申請書に住所を有する都道府県に提出し、高等学校等奨学支援金の申請書は子どもの進学する学校に提出することとなるため、分別提出の制度となっている。このため、高校生等奨学給付金の給付に当たっては、高等学校等奨学支援金制度に合わせ、「奨学支援金の対象となる高校生等が在学している学校の所在する都道府県が、当該学校を通じて保護者に対して支給する」制度とすることにより、支給漏れを防止するとともに、事務・申請手続きの煩雑さを解消する必要がある。 【支援事例等】 県内の高等学校等へ通学する生徒の保護者からの申請は、奨学支援金にあわせて生徒が通学する学校が取りまとめを行っており、制度の周知も容易である。一方、県外保護者の場合、直接県担当において申請を受け付けている。そのため、昨年は他の46都道府県担当に対して管内の私立学校へ(本県への申請受付期間、提出先を含む。)の周知を依頼した。また、昨年、県外保護者から申請を受けた際、「わかづかい」という声があったほか、支給対象者ではない方からの申請もあり、その都度説明した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	38	05.教育・ 文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	高等学校等奨学支援金の支給に関する法律第3条第2項第2号 高等学校等奨学支援金の支給に関する法律施行令第2条 高等学校等奨学支援金の支給に関する法律施行規則第2条	高等学校等奨学支援金制度に係る支給期間要件の緩和	高等学校等奨学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、やむを得ない理由等により対象者が留年した場合には、同制度による支援が受けられないため、親々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。	【制度改正の経緯】 奨学支援金の支給期間は、最大36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等過程→一般課程の夜間等学校・通信制学校在籍の場合は最大48月。)このため、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とされている。 【支援事例】 年度の途中から、長期療養などやむを得ない事由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学期間の期間に相当する月数については奨学支援金制度の対象から外れることとなる。 【制度改正の必要性】 長期療養等やむを得ない理由により対象者が留年する場合も考えられるが、支給期間は最大36月(定時制等の場合は48月)とされており、その事情を斟酌する制度となっていないことから、修業年限の制限について緩和を検討する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka_yosan.html
H27	39	05.教育・ 文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1項6	学校施設環境改善交付金事業(公立小中学校等)に係る対象事業の要件緩和	公立小中学校等について、老朽化が著しい部分のみの改修についても対象事業となるよう要件を緩和すること。	【制度改正の必要性】 社会体育施設(公民小中学校等)の老朽化対策として、学校施設環境改善交付金事業が実施されているが、老朽化による改修については、「建物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改修するものであること、建物全体の延べ床面積の約70%以上を改修するものであること」等の対象事業の要件が設定されており、老朽化が著しい部分のみの改修は対象となっていない。 老朽箇所等の復旧を目的とした部分的改修によって、長寿命化が図られる施設もあることから、こうした改修も対象事業とするよう要件の緩和が必要である。 【支援事例等】 県内自治体において、本交付金事業の活用を検討したが、老朽化が著しい部分のみの改修は対象外であるため、活用を断念した事例があった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka_yosan.html
H27	40	05.教育・ 文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1項24・25・26・27	学校施設環境改善交付金事業(社会体育施設)に係る対象事業の要件緩和	社会体育施設(地域スポーツセンター等)について、新改築・改造に限らず、改修も対象事業とするよう要件を緩和すること。	【制度改正の必要性】 社会体育施設(地域スポーツセンター等)の新改築・改造を対象とした学校施設環境改善交付金事業が実施されているが、対象事業となるのは、施設の新改築・改造に限られており、老朽化の著しい部分の復旧を目的とした改修は対象となっていない。 県では、施設の老朽化対策が喫緊の課題となっており、こうした改修も対象事業とするよう学校施設環境改善交付金要件を緩和することが必要である。 【支援事例等】 県内自治体において、本交付金事業の活用を検討したが、既存の社会体育施設を改修することによる老朽化対策は対象外であるため、活用を断念した事例があった。 また、施設を改築する場合は、既存の社会体育施設を建て直すこととなるため、工事期間中に住民が施設を利用できないこととなり、その期間が長期にわたってしまつたため、住民サービスの維持の観点からも改修による老朽化対策は効果的である。	—
H27	41	05.教育・ 文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	高等学校卒業程度認定試験規則	高等学校卒業程度認定試験関連業務に係る国と県の役割分担の明確化	高等学校卒業程度認定試験関連業務のうち、国と県の本来の役割分担を踏まえ、県が任意で協力している事項について、国で実施すること。	【制度改正の必要性】 本県では、高等学校卒業程度認定試験関連業務として、会場や監督・看護師等の確保、会場管理等との打ち合わせ、監督等の指導、問題受領と保管、試験実施のための実施要項の作成、受験者名簿や写真票の整理、解答整理などを実施しており、事務の執行にあたっては、職員が主要な業務の一つとして位置付けざるを得ない状況にある。 なお、会場等の実費については文部科学省から措置されているが、県が任意で協力している人員費相当額については、措置されていない。 【支援事例】 受験者が県者が多い本県では、昨年度は年2回の試験で合わせて1,200名以上が受験した。試験実施時期である8月上旬と11月上旬は、約5日間にわたり担当グループ4名が専任して対応したほか、試験当日は他課からの応援を含めて、それぞれ29名の職員が、この業務に従事した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html

対応方針（閣議決定）記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【4】厚生労働省</p> <p>(1) 職業安定法(昭22法141)、雇用対策法(昭41法132)及び雇用保険法(昭49法116) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する指導監督等については、以下のとおりとする。具体的な措置については、労働政策審議会における審議の結果を踏まえ、必要な措置を可能なものから順次講ずる。制度設計に当たっては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分に反映させる。</p> <p>(i) 「地方版ハローワーク」(地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介)の創設について 地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直しを行う。 地方公共団体が民間の労働者に雇い入れるに際して無料職業紹介を実施できることと、国への届出(職業安定法33条の4第1項)を廃止する。あわせて、民間の無料職業紹介事業者と同列に課されている事業の停止命(職業安定法32条の9第2項)、職業紹介責任者の選任(職業安定法32条の14)、帳簿の備付け(職業安定法32条の15)等の規制及び国による監督を廃止する。名称については、利用者の利便性に留意しつつ、地方公共団体の自主性を尊重する。</p> <p>・無料職業紹介を実施する地方公共団体に対し、国が有する求人又は求職に関する情報を、求人者及び求職者の同意を得た上で、当該地方公共団体の求めに応じて国からオンライン等で提供することを法定化する。 ・国が地方公共団体にに対しオンラインで提供される情報の範囲に、企業が求める人材像、より詳細な労働条件等が含まれるようにする方策について平成28年度中に検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。 ・地方公共団体にオンラインで提供される求人情報の割合を向上させるため、求人受理時の意向確認を引き続き徹底する。 ・地方公共団体がオンラインで提供を受けた求人情報を、委託訓練及び認定職業訓練の実施機関に対して提供することを可能とする。 ・地方公共団体が受け付けた求人について、地方公共団体から都道府県労働局への情報提供に基づき、ハローワークの求人としても受理する。 ・地方公共団体が行う無料職業紹介により求職者を雇用した企業が雇入れ助成金の対象となることを明確化し、地方公共団体に平成27年度中に通知するとともに、事業主に平成27年度中に周知する。 ・国による雇用保険の失業の認定(雇用保険法15条)、職業訓練の受講あっせん(職業安定法19条及び職業訓練の実施等)による特定求職者の就職の支援に関する法律12条)及び雇用関係助成金の支給手続について、無料職業紹介を行う地方公共団体の希望及び利用者のニーズの見込みを踏まえて対応する。</p> <p>(ii) 地方公共団体がハローワークを活用する枠組みについて 雇用対策における国と地方公共団体の連携(雇用対策法1条)について、新たに以下の枠組みを創設する。 ・地方公共団体が国との間で、職業安定行政を中心とする雇用対策全般について連携して取り組むための協定を締結できる。 ・協定は、当該協定に係る都道府県又は市町村を管轄する全てのハローワークの新設事務を対象とすることができる。 ・協定においては、例えば、運営協議会の設置、事業計画の策定、国と地方公共団体が連携して取り組む施策・事業((iii) の一体的サービスの実施等)などの事項を定める。 ・地方公共団体が協定の内容全般等国の雇用対策について要請するなど、国に対する関与ができる仕組みについて、法律上の根拠を設ける。</p> <p>(iii) 一体的サービスの実施について 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業等と地方公共団体の雇用に関する施策(福祉業務に伴う支援、若者・女性・中高年齢者向けの就労支援、事業主支援等)を一体的に実施するサービス(以下「一体的サービス」という。)を法定化した上で継続的に実施することとし、その運用について、以下の改善措置を平成28年度から講ずる。 ・一体的サービスにおける業務の改善に係る地方公共団体からの要望については、可能な限り要望を受けたハローワーク又は都道府県労働局で判断を行うこと、要望の標準的な様式を定め、標準処理期間を設定すること等により、標準的な対応手続を定め、意思決定を迅速化する。また、要望の実現が困難である場合には、地方公共団体に対してその理由を明示する。 ・一体的サービスにおけるハローワークの就職実績について、地方公共団体の求めに応じて、少なくとも月に1回、属性別の人数や個人別の就職状況等の情報を提供する。 ・国による雇用保険の失業の認定(雇用保険法15条)、職業訓練の受講あっせん(職業安定法19条及び職業訓練の実施等)による特定求職者の就職の支援に関する法律12条)及び雇用関係助成金の支給手続について、一体的サービスを行う地方公共団体の希望及び利用者のニーズの見込みを踏まえて対応する。</p> <p>・一体的サービスにおける利用者登録等については、ハローワークの求職申込書を国及び地方公共団体の共通機軸とし、求職者の同意を得た上で、国と地方公共団体が求職者の情報を共有する。他のハローワークで既に求職申込みがなされている場合には、求職者の同意を得た上で、ハローワークの求職申込書の記載情報を地方公共団体に提供する。 ・このほか、一体的サービス等の充実策について結論が得られた事項については、可能なものから直ちに実行する。</p> <p>(iv) 国による支援の拡充等について 地方公共団体が行う雇用対策事業(雇用の拡大、人材の育成、地方公共団体が行う無料職業紹介、一体的サービス等)に対し必要な支援を行うほか以下の措置を講ずることにより、国の支援の拡充等を図る。 ・職業紹介等に係る地方公共団体の職員の知識・能力の向上を図るため、必要な研修の実施に国が協力するほか、国及び地方公共団体の間での人事交流を推進する。 ・利用者の利便性が一層高まるよう、生活困難者、若者、女性、高齢者、障害者等の就職や、企業誘致等の産業政策と雇用対策との連携を促進する観点から、国及び地方公共団体の情報共有を推進するとともに、両者の連携に係る事例集を作成し、地方公共団体に平成28年度中に周知する。</p> <p>・各都道府県の雇用情勢等の情報については、国が地方公共団体に提供可能な情報の種類を平成27年度中に示し、地方公共団体からの要望に応じて提供する。 ・民間事業者が地方公共団体から委託を受けて行う職業紹介事業に係る規制については、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」において、在り方について平成28年夏までに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【6】文部科学省</p> <p>(9) 高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金) 高校生等奨学給付金を生徒が在籍している学校の所在する都道府県が給付することについては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等奨学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第95号)による改正後の高等学校等奨学支援金の支給に関する法律(平成27法18)の平成28年度までの施行状況とあわせて検証し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【6】文部科学省</p> <p>(1) 学校教育法(昭22法26) (1) 高等学校卒業程度認定試験(90条1項)の実施方法については、国が実施(地方公共団体以外への外部委託による実施を含む。)する方向で検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】 (11) 緊急消防援助隊設備整備費補助金 補助金交付決定後の入札による補助金額の減額については、都道府県知事が補助金の額の確定に係る事務として処理することが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>			<p>【総務省】緊急消防援助隊設備整備費補助金等の交付決定後の入札による補助金額の減額に係る取扱いについて(平成27年12月22日付け消防庁消防・救急課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/eianbosyu/h27/h27fu-tsuchi.html#h27_43</p>	
<p>【厚生労働省】 (2) 介護保険法(平9法123) 介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び業務禁止(69条の38)に係る事務・権限については、地方公共団体から意見聴取を行った上で、介護支援専門員が業務を行う地の市町村への付与又は移譲について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【農林水産省】 (8) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (三) 農用地区域外の農地に農業用施設を設置することについては、あらかじめ農用地区域に編入しなくても可能であることを明確化するため、「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)を平成27年度中に改正する。</p>			<p>【農林水産省】「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(平成28年3月30日付け農村振興局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/eianbosyu/h27/h27fu-tsuchi.html#h27_46</p>	
<p>【環境省】 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) 一般廃棄物の収集・運搬又は処分委託(6条の2第2項)については、市町村が官民連携(PPP)等の活用により特別目的会社(SPC)へ包括的に業務委託する場合は、市町村、SPC及び処理業者との間で三者契約を締結することなどにより、その業務の一部である一般廃棄物の収集・運搬又は処分を処理業者に担わせることが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>			<p>【環境省】廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)(平成28年3月30日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/eianbosyu/h27/h27fu-tsuchi.html#h27_47</p>	
<p>【厚生労働省】 (1) 健康保険法(大11法70) 障害者であって意思疎通を図ることに支障がある者の入院については、当該障害者に意思疎通支援を行う者が付き添うことが可能であることを明確化することについて検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【厚生労働省】意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業(地域生活支援事業)の取扱いについて(平成28年6月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/eianbosyu/h27/h27fu-tsuchi.html#h27_49</p>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【経済産業省】 (10) 産業競争力強化法(平25法98) (ii) 創業・第二創業促進補助金については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できると、申請案件について受付後可能な限り速やかに都道府県に共有すること、及び公募に当たって都道府県の窓口において相談対応を可能とすることについて、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>					
<p>【国土交通省】 (5) 公営住宅法(昭26法193) (i) 公営住宅の非現地における賃貸・集約化の方策については、事業主体、有識者等の意見を踏まえつつ、明渡請求の在り方を含めて総合的に検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【厚生労働省】 (2) 地域保健法(昭22法101) (i) 医師以外の保健所長については、施行令に定める期間(最大4年)が満了する時点においてもなお、一地方公共団体の全ての保健所長に医師を充てること著しく困難であると当該地方公共団体の長が判断した場合に、同一保健所で4年を超えない限り、当該地方公共団体の他の保健所において引き継ぎ保健所長に充てることができるもの、この場合であっても公衆衛生医師確保の計画を作成するなど当該地方公共団体による一層計画的な取組が必要であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。 (ii) 公衆衛生医師確保の充行事例を収集し、地方公共団体へ平成27年度中に情報提供するなど、地方公共団体における公衆衛生医師の確保に係る支援を行う。</p>			<p>【厚生労働省】公衆衛生医師確保の先行事例の情報提供について(平成28年3月25日付け厚生労働省健康局健康課地域保健課事務連絡) 【厚生労働省】地域保健法施行令第4条に定める保健所長の資格について(の運用等)について(平成28年3月25日付け厚生労働省健康局健康課長通知) 【厚生労働省】公衆衛生医師確保に向けた取組事例集(平成28年3月)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/h27/h27tu_tsuchi.htm#h27_58</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野 特別 管理 番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個案等)	
H27	59	04.雇用・労働	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	紹介予定派遣活用型正社員応援事業(通称:若者キャリア応援制度)実施要領	紹介予定派遣活用型正社員応援事業(通称:若者キャリア応援制度)に関する事務・権限を都道府県へ移譲する。	厚生労働省が行っている「紹介予定派遣活用型正社員応援事業」に関する事務・権限を都道府県へ移譲する。	【制度改正の必要性】この事業は若者の雇用に資するため研修と「紹介予定派遣」制度を組み合わせて期間満了後の正社員就職を目的とする事業であるが、平成26年度中に事業実施業者を選定し、平成29年3月末まで事業が実施されることとなっている。県で以前から若者の就業支援を実施しており、特に地域に正社員就職を支援する事業(わかもの仕事チャレンジ事業)を実施している。このため、県で一体的に事業を実施した方が効果的であり、若者にとっても選択の幅が広がるメリットが大きい。そこで、若者派遣活用型正社員応援事業実施要領を改正して都道府県に事務・権限を移譲し、都道府県から民間事業者へ補助する制度とすべきである。【支障事例】本事業は地域ブロック単位で実施されており、本県が含まれる関東ブロックでは、事業を実施する認定事業者や派遣先企業が東京都内に集中している。このため、都内へのアクセス至便な県南部に在住者は本事業に参加することが、県の他の地域で実施されている。国と県の事業でそれぞれ紹介している派遣先企業数は限られるため、若者の選択の幅が狭くなるが、県の事業に一体化すれば、紹介できる派遣先企業が増え、選択の幅が広がるメリットが大きい。また、派遣先企業数の多くが県内から選定されており、県内中小企業は本事業を活用した人材確保を行うことができないが、県の事業になれば派遣先企業となつて人材確保を進めることができる。	—	
H27	60	02.農業・農地	町	当別町	農林水産省	A 権限移譲	農地法4条及び5条	農地転用許可権限の市町村への移譲	農地法4条及び5条に基づく農地転用許可に係る事務・権限の市町村長への移譲。	【支障事例・制度改正を必要とする理由】各市町村のまちづくり(土地利用)は、当該市町村が一番かかっている。地域の実情を反映させた土地利用を迅速かつ計画的に実施する必要がある。人口減少に歯止めをかけるには、産業を進展させる必要があるが、その前に企業誘致を積極的に行う必要がある。本町は北見圏の外環状である国道337号の4車線化完成に合わせ、この路線を物流・産業の集積地として、定住人口、交流人口の増加を目指している。刻々と変化する経済情勢の中、現行の大尺許可、協議が必要となる農地転用許可制度では、時間が掛かり過ぎ、まちづくりが思うように進められない。	—	
H27	61	02.農業・農地	町	当別町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律8条、13条	農業振興地域の整備計画の変更に関する都道府県知事の廃止	農業振興地域の整備に関する法律13条に基づく、農業振興地域整備計画の変更の都道府県知事同意の廃止。	農業振興地域の整備に関する法律13条に基づく、農業振興地域整備計画の変更の都道府県知事同意の廃止。	人口減少に歯止めをかけるためには、地域の実情を反映させた土地利用を迅速かつ計画的に行い、積極的に企業誘致をし、産業を進展させる必要がある。農業振興地域整備計画の変更は都道府県知事の同意を必要とする現行制度では、時間が掛かり過ぎ、まちづくりに支障がある。また、農業振興地域整備計画の変更要件の一つに、土地改良事業に伴う工事の完了後8年経過した土地であると基準が定められているが、刻々と変化する経済情勢の中においては、この基準が足かせとなり、まちづくりが思うように進められないため、この基準を廃止すべきである。	—
H27	62	03.医療・福祉	都道府県	富山県	厚生労働省	A 権限移譲	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項、第9条、同法第81条、施行令第80条第2号第5号(承認基準) 薬事法施行令第80条第2項第5号に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等) S45.10.19厚生省告示第366号(一般漢方製剤) H24.8.30薬事発審第0830第1号	承認基準のある医薬品、製造販売の地方承認権限の拡大	承認基準が定められているが承認権限の地方委任の対象外となっている一般用医薬品のうち、日本薬局方において規格基準が定められている一般用漢方製剤等について、速やかに地方委任の対象とされている取組の見直しを検討し、承認権限を都道府県に移譲することを提案する。	【提案理由、権限移譲の必要性】かぜ薬等15薬効群の一般用医薬品の承認審査については承認基準が策定されており、これに基づいて審査が行われている。医薬品を製造販売しようとする者は、厚生労働大臣の承認を受けなければならないが、承認基準に適合する医薬品のうち画一的な審査ができる範囲の医薬品については、承認の権限が都道府県知事に移譲されている。【期待される効果】都道府県知事承認する医薬品の範囲が厚生労働省告示で定められているが、承認基準の範囲でも一部地方委任の対象から除外されている。併年の提案の趣旨、これまで、一般用医薬品の承認基準のうち、かぜ薬等15薬効群について、また、医薬品外品については、適用範囲が5薬効等5製品群について地方委任の範囲拡大が図られるとともに、今後も必要に応じて改正する予定とされた。昨年の結果を踏まえて、本県は業界の要望が強く、日本薬局方に定められた規格基準に基づき、都道府県でも十分審査が可能と考えられる一般用漢方製剤等の範囲の拡大を提案する。【具体的な支障事例】大尺権限の一般用医薬品の承認には、都道府県知事承認に比べ長期の事務処理期間を要しており、業界からは地方承認の範囲拡大による審査の迅速化を望む声がある。【期待される効果】承認基準に適合する部分に限って見直し、都道府県知事の権限で承認する範囲を拡大することにより、地方による迅速な審査、新製品の早期上市による経済の活性化が期待できる。【提案理由・制度改正の必要性】大尺権限の一般用医薬品の承認については、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、圏域・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。【期待される効果】特定の中核都市を有さない地域においても広域連携に取り組むことが可能となることで、例えば、圏域全体における都市機能の集約・ネットワーク化による相互補完的な広域連携の展開など、各圏域の実情に応じた取組の広がりが期待できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html	
H27	63	12.その他	都道府県	富山県	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	連携中核都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付総務省令第200号総務省自治行政局長通知)	連携中核都市圏構想推進要綱における「連携中核都市」の要件の緩和	現行の連携中核都市圏構想推進要綱における「連携中核都市」の要件は、中核市(人口20万人以上)等の中核都市が周辺市町村を牽引する連携であり、圏域内の中核市を有さない場合は要件外となることとする。意欲ある地域を応援するため、中核市未満の小規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合にも、連携中核都市として位置づけられるよう要綱改正を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】連携中核都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、圏域・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。【期待される効果】特定の中核都市を有さない地域においても広域連携に取り組むことが可能となることで、例えば、圏域全体における都市機能の集約・ネットワーク化による相互補完的な広域連携の展開など、各圏域の実情に応じた取組の広がりが期待できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html	
H27	64	07.産業振興	都道府県	富山県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	液石法第37条の4第1項 高圧ガス保安法第5条第1項(又は第14条第1項)	LPガス新規バルブローリーに関する高圧ガス保安法の許可を受けさせる義務の廃止	LPガス新規バルブローリーに関する高圧ガス保安法の許可を受けさせる義務の廃止	【提案理由、規制緩和の必要性】LPガス新規バルブローリーは、主に民生用液石法並みの新型バルブローリーは、主に民生バルブ貯槽(アパート、飲食店等)に供給されており、この場合、液石法の許可(第37条の4第1項)を使用して使用されている。一方、工業用(工場等への供給)に使用される場合は、別途、高圧法の許可(第5条第1項)が必要とされている。しかし、実質的には、いずれの場合も新型バルブローリーは液石法の下で安全に使用されており、十分効果が確保されている。このため、新型バルブローリーについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けなくてもみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。【具体的な支障事例】事業者は、高圧ガス保安法に基づく申請の手数料20,100円(許可申請及び完成検査)及び申請書の作成(A4紙ファイル1冊分)が負担となっている。【期待される効果】手続きの1本化による事業者負担の軽減	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html	
H27	65	07.産業振興	都道府県	富山県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法第5条第2項第1号 第7条第2項第1項 第60条	高圧ガス保安法における「第一種貯蔵所」の届出義務の廃止	高圧ガス保安法の「第二種製造者」として届け出た「第一種貯蔵所」に該当するバルブローリーについては、同法の「第一種貯蔵所」としての届出は不要とする。具体的には、貯蔵の取扱い・保存数を第二種製造者に課すとともに、バルブローリーについて第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】次の規模に該当するバルブローリーは、事業者は「第二種製造者」(高圧ガス保安法第5条第2項第1号)、「第二種貯蔵所」(第17条の2第1項)の2つの届出義務があるものの、第二種製造者と比較し、第二種貯蔵所は追加的に適用される規制が煩雑な記載・保存義務(第60条)のほかは、両方について届け出ること、両方について手続きが煩雑であり、負担が大きい。【期待される効果】事業者は、第二種貯蔵所の届出に関する書類(A4紙ファイル1冊分)の作成が負担となっている。【期待される効果】手続きの1本化による事業者負担の軽減	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html	
H27	66	06.環境・衛生	都道府県	富山県	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、第15条、第15条の4 平成25年8月29日付「農産物第1002399号 環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部廃棄物処理課長通知(行政処分に関する通知)」	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、第15条、第15条の4 平成25年8月29日付「農産物第1002399号 環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部廃棄物処理課長通知(行政処分に関する通知)」	現在取引価値がないため廃棄物として扱われている産業廃棄物中間処理施設について、バイオマス燃料として廃棄物中間処理施設において、バイオマス燃料として取引価値があることが認められることについては、取引価値がなくても廃棄物として扱われる解釈とするよう行政処分の指針について(通知)の改正を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】産業廃棄物処理業者が、自社の中間処理後の残渣(廃棄物由来バイオマス)を自社の発電施設の燃料として利用する場合、その行為は廃棄物の処理とみなされ、その発電施設は廃棄物処理施設(発電設備付き廃棄物処理施設)と見なされる。【期待される効果】バイオマス燃料として取引価値があることが認められることについては、取引価値がなくても廃棄物として扱われる解釈とするよう行政処分の指針について(通知)の改正を提案する。【期待される効果】バイオマス燃料として取引価値があることが認められることについては、取引価値がなくても廃棄物として扱われる解釈とするよう行政処分の指針について(通知)の改正を提案する。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (3)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) 医薬品の承認(14条1項)の事務・権限については、告示を改正し、以下に掲げる一般用医薬品であつて、日本薬局方(41条1項)において品質に係る規格が定められているものは、承認基準の見直しを行った上で、都道府県に移譲する。 一 一般用漢方処方製剤(平成28年度中) ・生薬単味製剤(平成29年度中)</p>			<p>【厚生労働省】一般用漢方製剤製造販売承認基準について(平成29年3月28日付け厚生労働省医業・生活衛生局長通知) 【厚生労働省】一般用生薬製剤製造販売承認基準について(平成29年12月21日付け厚生労働省医業・生活衛生局長通知) 【厚生労働省】医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件について(平成29年3月28日付け厚生労働省医業・生活衛生局長通知) 【厚生労働省】医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件について(平成29年12月21日付け厚生労働省医業・生活衛生局長通知) 【厚生労働省】承認基準の定められた一般用医薬品の申請書の記載及び添付資料の取扱い等についての一部改正について(平成29年3月31日付け厚生労働省医業・生活衛生局医薬品審査管理課長通知) 【厚生労働省】都道府県知事が承認する漢方製剤の製造販売承認事務の取扱いについて(平成29年3月31日付け厚生労働省医業・生活衛生局医薬品審査管理課長通知) 【厚生労働省】医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件(平成29年厚生労働省告示第358号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_62</p>	
<p>【総務省(12)】【国土交通省(18)】 連携中核都市圏構想推進要綱 連携中核都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【総務省】連携中核都市圏構想推進要綱の一部改正について(通知)(平成28年4月4日付け総務省自治行政局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_63</p>	
<p>【経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149) LPガス新型バルブローリに係る高圧ガス保安法(以下「高圧法」という。)における製造の許可(高圧法5条1項)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)における充てん設備の許可(液石法37条の4第1項)については、事務処理や事業者負担を軽減するため、双方の許可を同時に申請する場合に、重複する添付書類の省略が可能となるよう、「高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について」(平15経済産業省原子力安全・保安院)及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル」を平成27年度中に改正する。あわせて、事務処理の軽減に伴い、地方公共団体の判断で条例により手数料の減額等を定めることが可能であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>			<p>【経済産業省】液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律および関係政省令の運用及び解釈について一部改正について(平成28年3月30日付け経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通知) 【経済産業省】高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等について定める規定(平成28年3月30日付け経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_64</p>	
<p>【経済産業省】 (1)高圧ガス保安法(昭26法204) コールセンター外に係る第二種製造者の届出(5条2項1号)及び第二種貯蔵所の届出(17条の2第1項)については、事務処理や事業者負担を軽減するため、双方の届出を同時に行う場合に、重複する添付書類の省略が可能となるよう、「高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について」(平15経済産業省原子力安全・保安院)を平成27年度中に改正する。</p>			<p>【経済産業省】高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等について定める規定(平成28年3月30日付け経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_65</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
H27	67	02_農業・農地	都道府県	富山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第2条施行規則第1条	【提案理由、規制緩和の必要性】持続性の高い農業生産方式の技術については、新たな農業技術の進展と併せて、規定技術を追加するなど認定要件の見直し(兼行規則の改正)を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】持続性の高い農業生産方式の技術は、現在、3区17技術(有機資材施用技術、化学肥料削減技術、化学合成農薬低減技術の3区分)が規定されている(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第1条)。しかし近年、「食の安全」や「食の多様化」が求められる中、本県では、環境にやさしい農業の普及拡大を進めているとされており、エコファーマーをはじめ、有機農産物や特別栽培農産物などの栽培に組み入れる農業者も増えつつあり、化学合成農薬を使用しない又は削減した高品質防除・被覆削減技術が実践されているなど、規定の技術以外の技術が普及定している。このため、エコファーマーの認定対象となる農業生産方式の技術について、農産物の産地と合わせ、規定技術を追加するなど認定要件の見直しを行う必要がある。なお、化学合成農薬低減技術については、平成18年と19年以降は見直されていない。	【提案理由、規制緩和の必要性】持続性の高い農業生産方式の技術は、現在、3区17技術(有機資材施用技術、化学肥料削減技術、化学合成農薬低減技術の3区分)が規定されている(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第1条)。しかし近年、「食の安全」や「食の多様化」が求められる中、本県では、環境にやさしい農業の普及拡大を進めているとされており、エコファーマーをはじめ、有機農産物や特別栽培農産物などの栽培に組み入れる農業者も増えつつあり、化学合成農薬を使用しない又は削減した高品質防除・被覆削減技術が実践されているなど、規定の技術以外の技術が普及定している。このため、エコファーマーの認定対象となる農業生産方式の技術について、農産物の産地と合わせ、規定技術を追加するなど認定要件の見直しを行う必要がある。なお、化学合成農薬低減技術については、平成18年と19年以降は見直されていない。	【提案理由、規制緩和の必要性】持続性の高い農業生産方式の技術は、現在、3区17技術(有機資材施用技術、化学肥料削減技術、化学合成農薬低減技術の3区分)が規定されている(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第1条)。しかし近年、「食の安全」や「食の多様化」が求められる中、本県では、環境にやさしい農業の普及拡大を進めているとされており、エコファーマーをはじめ、有機農産物や特別栽培農産物などの栽培に組み入れる農業者も増えつつあり、化学合成農薬を使用しない又は削減した高品質防除・被覆削減技術が実践されているなど、規定の技術以外の技術が普及定している。このため、エコファーマーの認定対象となる農業生産方式の技術について、農産物の産地と合わせ、規定技術を追加するなど認定要件の見直しを行う必要がある。なお、化学合成農薬低減技術については、平成18年と19年以降は見直されていない。	【提案理由、規制緩和の必要性】持続性の高い農業生産方式の技術は、現在、3区17技術(有機資材施用技術、化学肥料削減技術、化学合成農薬低減技術の3区分)が規定されている(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第1条)。しかし近年、「食の安全」や「食の多様化」が求められる中、本県では、環境にやさしい農業の普及拡大を進めているとされており、エコファーマーをはじめ、有機農産物や特別栽培農産物などの栽培に組み入れる農業者も増えつつあり、化学合成農薬を使用しない又は削減した高品質防除・被覆削減技術が実践されているなど、規定の技術以外の技術が普及定している。このため、エコファーマーの認定対象となる農業生産方式の技術について、農産物の産地と合わせ、規定技術を追加するなど認定要件の見直しを行う必要がある。なお、化学合成農薬低減技術については、平成18年と19年以降は見直されていない。
H27	68	02_農業・農地	都道府県	富山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農林水産省令第1項 農林水産省関係補助金等交付金第15条第1項 農林水産省関係補助金交付金	補助公共事業の変更手続の簡素化	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山村地域整備交付金等以外の補助公共事業については、当該事業の補助要綱により、農林水産大臣が定める軽微な変更以外は、農政局との協議が必要となっていない。協議が必要なもののうち「地区ごとの重要な事業内容の変更」について、農政局との協議の廃止を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】農山村地域整備交付金事業と同様に、農政局への協議を廃止し、円滑な事業実施に資するようにする。(平成17年度創設、地域再生基盤強化交付金や平成22年度創設の農山村地域整備交付金等では、地域裁量で個別事業地区の予算の執行について、すでに弾力的かつ機動的な運用が可能となっており、これに準じて取りこみとする。)。	【提案理由、規制緩和の必要性】農山村地域整備交付金事業と同様に、農政局への協議を廃止し、円滑な事業実施に資するようにする。(平成17年度創設、地域再生基盤強化交付金や平成22年度創設の農山村地域整備交付金等では、地域裁量で個別事業地区の予算の執行について、すでに弾力的かつ機動的な運用が可能となっており、これに準じて取りこみとする。)。	【提案理由、規制緩和の必要性】農山村地域整備交付金事業と同様に、農政局への協議を廃止し、円滑な事業実施に資するようにする。(平成17年度創設、地域再生基盤強化交付金や平成22年度創設の農山村地域整備交付金等では、地域裁量で個別事業地区の予算の執行について、すでに弾力的かつ機動的な運用が可能となっており、これに準じて取りこみとする。)。
H27	69	09_土木・建築	都道府県	富山県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	財政法第15条第6、第26条 社会資本整備総合交付金交付金交付金要綱	社会資本整備総合交付金制度の運用改善	公共工事の発注時期の平準化のため、社会資本整備総合交付金について年度を跨いだ事業執行が可能となるよう、ゼロ国債の設定や交付金交付金要綱等の交付金制度の運用改善を提案する。	【提案理由・権限移譲の必要性】平成24年度創設の社会資本整備総合交付金事業(以下「交付金事業」という。)は、個別補助金と比べ自由度が高く、創意工夫を生かせるというメリットがある一方、ゼロ国債の設定がなくなったことから年度境(編成期)の事業確保に苦慮している。昨年改正の公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「品質確保法」という。)は、計画的な発注・適切な工期設定が発注者の責務として定められ、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成24年9月30日閣議決定)等では、発注者は債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化に努めることとされた。国直轄事業におけるゼロ国債の対象事業を醸成する事業にも拡充して発注時期の平準化に取り組むこととされたように、交付金事業についても年度を跨いだ事業執行が必要である。	【提案理由・権限移譲の必要性】平成24年度創設の社会資本整備総合交付金事業(以下「交付金事業」という。)は、個別補助金と比べ自由度が高く、創意工夫を生かせるというメリットがある一方、ゼロ国債の設定がなくなったことから年度境(編成期)の事業確保に苦慮している。昨年改正の公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「品質確保法」という。)は、計画的な発注・適切な工期設定が発注者の責務として定められ、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成24年9月30日閣議決定)等では、発注者は債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化に努めることとされた。国直轄事業におけるゼロ国債の対象事業を醸成する事業にも拡充して発注時期の平準化に取り組むこととされたように、交付金事業についても年度を跨いだ事業執行が必要である。	【提案理由・権限移譲の必要性】平成24年度創設の社会資本整備総合交付金事業(以下「交付金事業」という。)は、個別補助金と比べ自由度が高く、創意工夫を生かせるというメリットがある一方、ゼロ国債の設定がなくなったことから年度境(編成期)の事業確保に苦慮している。昨年改正の公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「品質確保法」という。)は、計画的な発注・適切な工期設定が発注者の責務として定められ、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成24年9月30日閣議決定)等では、発注者は債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化に努めることとされた。国直轄事業におけるゼロ国債の対象事業を醸成する事業にも拡充して発注時期の平準化に取り組むこととされたように、交付金事業についても年度を跨いだ事業執行が必要である。
H27	70	10_運輸・交通	都道府県	富山県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	港湾法第34条 港湾施設管理令第17条の4 港湾施設管理委託契約書	国有港湾施設の他用途使用時の国承認の一部廃止	港湾管理者が管理委託している国有港湾施設について、地域の活性化を目的としたイベントなどで使用する場合は、港湾管理者の責任と量に委ね、国の承認を不要とするを提案する。	【提案理由・規制緩和の必要性】現在、予防接種法による保護者の定義が「保護者または後見人」となっていることから、施設入所児童等で保護者が行方不明又は連絡がとれない児童については、保護者同意が得られないことから法定予防接種ができない状況となっている。(保護者がいない場合は施設長等が権限代行する)施設入所の際には、通常保護者から予防接種の包括同意を得ることになるが、どうしても事前に同意を得ることができない場合がある。	【提案理由・規制緩和の必要性】現在、予防接種法による保護者の定義が「保護者または後見人」となっていることから、施設入所児童等で保護者が行方不明又は連絡がとれない児童については、保護者同意が得られないことから法定予防接種ができない状況となっている。(保護者がいない場合は施設長等が権限代行する)施設入所の際には、通常保護者から予防接種の包括同意を得ることになるが、どうしても事前に同意を得ることができない場合がある。	【提案理由・規制緩和の必要性】現在、予防接種法による保護者の定義が「保護者または後見人」となっていることから、施設入所児童等で保護者が行方不明又は連絡がとれない児童については、保護者同意が得られないことから法定予防接種ができない状況となっている。(保護者がいない場合は施設長等が権限代行する)施設入所の際には、通常保護者から予防接種の包括同意を得ることになるが、どうしても事前に同意を得ることができない場合がある。
H27	71	02_農業・農地	中核市	大分市	農林水産省	A 権限移譲	農地法第18条第1項及び第3項、第39条の4 第4次一括法第36条	農地または採草放牧地の賃貸借の解除等の許可権限の移譲	農地法第18条第1項及び第3項の規定により都道府県が処理することとされている事項・権限を、中核市長へ移譲する。	【制度改正の経緯】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)第36条により大都市の特例として、農地法第18条第1項及び第3項の規定により都道府県が処理することとされている事項が、指定都市又は指定都市の長に適用されることと改正されました。	【提案理由、規制緩和の必要性】持続性の高い農業生産方式の技術は、現在、3区17技術(有機資材施用技術、化学肥料削減技術、化学合成農薬低減技術の3区分)が規定されている(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第1条)。しかし近年、「食の安全」や「食の多様化」が求められる中、本県では、環境にやさしい農業の普及拡大を進めているとされており、エコファーマーをはじめ、有機農産物や特別栽培農産物などの栽培に組み入れる農業者も増えつつあり、化学合成農薬を使用しない又は削減した高品質防除・被覆削減技術が実践されているなど、規定の技術以外の技術が普及定している。このため、エコファーマーの認定対象となる農業生産方式の技術について、農産物の産地と合わせ、規定技術を追加するなど認定要件の見直しを行う必要がある。なお、化学合成農薬低減技術については、平成18年と19年以降は見直されていない。	
H27	72	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	予防接種実施規則第5条の2	法定予防接種の保護者同意要件の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、児童相談所一時保護児童、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、児童相談所長、施設長等の同意で可能とすること。	【提案理由、規制緩和の必要性】現在、予防接種法による保護者の定義が「保護者または後見人」となっていることから、施設入所児童等で保護者が行方不明又は連絡がとれない児童については、保護者同意が得られないことから法定予防接種ができない状況となっている。(保護者がいない場合は施設長等が権限代行する)施設入所の際には、通常保護者から予防接種の包括同意を得ることになるが、どうしても事前に同意を得ることができない場合がある。	【提案理由、規制緩和の必要性】現在、予防接種法による保護者の定義が「保護者または後見人」となっていることから、施設入所児童等で保護者が行方不明又は連絡がとれない児童については、保護者同意が得られないことから法定予防接種ができない状況となっている。(保護者がいない場合は施設長等が権限代行する)施設入所の際には、通常保護者から予防接種の包括同意を得ることになるが、どうしても事前に同意を得ることができない場合がある。	
H27	73	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第4条第1項、第31条、第33条	児童福祉法第4条第1項、第31条、第33条	児童福祉法第31条第2項に基づき18歳になった後も措置延長された者に対し一時保護(委託)措置を行えるよう弾力化	【提案理由、規制緩和の必要性】児童福祉法第31条第2項により、児童養護施設等に入所した児童や親戚等に委託した児童については、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行えることとされている。措置延長された者が施設内では他児童との不適応等を起こし、同一施設内に留めておくことが望ましくない状況になった場合に、一時保護を行い施設から早急に分離し対応すべきであるが、児童相談所として措置ができない。	【提案理由、規制緩和の必要性】児童福祉法第31条第2項により、児童養護施設等に入所した児童や親戚等に委託した児童については、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行えることとされている。措置延長された者が施設内では他児童との不適応等を起こし、同一施設内に留めておくことが望ましくない状況になった場合に、一時保護を行い施設から早急に分離し対応すべきであるが、児童相談所として措置ができない。	【提案理由、規制緩和の必要性】児童福祉法第31条第2項により、児童養護施設等に入所した児童や親戚等に委託した児童については、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行えることとされている。措置延長された者が施設内では他児童との不適応等を起こし、同一施設内に留めておくことが望ましくない状況になった場合に、一時保護を行い施設から早急に分離し対応すべきであるが、児童相談所として措置ができない。
H27	74	06_環境・衛生	一般市	滑川市	経済産業省	A 権限移譲	砂利採取法	採取計画の認可事務等	採取計画の認可事務等(注)の都道府県から市町村へ移譲	【提案理由、規制緩和の必要性】砂利採取法第31条第2項により、児童養護施設等に入所した児童や親戚等に委託した児童については、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行えることとされている。措置延長された者が施設内では他児童との不適応等を起こし、同一施設内に留めておくことが望ましくない状況になった場合に、一時保護を行い施設から早急に分離し対応すべきであるが、児童相談所として措置ができない。	【提案理由、規制緩和の必要性】砂利採取法第31条第2項により、児童養護施設等に入所した児童や親戚等に委託した児童については、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行えることとされている。措置延長された者が施設内では他児童との不適応等を起こし、同一施設内に留めておくことが望ましくない状況になった場合に、一時保護を行い施設から早急に分離し対応すべきであるが、児童相談所として措置ができない。	【提案理由、規制緩和の必要性】砂利採取法第31条第2項により、児童養護施設等に入所した児童や親戚等に委託した児童については、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行えることとされている。措置延長された者が施設内では他児童との不適応等を起こし、同一施設内に留めておくことが望ましくない状況になった場合に、一時保護を行い施設から早急に分離し対応すべきであるが、児童相談所として措置ができない。

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【農林水産省】 (15) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平11法110) 持続性の高い農業生産方式に係る技術(施行規則1条)については、関係都道府県の意向等を調査し、同条3項に新たな技術を追加する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【農林水産省】 (15) 土地改良事業関係補助金 「土地改良事業関係補助金交付要綱」(昭31農林水産省)別表に定める事業の地区相互間の経費の額の変更協議については、農林水産大臣の承認が必要な場合を追加する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			【農林水産省】土地改良事業関係補助金交付要綱(平成29年3月31日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27ta-tsuchi.htm#h27_68	
<p>6【国土交通省】 (4) 港湾法(昭25法218) 国有港湾施設を他の用途・目的に使用する場合の国の承認(施行令17条の4)については、適正な公共利用を確保しつつ円滑な実施を図るため、制度の適正な運用に資する処理要領とともに申請の要否の判断に資する例示を、港湾管理者に平成28年中に通知する。</p>			【国土交通省】国有港湾施設の適切な管理について(平成28年6月23日付け国土交通省港湾局総務課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27ta-tsuchi.htm#h27_70	
<p>6【厚生労働省】 (6) 予防接種法(昭23法68) (イ) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者が行方不明等の場合については、児童福祉法(昭22法164)33条の2第1項並びに47条1項及び2項に規定する親権を行う者又は未成年後見人のない場合に含まれるため、児童相談所長又は児童福祉施設の長が親権を行使して法定予防接種の実施に同意することが可能であることを、地方公共団体に平成27年中に通知する。 (ロ) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者の行方は分かるものの連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、省令を改正し、児童相談所長又は児童福祉施設の長等の同意による法定予防接種の実施を平成28年度から可能とする。</p>			【厚生労働省】児童相談所長等の親権行使による同意に基づく予防接種の実施について(平成27年12月22日付け厚生労働省健康局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長等敬称施設部長通知) 【厚生労働省】予防接種実施規則第5条の2第2項に基づき行われる児童相談所長等の予防接種に係る同意について(平成28年3月31日付け厚生労働省健康局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長等敬称施設部長通知) 【厚生労働省】予防接種実施規則の一部を改正する省令新旧対照条文	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27ta-tsuchi.htm#h27_72	
<p>6【厚生労働省】 (4) 児童福祉法(昭22法164) (イ) 児童養護施設等に入所した児童や里親に委託した児童であって、満18歳を超えて措置延長されている者については、一時保護を行うことを可能とすることについて検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H27	75	03.医療・福祉	都道府県	静岡県、三重県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第2項、第5項、第9項、第7項、医療法施行令第5条の2第1項、第5条の3第1項、医療法施行規程第30条の31第1項、第30条の32	基準病床数の算定にあたって、医療施設の実態に応じて設定することができるように緩和すべき。	保健医療計画で定める基準病床数の算定の基準について、医療施設の実態に応じて設定することができるように緩和すべき。	【現状】 現在、基準病床数については、国が定める基準(言い、地方ブロックごと)同一の数値を用いており、ブロック内の人口規模や医療資源等の違いが反映されない仕組みとなっている。 また、療養病床に当たっては、「介護施設で対応可能な数」を減っているが、国は特養への入所は原則介護3以上制度の見直しを行ったにもかかわらず、本県が昨年度行った保健医療計画の療養病床の算定に当たっては、要介護1や高齢者減らすことをめざらされている。 【制度改正の必要性】 保健医療計画の一部である地域医療構想では、地域の実情に応じた機能的機能と在宅医療等の需要推計を行うこととなっている。 日本医師会や産産等の推計では、特養、療養病床が不足するという推計が出ているが、現状の基準病床における療養病床の算定では、地域医療構想における地域の実情に応じた需要推計数に対応することができず、保健医療計画と地域医療構想の間で整合性を図ることができないことが予想されている。 また、昨年度の保健医療計画の策定において、県立病院の意見がなから、介護保険の施設を増やすと、その療養病床が減るとのうらは、医療機関と介護施設を同じものととらえており、おかしいとの意見が出ている。 このことから、基準病床数の算定にあたっては、療養病床の算定における介護施設で対応できる数を知事の数(例えば介護施設で対応可能な数)を減じる際に、地域の実情に応じ、特養への入所要件に合わせ、減らす必要がより入所者数に限るとし、保健医療計画と地域医療構想で整合を図ることができよう、地域の実態に精通した都道府県知事の数値の範囲を拡大すること。	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/seibosyusy/h27/seibosyusy_kokka.html
H27	76	12.その他	中核市	郡山市、太子町、田川市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	計量法第19条1項、計量法第21条1項	特定計量器(質量計)定期検査の規制緩和	特定計量器(質量計)定期検査(2年に1回)の規制緩和について	【特定計量器(質量計)定期検査に係る規制緩和】 特定計量器(質量計)定期検査が義務付けられているが、当制度は度量衡法を前倒した昭和26年当時から現在の計量法に至るまで継続されている。 実際、本市では、4名の職員で年平均1,500台もの特定計量器の定期検査を行わなければならない状況である。 平成17年から製造・出荷されている計量器については、日本工業規格(JIS)に対応する製品となっており、計量器の信頼性が高まっており、昭和26年当時とは状況は大きく異なっている。実際、本市では検査に不適合となる特定計量器は、1%以下(うち全て平成17年以前に製造された計量器)に留まっていることや、所有者の管理意識が向上していることから継続されていると考える。 また、平成20年の計量制度検討小委員会でも製造技術の向上、適性計量についての確認手段の充実により必要最小限の規制対象とするとの記載があり、検査周期を4年に1回にするなどの規制緩和が必要ではないかと考える。	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/seibosyusy/h27/seibosyusy_kokka.html
H27	77	12.その他	中核市	豊田市、山都町	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第24条、学校保健安全法第24条、学校保健安全法施行令第9条	マイナンバー制度における照会項目の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務等について別表第2で整理されている。別表第2の項番38に記載されている事務を処理するための情報連携である特定個人情報、住民票関係情報に限られている。しかし、当該事務を処理するにあたっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよ緩和をお願いする。	【番号法での規定】 取得する要保護者の若くは生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に関する取扱いに制限している中で政令で定めるものも規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に陥窮しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報も活用している。よって、所得情報を把握する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/seibosyusy/h27/seibosyusy_kokka.html
H27	78	09.土木・建築	中核市	豊田市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第12条第2項、第4項	特定行政庁における定期点検の対象建築物・建築設備に関する規制緩和	建築基準法第12条第2項および第4項(昇降機を除く)の定期点検の対象建築物・建築設備について、法第12条第1項および第3項と同様、特定行政庁が指定することができるように法改正を求め。	【制度改正の背景】 定期点検の対象となる建築物・建築設備について、民間と建築主を兼ねない市町村は、特定行政庁の指定するもの(倉庫)と異なる一方、国、都道府県、建築主を置く市町村は、法令で定める床面積100㎡超の建築物などを対象とし、特定行政庁の指定の余地がない。現に、郡山市では、倉庫や車庫等、不特定多数の者が使用しない建築物が、民間では対象とされていないが、豊田市役所所有の施設は対象となっている。 【具体的支障事例】 「倉庫」に着目すると、民間の倉庫および建築主を兼ねない市町村の管理する倉庫について、愛知県では定期点検の対象外だが、国、都道府県、建築主を置く市町村が所有する100㎡超の倉庫は、法令の規定に基づき、定期点検の対象となる。豊田市で100㎡を超える倉庫は、29施設8,568㎡存在し、委託費約100万円/3年に加え、それにかかる人員費も必要となっている。 【制度改正の必要性と効果】 法律上の定期点検の対象範囲について、「民間、建築主を兼ねない市町村」よりも「国、都道府県、建築主を置く市町村」の方が広くなっている地域が存在する。この範囲区分に明確な根拠はないと思われ、実質的に維持保全を策定し行うことが重要であり、不特定多数の者が利用する施設を対象とする等、整備を行う必要がある。 定期点検(傾斜、腐食その他の劣化状況点検)対象となる(床面積が100㎡を超える倉庫)について、倉庫や防炎倉庫等人の出入りに関係し少なく、安全配慮の必要性が少ない用途に供されているものを対象から除外すれば、公共建築物に係る維持管理コストの軽減を図ることができる。	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/seibosyusy/h27/seibosyusy_kokka.html
H27	79	03.医療・福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	民生委員法第10条及び昭和2年(現行)第115号の改正別表第7項	民生委員の任期の短期化又は終期の設定の条例委任	民生委員の任期の短期化について、民生委員法第10条の規定により昭和24年、昭和28年法律第115号の改正別表第7項の規定により改正時の民生委員の任期の終期を昭和28年11月30日と定められているが、一斉改選が12月1日となっているが、この任期の短期化又は終期の設定を条例委任する。	【支障事例】 民生委員法第10条及び昭和28年(現行)第115号の改正別表第7項の規定により、民生委員の任期が4月1日現在、民生委員の定数:569人、うち欠員4人。 ①年度途中で民生委員の交替がなされるため、就学援助対象者が4月から関係性を築いてきたものが途中で切れてしまったり、民生委員活動への支障が出るともに、住民にも混乱を与えてしまっている。 ②民生委員の任期が4月1日現在、民生委員の定数:569人、うち欠員4人。 ③地区協議会の役員改選が年度途中でなれることになり、各地区協議会において補助金に係る手続が煩雑になる。 ④市、社会福祉協議会、自治会などの各団体の任期が4月1日現在と異なるため、民生委員を当該団体の役員とした場合、改選のときは当該団体の役員の任期の途中で交替しなければならないなどの支障がある。 【制度改正の必要性・効果】 上記の支障事例の解消を図ることができる。 【解消策】 一斉改選が12月1日となっているが、地域の実情に応じて、この任期の短期化又は終期を規定できるように条例委任する。 【効果】 民生委員の欠員不足の解消、業務負担の軽減につながる。	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/seibosyusy/h27/seibosyusy_kokka.html
H27	80	03.医療・福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第37条の2、生活保護法施行令第3条	生活保護受給世帯に対する代理納付事由の対象拡大	生活保護法第37条の2(保護方法の特例)において、保護実施機関は、保護の目的を達成するために必要があるときは、(中略)被保護者が支払うべき費用について政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。という規定を置き、代理納付事由を政令(生活保護法施行令第3条)に規定しているが、その列挙事由を追記する。	生活保護受給世帯の中には、病気や障がいを抱えている、支援してくれる家族や知人が近くいないなど、様々な事情を抱えており、自分では支給された保護金品から公共料金を支払うことができない人達がいる。このような人達は、生活保護受給世帯として最低生活を保障しているにも関わらず、ライフラインの供給が停止される。ライフラインは最低生活を営むために必要不可欠であり、代理納付が可能となれば、健康で文化的な最低限度の生活を営むことが可能となる。 一方で、下記の項目について代理納付の追加が必要である。 ・ライフライン(電気・水道・ガス)	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/seibosyusy/h27/seibosyusy_kokka.html
H27	81	09.土木・建築	中核市	豊田市、松山市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第29条	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任	入居収入基準を超える高齢者の入居として定められている(令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。	【制度改正内容】公営住宅法施行令第9条を「法第二十九条(第一項)規定する政令で定める基準は、三十一万三千円以下で事業主体が条例で定める基準とする。」に改正する。 【支障事例】公営住宅に入居後、収入が増加して低所得者ではなくなったものが、依然として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成26年度の状況は、明渡し義務が課せられている収入超過者の19名(全体の12.3%)が引当人数を超えて入居し、入居超過者29名と数が多い。 【制度改正による効果】基準額を258,000円と定めると、219名のうち40名が高所得者となり、住宅の明渡しを請求することができるようになる。40名を退去させることにより、待機している住宅に困窮する低所得者の入居が可能となる。 【制度改正の必要性】入居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら収入が足りない、低所得者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがって、入居待機者、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高齢所得者の収入基準設定が必要と考える。 【国の各種施策との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされた。本提案はこれらに続いて明渡し請求の基準も条例委任することと、さらなる自治体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるとともに、	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/seibosyusy/h27/seibosyusy_kokka.html
H27	82	03.医療・福祉	一般市	宇部市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法(平成9年法律第113号)第28条第1項、第10項、第33条第1項、第6項、介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)第38条第1項・第2項、第41条第2項、第42条第1項・第2項	介護認定(要介護4・5)の有効期間上限の無期限化	高齢化の進展に伴い、申請者は増大し、要介護認定業務及び関係経費が増大している。今後、上昇傾向が続くと見込んでいるが、当該業務を安定的に継続するためには、見直しが必要と考える。については、その一方で、自治体も事務負担、認定審査会において、状態が安定していると判断される要介護4、または、要介護の更新申請について、認定可能な有効期間の上限を無期限とする必要がある。	本市では、認定申請件数の増大に対応する認定調査員や認定審査委員の確保の困難さや、当該業務量の増大が認定結果遅延の原因となっており、その結果、処分延期通知送達業務が発生する悪循環となっている。今後とも傾向はさらに増大することが見込まれ、地方分権改革に関する他市と同様の状況で、当該業務の効率化を加速し、負担軽減を図る必要があると考える。	---
H27	83	05.教育・文化	施行時特例市	茅ヶ崎市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律 第3条	30人学級の法制化	現在の40人学級の中で、平成13年度から公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が実施され、少人数学級編成では小学校1学年について平成23年度に標準法を改正して35人学級が行われているが、他の学年については法制化が見送られ、少人数学級編成の実施のための教職員定数については、各都道府県ごとに決められた加配教職員定数の中で割り振られている。現状では、小学校2学年においても、35人学級が定着しており、決められた加配教職員定数の中で小学校2学年の少人数学級を実施している。法制化については、加配教職員定数から教職員定数を削減し、他の学年での弾力的な学級編成の妨げに結びつくものである。	平成13年度から公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が実施され、教職員定数の算定に当たっては、 ①学級給食地調理校 550人以上の学校数×1人、550人未満の学校数×1/4人 ②非地調理校 1500人以下×3人などとなっている。 学校教職員は、献立の作成や食材の発注、食育の充実、児童・生徒のアレルギー体質の情報を把握し個別に対応する、など職務の重要度が増しており、各学校の状況に応じたきめ細かな対応ができる配置が求められている。また、非常時対応への学校教職員も配置について、対象となる児童数は1500人以下の場合入という現行の配置基準では、きめ細かな対応が難しい状況にある。 このため、小学校校舎は中学校校舎及び共同調理場、専任負担軽減のための学校教職員も配置基準を引き下げが望まれる。 具体的には、①は、学校給食を実施する小学校若しくは中学校で、学校給食調理施設を単独で置く場合は、1校1人の配置基準を1500人以下についても人とすること。	---
H27	84	05.教育・文化	施行時特例市	茅ヶ崎市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律 第8条の2	学校栄養職員配置基準の引き下げ	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律を見直し、現行の児童・生徒数が550人以上単独実施校に1人、550人未満単独校に1/4人、という配置基準を引き下げ、専任負担軽減のための学校栄養職員を配置すること。	1500人以下×3人などとなっている。 学校教職員は、献立の作成や食材の発注、食育の充実、児童・生徒のアレルギー体質の情報を把握し個別に対応する、など職務の重要度が増しており、各学校の状況に応じたきめ細かな対応ができる配置が求められている。また、非常時対応への学校教職員も配置について、対象となる児童数は1500人以下の場合入という現行の配置基準では、きめ細かな対応が難しい状況にある。 このため、小学校校舎は中学校校舎及び共同調理場、専任負担軽減のための学校教職員も配置基準を引き下げが望まれる。 具体的には、①は、学校給食を実施する小学校若しくは中学校で、学校給食調理施設を単独で置く場合は、1校1人の配置基準を1500人以下についても人とすること。	---

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【経済産業省】 (6)計量法(平4法51) (イ)特定計量器(非自動はかり)の定期検査(19条)については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、指定定期検査機関を指定(20条1項)した地方公共団体の事例を平成27年度中に周知する。</p>					
<p>6【内閣府(5)】【総務省(9)】【文部科学省(7)】【厚生労働省(22)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 学校保健安全法(昭33法56)による医療に要する費用についての援助に関する事務(別表2の38)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び地方税関係情報を追加する。</p>					
<p>6【国土交通省】 (3)建築基準法(昭25法201) 国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検(12条2項及び4項)については、当該市町村の長等が建築審査会の同意を得て指定する公共建築物を、定期点検の対象から除外することを可能とする。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (10)生活保護法(昭25法144) (イ)被保護者が使用した電気、水道及びガスの料金の支払いについては、金銭管理支援を自立支援プログラムに位置付けて実施することで効果的な支援を行うことができ、必要に応じて、助言も行うことが有効であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>			<p>【厚生労働省】金銭管理支援の個別支援プログラムの策定について(平成28年3月31日付) け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_80</p>	
<p>6【国土交通省】 (5)公営住宅法(昭26法193) (四)公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準(施行令9条)については、現在、全国一律に政令で定めているが、これを改め条例に委任するなど地域の実情を反映する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野 管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(概要等)	
H27	85	09_土木・建築	都道府県	秋田県	国土交通省 財務省	B_地方 に対する 規制緩和	財政法第15条、第26条 社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省の社会資本整備総合事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的事業となっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。 【支障事例】 積雪寒冷地では、積雪による工期期間の制約に加え、冬季の施工時間は日照時間や除雪作業等の影響を受けることから、発注が遅れ年度当初の施工進捗を遂げることが困難な場合がある。社会資本整備総合事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようなゼロ債制度の創設を求めている。 【制度改正の必要性】 【懸念の解消策】 社会資本整備総合事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようなゼロ債制度の創設を求めている。例えば、このゼロ債を活用して発注する整備計画上の工事については、予算単年度事業期間に限り、特別な整備計画上の変更記載等は必要ないこと、交付要綱等にゼロ債事業を単年度事業と同様に扱うことを明記する。	国土交通省の社会資本整備総合事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的事業となっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。 【支障事例】 積雪寒冷地では、積雪による工期期間の制約に加え、冬季の施工時間は日照時間や除雪作業等の影響を受けることから、発注が遅れ年度当初の施工進捗を遂げることが困難な場合がある。社会資本整備総合事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようなゼロ債制度の創設を求めている。 【制度改正の必要性】 【懸念の解消策】 社会資本整備総合事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようなゼロ債制度の創設を求めている。例えば、このゼロ債を活用して発注する整備計画上の工事については、予算単年度事業期間に限り、特別な整備計画上の変更記載等は必要ないこと、交付要綱等にゼロ債事業を単年度事業と同様に扱うことを明記する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka_yosan.html		
H27	86	12_その他	都道府県	秋田県	総務省	B_地方 に対する 規制緩和	地方税法附則第7条 地方税法施行規則附則第2条の4	マイナンバー、マイポータルを活用したふるさと納税事務手続の簡素化	平成27年度税制改正により創設された「ふるさと納税(寄附)をされた方の寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組み」により、寄附を受け入れた地方自治体には、住所地市町村に対する特例制度に係る納税者情報の通知事務等が新たに発生した。 この特例制度は、マイナンバー、マイポータルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入したものとされていることから、当該簡素化を検討する際には、納税者情報の通知事務の省略化と地方自治体の事務手続に係る負担軽減も図られるようすきである。	平成27年度税制改正により創設された「ふるさと納税(寄附)をされた方の寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組み」により、寄附を受け入れた地方自治体には、住所地市町村に対する特例制度に係る納税者情報の通知事務等が新たに発生した。 この特例制度は、マイナンバー、マイポータルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入したものとされている(総務省ホームページ公表資料)が、当該特例制度の創設に伴い、寄附の受入地自治体の事務手続が従来より増加していることから、当該簡素化を検討する際には、納税者情報の通知事務の省略化と地方自治体の事務手続に係る負担軽減も図られるようすきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	87	12_その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省 (水産庁)	B_地方 に対する 規制緩和	漁業近代化資金融通法第2条第3項第1号の括弧書き及び第1号ロ、同法施行令第4条第1号 又は簡素化 の停止又は簡素化	漁業近代化資金融通法	三重行政化を避ける為、漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を超える場合の国の承認について、「承認の手続を廃止」若しくは「届出」等に簡素化する。また、又は漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額をきり上げることについても国の承認手続きを省略するもの。)	【支障事例】 現在、10月から20、未漁の漁船を建造する場合、1億円から2億円程度の資金が必要となる場合が多くあり、実際に宮崎県では約半数の申請が法定で定める貸付限度額(9千万円)を超え、国の承認が必要となっている。この場合、県単独で手続を進める場合と比べ、最低でも1ヶ月の期間が追加が必要となり、その他の融資機関、保証機関の審査、県の利子補給の審査期間も含めると融資までに長期間を要する状況となっている。 一方、漁船建造には工期との関係や漁船の建造計画があり、申請手続が長期にわたると融資の事前着工を漁業者(借受者)が余儀なくされることとなる。この場合、県では原則利子補給が支払っていないが、真にやむを得ない場合は事前着工承認申請書を提出してもよい条件付(国の承認がない)ときは利子補給の対象としないことで承認しているが、条件付の着工承認であることや漁業者への手付金の支払も負担となる。また、漁業者(借受者)についてはリスクがあるものとなっている。 本制度資金は、漁業者(借受者)への貸付金は社会福祉からであり、県の利子補給対象としないことで承認しているが、条件付の着工承認であることや漁業者への手付金の支払も負担となる。また、漁業者(借受者)についてはリスクがあるものとなっている。 国からの支出は一切生じないものである。また、国の承認は、県が通常利子補給する際の書類に県の見解を付しているのみで、国も県と同様に「償還の可能性について審査していると思われる為、事務手続が重複していると考えられる。以上のことから、県単独で融資の迅速化や漁船の代船建造円滑化のため国の関与の簡素化が必要となる。	【支障事例】 現在、10月から20、未漁の漁船を建造する場合、1億円から2億円程度の資金が必要となる場合が多くあり、実際に宮崎県では約半数の申請が法定で定める貸付限度額(9千万円)を超え、国の承認が必要となっている。この場合、県単独で手続を進める場合と比べ、最低でも1ヶ月の期間が追加が必要となり、その他の融資機関、保証機関の審査、県の利子補給の審査期間も含めると融資までに長期間を要する状況となっている。 一方、漁船建造には工期との関係や漁船の建造計画があり、申請手続が長期にわたると融資の事前着工を漁業者(借受者)が余儀なくされることとなる。この場合、県では原則利子補給が支払っていないが、真にやむを得ない場合は事前着工承認申請書を提出してもよい条件付(国の承認がない)ときは利子補給の対象としないことで承認しているが、条件付の着工承認であることや漁業者への手付金の支払も負担となる。また、漁業者(借受者)についてはリスクがあるものとなっている。 本制度資金は、漁業者(借受者)への貸付金は社会福祉からであり、県の利子補給対象としないことで承認しているが、条件付の着工承認であることや漁業者への手付金の支払も負担となる。また、漁業者(借受者)についてはリスクがあるものとなっている。 国からの支出は一切生じないものである。また、国の承認は、県が通常利子補給する際の書類に県の見解を付しているのみで、国も県と同様に「償還の可能性について審査していると思われる為、事務手続が重複していると考えられる。以上のことから、県単独で融資の迅速化や漁船の代船建造円滑化のため国の関与の簡素化が必要となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	88	04_雇用・労働	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B_地方 に対する 規制緩和	職業安定法第30条、第31条、第32条の14、第32条の15、第33条の4第2項	職業紹介行為の事業所の廃止	地方公共団体が直接又は民間職業紹介事業者に委託して職業紹介を実施する場合における、事業所で行うこととされている職業紹介行為、事業所以外で実施できるより事業所要件を廃止すること。	【定期の概要】 地方公共団体が直接又は民間職業紹介事業者に委託して職業紹介を実施する場合、職業安定法に基づき、事業所ごとに届出又は許可が必要とされるとともに、それぞれの事業所には、事業所ごとの基準資産額、専属の職業紹介責任者の配置などが要件とされている。 【制度改正の内容】 職業紹介行為を地方公共団体が直接または民間職業紹介事業者に委託して行う場合は、出張相談や合同説明会等、事業所以外でも実施可能とする。 【支障事例】 地方公共団体が実施する出張相談や合同企業説明会では、相談者や求職者に企業名を挙げた具体的な職種の紹介ができない。このため、求職者は事業所に赴き求職の申し込みをしない限り、職業紹介を受けられない。都道府県が実施する出張相談会は、事業所から離れた市町村で定期的に実施することも多く、求職者にとって身近で相談の機会が確保されているにも関わらず、求人情報の提供等の職業紹介を受けるためには、住居から遠く離れた事業所まで改めて出向く必要があり、求職者の利便性を著しく損ねている。 また、合同企業説明会において、企業と求職者の双方が面会を希望した場合であっても、事業所での昼食が行われることとなり、迅速・円滑な就職支援の障害となっている。 【改善による効果】 地域の実情や求職者のニーズに応じた職業紹介(出張相談、合同会社説明会等)が臨機に実施可能となり、求職者と求人者双方の利便性の向上及び地域におけるマッチング機能の強化が期待される。	【定期の概要】 地方公共団体が直接又は民間職業紹介事業者に委託して職業紹介を実施する場合、職業安定法に基づき、事業所ごとに届出又は許可が必要とされるとともに、それぞれの事業所には、事業所ごとの基準資産額、専属の職業紹介責任者の配置などが要件とされている。 【制度改正の内容】 職業紹介行為を地方公共団体が直接または民間職業紹介事業者に委託して行う場合は、出張相談や合同説明会等、事業所以外でも実施可能とする。 【支障事例】 地方公共団体が実施する出張相談や合同企業説明会では、相談者や求職者に企業名を挙げた具体的な職種の紹介ができない。このため、求職者は事業所に赴き求職の申し込みをしない限り、職業紹介を受けられない。都道府県が実施する出張相談会は、事業所から離れた市町村で定期的に実施することも多く、求職者にとって身近で相談の機会が確保されているにも関わらず、求人情報の提供等の職業紹介を受けるためには、住居から遠く離れた事業所まで改めて出向く必要があり、求職者の利便性を著しく損ねている。 また、合同企業説明会において、企業と求職者の双方が面会を希望した場合であっても、事業所での昼食が行われることとなり、迅速・円滑な就職支援の障害となっている。 【改善による効果】 地域の実情や求職者のニーズに応じた職業紹介(出張相談、合同会社説明会等)が臨機に実施可能となり、求職者と求人者双方の利便性の向上及び地域におけるマッチング機能の強化が期待される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	89	12_その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省 (水産庁)	B_地方 に対する 規制緩和	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項 中小漁業融資保証法第4条	沿岸漁業改善資金の融資に係る保証方法の見直し	中小漁業融資保証法により、融資機関が融資する場合に漁業信用基金による機関保証を受けることができるが、これを都道府県直営方式の場合であっても、保証可能にする。	【現行制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、都道府県が国の補助金を受け資金を造成し、沿岸漁業従事者等の漁業経営又は生活の改善、漁業後継者の養成を図るため、必要な資金を無利子で貸し付ける制度資金である。沿岸漁業改善資金助成法により、本資金の貸付けを受ける者に対しては、担保を提供せず、又は保証人を立てさせなければならないとされている。本県の場合、沿岸漁業の経営を開始するために必要な資金(漁業経営開始資金)を貸し付ける際にも、保証人に加え融資対象物件を担保として徴収しているが、それ以外は保証人の設定のみである。 【支障事例】 現在、法務省で検討されている民法改正(債権関係)の中で、保証人保護の方策の拡充が検討されている。この拡充により、保証人にならざる者は、公正証書で保証義務を履行する意思表示をしなければならないが、借受人は保証人の確保が難しくなるとともに保証人設定の手続きが今まで以上に煩雑になる可能性がある。 漁船などの物の担保については、担保の設定や管理に関する事務を、行政機関(都道府県)が行うことは難しい。 【懸念の解消策】 中小漁業融資保証法第1条により、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等保証の対象としているが、沿岸漁業改善資金は、都道府県直営方式の資金のため、機関保証の対象外となっている。上記、民法改正が行われれば、保証人確保が難しくなる可能性もあり、中小漁業融資保証法第4条における保証対象の見直しを行っていただきたい。 なお、県の経費負担を機関保証の対象とする制度の見直しに当たっては、地方自治体への事務負担が増えることがないよう、十分留意した改正としていただきたい。	【現行制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、都道府県が国の補助金を受け資金を造成し、沿岸漁業従事者等の漁業経営又は生活の改善、漁業後継者の養成を図るため、必要な資金を無利子で貸し付ける制度資金である。沿岸漁業改善資金助成法により、本資金の貸付けを受ける者に対しては、担保を提供せず、又は保証人を立てさせなければならないとされている。本県の場合、沿岸漁業の経営を開始するために必要な資金(漁業経営開始資金)を貸し付ける際にも、保証人に加え融資対象物件を担保として徴収しているが、それ以外は保証人の設定のみである。 【支障事例】 現在、法務省で検討されている民法改正(債権関係)の中で、保証人保護の方策の拡充が検討されている。この拡充により、保証人にならざる者は、公正証書で保証義務を履行する意思表示をしなければならないが、借受人は保証人の確保が難しくなるとともに保証人設定の手続きが今まで以上に煩雑になる可能性がある。 漁船などの物の担保については、担保の設定や管理に関する事務を、行政機関(都道府県)が行うことは難しい。 【懸念の解消策】 中小漁業融資保証法第1条により、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等保証の対象としているが、沿岸漁業改善資金は、都道府県直営方式の資金のため、機関保証の対象外となっている。上記、民法改正が行われれば、保証人確保が難しくなる可能性もあり、中小漁業融資保証法第4条における保証対象の見直しを行っていただきたい。 なお、県の経費負担を機関保証の対象とする制度の見直しに当たっては、地方自治体への事務負担が増えることがないよう、十分留意した改正としていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	90	12_その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省 (水産庁)	B_地方 に対する 規制緩和	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第19条、第22条	特定大臣許可漁業等の届出に係る届出書類の簡素化	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業について、進捗事務の効率化と漁業者の負担軽減を図るため、農林水産大臣に対し一覽表方式により届出・報告が行えるよう見直しを行うことと併せて届出に係る届出書類の簡素化、漁船原簿簿本を不要とするよう措置すること。	【現行制度の概要】 小型すまわい釣り漁業者等の届出漁業を営もうとする者は、省令に基づき農林水産大臣に届出期間とて定められた様式に指定された添付書類(漁船原簿簿本等)を添えて届出を行い、また、操業期間終了後は進捗成績報告書を提出している。 これら関係書類は、県を経由して提出することとなっていることから、県は漁業者から提出を受けた内容を十分確認の上、水産庁に進捗を行っているところである。 【支障事例】 本県においては、届出漁業のうち小型すまわい釣り漁業の本県届出件数は500件以上で、届出や報告に伴う内容確認と進捗は同時期に行うため、多大な事務作業となる。 【制度改正の効果】 届出や進捗成績報告書の提出により、一覽表形式による届出方式を導入し、また、添付書類のうち漁船原簿簿本については、県が漁船情報を管理していることから、これを不要とすることで、県の進捗事務の効率化と漁業者の負担軽減(漁船原簿簿本交付手数料)を図ることができると見込まれる。 【類似事務の状況】 沿岸くまご漁業は広域漁業調整委員会指示に基づく承認制となっているが、これら承認申請と進捗成績報告書の提出は、一覽表方式を導入しており、加えて、添付書類となっている漁船原簿簿本は省略が可能となるよう措置がなされている。(広域漁業調整委員会は水産庁所管)	【現行制度の概要】 小型すまわい釣り漁業者等の届出漁業を営もうとする者は、省令に基づき農林水産大臣に届出期間とて定められた様式に指定された添付書類(漁船原簿簿本等)を添えて届出を行い、また、操業期間終了後は進捗成績報告書を提出している。 これら関係書類は、県を経由して提出することとなっていることから、県は漁業者から提出を受けた内容を十分確認の上、水産庁に進捗を行っているところである。 【支障事例】 本県においては、届出漁業のうち小型すまわい釣り漁業の本県届出件数は500件以上で、届出や報告に伴う内容確認と進捗は同時期に行うため、多大な事務作業となる。 【制度改正の効果】 届出や進捗成績報告書の提出により、一覽表形式による届出方式を導入し、また、添付書類のうち漁船原簿簿本については、県が漁船情報を管理していることから、これを不要とすることで、県の進捗事務の効率化と漁業者の負担軽減(漁船原簿簿本交付手数料)を図ることができると見込まれる。 【類似事務の状況】 沿岸くまご漁業は広域漁業調整委員会指示に基づく承認制となっているが、これら承認申請と進捗成績報告書の提出は、一覽表方式を導入しており、加えて、添付書類となっている漁船原簿簿本は省略が可能となるよう措置がなされている。(広域漁業調整委員会は水産庁所管)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	91	12_その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省 (水産庁)	B_地方 に対する 規制緩和	水産多面的機能発揮対策事業交付要綱	水産多面的機能発揮対策事業交付金の第1四半期交付額の上限撤廃	事業執行に支障が出ないよう、第1四半期の交付額の上限を撤廃し、活動実態に応じて交付ができるよう見直しを行うこと。	【支障事例】 国の交付金は、全国一律に第1四半期に25%を上限に概算交付され、年度内の第4四半期には協議会で確実実施した費用のうち、交付決定額の90%を上限として請求することとなり、残額は、年度が要った第5期の交付により精算している。 なお、国の経費負担が当たっては、地域の状況や現地の実情に応じたタイムリーな活動が必要であり、特に協議対策のために必要な作業は4～6月に集まっているため、第1四半期に多くの活動が必要となっている。 【懸念の解消策】 事業執行に支障がないよう、第1四半期の交付額の上限を撤廃し、活動実態に応じて交付ができるよう見直しを行っていただきたい。なお、上記の支障事例等については国に業務量を説明の上、全額概算交付をお願いしたが、実現しなかったため、今回、第一四半期の上限撤廃を提案するものである。	【支障事例】 国の交付金は、全国一律に第1四半期に25%を上限に概算交付され、年度内の第4四半期には協議会で確実実施した費用のうち、交付決定額の90%を上限として請求することとなり、残額は、年度が要った第5期の交付により精算している。 なお、国の経費負担が当たっては、地域の状況や現地の実情に応じたタイムリーな活動が必要であり、特に協議対策のために必要な作業は4～6月に集まっているため、第1四半期に多くの活動が必要となっている。 【懸念の解消策】 事業執行に支障がないよう、第1四半期の交付額の上限を撤廃し、活動実態に応じて交付ができるよう見直しを行っていただきたい。なお、上記の支障事例等については国に業務量を説明の上、全額概算交付をお願いしたが、実現しなかったため、今回、第一四半期の上限撤廃を提案するものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	92	05_教育・文化	知事会	九州地方知事会	文部科学省 (文化庁)	B_地方 に対する 規制緩和	文化財保護法 指定文化財管理費国庫補助要項	文化財関係国庫補助金の指定文化財管理費国庫補助要項	①指定文化財管理費国庫補助要項で補助対象外とされている地方公共団体が所有する物件についても補助対象とする。要項(6)について文部科学省所管文化庁所管の国有財産以外も補助対象とする。 ②要項で補助対象外となる庭園以外の史跡や天然記念物(島、岩石池、池、沢、森林を除く。)についても補助対象とする。 【支障事例】 指定文化財に関する維持管理費については、年間数千単位にのぼる例や、自治体によっては一部予算の3～4割程度を占める例もある。文化財の維持管理費は、予算削減の対象になり易く、年々予算の確保が困難になっている。また、毎年予算の範囲内でできる限りの維持管理を進めているが、除草作業等が十分にできず、県民から苦情を受けたりしている。また、維持管理費は多額の費用がかかることから、文化財の価値の高いもの指定に対し消滅的な事例や指定を受けたものの公有化を躊躇する事例も見受けられる。 ②補助要項上、補助の対象となるのは重要文化財や名勝等の庭園、文部省所管文化庁所管の国有財産等に限定されており、現状では、庭園以外の史跡や天然記念物(島、岩石池、池、沢、森林を除く。)は補助対象となっていない。 史跡や天然記念物の維持管理の重要性も重要文化財と同様であり、費用がかかることから、実際に維持管理を担う地元の市町村からも維持管理費の支援については要望が多い。 【地域の実情を踏まえた必要性】 ①②ともに補助対象が追加されれば、その分の予算を文化財の活用等に回すことができ、さらなる地域の活性化につながる。ひいては、文化財を活かしたまちづくりとおして住民の生きがい創出につながることを期待される。	①指定文化財管理費国庫補助要項で補助対象外とされている地方公共団体が所有する物件についても補助対象とする。要項(6)について文部科学省所管文化庁所管の国有財産以外も補助対象とする。 ②要項で補助対象外となる庭園以外の史跡や天然記念物(島、岩石池、池、沢、森林を除く。)についても補助対象とする。 【支障事例】 指定文化財に関する維持管理費については、年間数千単位にのぼる例や、自治体によっては一部予算の3～4割程度を占める例もある。文化財の維持管理費は、予算削減の対象になり易く、年々予算の確保が困難になっている。また、毎年予算の範囲内でできる限りの維持管理を進めているが、除草作業等が十分にできず、県民から苦情を受けたりしている。また、維持管理費は多額の費用がかかることから、文化財の価値の高いもの指定に対し消滅的な事例や指定を受けたものの公有化を躊躇する事例も見受けられる。 ②補助要項上、補助の対象となるのは重要文化財や名勝等の庭園、文部省所管文化庁所管の国有財産等に限定されており、現状では、庭園以外の史跡や天然記念物(島、岩石池、池、沢、森林を除く。)は補助対象となっていない。 史跡や天然記念物の維持管理の重要性も重要文化財と同様であり、費用がかかることから、実際に維持管理を担う地元の市町村からも維持管理費の支援については要望が多い。 【地域の実情を踏まえた必要性】 ①②ともに補助対象が追加されれば、その分の予算を文化財の活用等に回すことができ、さらなる地域の活性化につながる。ひいては、文化財を活かしたまちづくりとおして住民の生きがい創出につながることを期待される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka_yosan.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】 (5) 地方税法(昭25法226) (ロ) 個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除(ふるさと納税)(37条の2)については、平成29年度以降に行われるマイナンバー制度を活用した事務の簡素化に係る検討の進捗状況等に関して、地方公共団体に継続的に情報提供を行う。</p>			【総務省】ふるさと納税に関する現況調査結果(税額控除の実績等)(平成28年8月2日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_86	
<p>【農林水産省】 (7) 漁業近代化資金融通法(昭44法52) 都道府県の利子補給に係る漁業近代化資金の法定上限超過に係る手続(2条3項1号)については、農林水産大臣の承認を得ることなく、農林水産大臣が定めた基準に基づき、都道府県が上限超過の可否を判断することが可能な仕組みとする。</p>					
<p>【厚生労働省】 (3) 職業安定法(昭22法141)、雇用対策法(昭41法132)及び雇用保険法(昭49法116)(抜粋) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する指導監督等については、以下のとおりとする。具体的な措置については、労働政策審議会における審議の結果を踏まえ、必要な措置を可能なものから順次講ずる。制度設計に当たっては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分に反映させる。 (イ)「地方版ハローワーク」(地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介)の創設について 地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直しを行う。 ・地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できることとし、国への届出(職業安定法33条の4第1項)を廃止する。あわせて、民間の無料職業紹介事業者と別立てられている事業の廃止命令(職業安定法32条の9第2項)、職業紹介責任者の選任(職業安定法32条の14)、帳簿の備付け(職業安定法32条の15)等の規制及び国による監督を廃止する。名称については、利用者の利便性に留意しつつ、地方公共団体の自主性を尊重する。 (ロ) 国による支援の拡充等について 地方公共団体が行う雇用対策事業(雇用の拡大、人材の育成、地方公共団体が行う無料職業紹介、一体的サービス等)に対し必要な支援を行うほか以下の措置を講ずることにより、国の支援の拡充を図る。 ・民間事業者が地方公共団体から委託を受けて行う職業紹介事業に係る規制については、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、雇用件数等の在り方に関する検討会において、在り方について平成28年度までに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【農林水産省】 (2) 漁業法(昭24法267)及び水産資源保護法(昭26法313) (イ) 届出漁業の廃業に係る届出(特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平6農林水産省令54)19条)については、省令を改正し、漁船の座席の座席の届出を平成28年5月までに廃止する。あわせて、都道府県内における届出漁業者をまとめて一覧表の形式で届出を行うことが可能となるよう、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第19条第4項の規定に基づき届出書の様式(平7農林水産省告示471)を平成28年5月までに改正する。 また、届出漁業のうち、小型するめいか釣り漁業及び暫定措置水域沿岸漁業に係る漁獲成績報告書(同省令22条)については、都道府県の意見を踏まえつつ、一覧表の形式で報告を行うことが可能となるよう、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第22条第3項の規定に基づく漁獲成績報告書の様式(平7農林水産省告示470)を平成28年中に改正する。</p>			【農林水産省】特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第二十二条第三項の規定に基づく漁獲成績報告書の様式の一部を改正する件新旧対照条文	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_90	
<p>【農林水産省】 (19) 水産多面的機能発揮対策交付金 水産多面的機能発揮対策交付金については、事業の効果的な実施を行う観点から、毎年度可能な限り、事業執行の支障を来さないよう、地方の実態を踏まえた支払計画を策定する。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	93	12.その他	知事会	九州地方知事会	内閣府(消費者庁)	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政推進交付金交付要綱	地方消費者行政推進交付金交付要綱	地方消費者行政活性化基金では、新規事業の開始時期に制限があり、また、事業開始から1年以内の期間内に事業を完了せず、事業継続に障害を生じていた。さらには、相談機能の充実の観点から、今後も相談員設置を進めていく必要があるが、小規模な自治体において、予定されていた年度で相談員設置が遅れる事例が発生している。また、小規模自治体単独設置以外にも広域連携について模索しているもの、活動に時間を要しており、平成29年度までに相談員設置ができない可能性がある。平成29年度、同基金が交付金化となり、その交付要綱が定められたが、基金と同様に活用期間の制限が定められているため、当該交付金の活用期間の延長について柔軟に対応できるような要件を緩和すること。	【支援事例】 地方消費者行政推進交付金の活用については、新規事業が開始できる期間及び事業メニュー毎に活用期間が定められている。消費者庁は、本格的な取組が始まったばかりの行政分野であり、県内各町村では地方消費者行政活性化基金を活用して相談員の設置を進めてきたが、未だ未設置の自治体も多く、これらの自治体においても、相談機能の充実の観点から、今後も相談員設置を進めていく必要があるが、小規模な自治体において、予定されていた年度で相談員設置が遅れる事例が発生している。また、小規模自治体単独設置以外にも広域連携について模索しているもの、活動に時間を要しており、平成29年度までに相談員設置ができない可能性がある。平成29年度、同基金が交付金化となり、その交付要綱が定められたが、基金と同様に活用期間の制限が定められているため、当該交付金の活用期間の延長について柔軟に対応できるような要件を緩和すること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/seisibosyuu/h27/seisibosyuu_kokka.html
H27	94	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第7条第4項	社会福祉法第7条第4項	地方社会福祉協議会の調査審議事項(社会福祉法第7条第1項)については、「精神障害者福祉に関する事項」が除外されており、同事項を含めた障害者福祉に関する事項全般を調査審議することができないため、地域の実情に応じた調査審議事項を決定できず、規定の見直しを行うこと。	【支援事例】 地方社会福祉協議会の調査審議事項(社会福祉法第7条第1項)については、「児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く」とされているが、そのうち児童福祉に関する事項については、「条例で定めることにより、同審議会で調査審議できる」(同法第12条第1項)の特例規定がある。仮定の障害者事業の取組として、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスをはじめ地域移行に向けた取組(グループホームの整備)や権利擁護の取組(成年後見人制度の利用促進、障害者虐待の防止)など、行政の確保、知的障害、精神障害の3障害が一体となった施策が多くなっているため、本県の審議会においても個別の障害に限った意見ではなく、3障害を網羅的に意見が見え多くなっている。しかしながら、精神障害に関する事項が除外されているため、精神障害者福祉に関する事項全般の議論ができない状況である。また、障害者の高齢化や障害を持つ児童への対応などでは、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉に係る施策について、社会福祉協議会において横断的かつ一体的に議論することも求められている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/seisibosyuu/h27/seisibosyuu_kokka.html
H27	95	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第11条第1項	社会福祉法第11条第1項	地域社会福祉協議会には「身体障害者福祉専門科分会」が必須(社会福祉法第11条第1項)となっており、精神障害者福祉を含めた障害者福祉全般に関する事項を調査審議するための専門科分会等が設置できなかったため、設置の弾力化を図り、地域の実情に応じた専門科分会の設置が可能となるよう、規定の見直しを行うこと。	【支援事例】 本県では、上記の3障害事例を踏まえ、同審議会において、精神障害者福祉を含めた障害者福祉に関する事項全般を調査審議することを検討しているため、地域の実情に応じた調査審議事項を決定できず、社会福祉法第7条第1項の規定の見直しが必要である。なお、児童福祉法第8条第1項の規定により都道府県児童福祉協議会が設置されているのに対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項の規定では、地方精神保健福祉協議会が設置とされていることから、地方社会福祉協議会の調査審議事項との兼ね合いは理由はないものとする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/seisibosyuu/h27/seisibosyuu_kokka.html
H27	96	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第7条第3項	医療法第7条第3項	医療法第7条第3項の規定による病院の開設許可等については、平成27年度から指定都市の市長の権限に移譲済み。一方、同条第3項の規定による診療所の開設許可等については、未移譲。医療計画に基づき病床を管理する上で、病院と診療所の取扱いを区分する理由は見当たらず、診療所についても指定都市の市長に権限を移譲すること。	【制度改正の必要性】 制度改正の趣旨を区別する理由が見当たらない。 【制度改正の経緯】 一般の法政として、指定都市の市長が病院の開設許可等を行う場合、都道府県知事に協議し、同意を求めるとされているが、条例による事務処理特例制度を活用し、診療所の病床設置許可等の権限を指定都市の市長に移譲している場合、協議や同意を求めずに行き、病院の管理面から見た場合、整合性がとれていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/seisibosyuu/h27/seisibosyuu_kokka.html
H27	97	10.運輸・交通	知事会	九州地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法	道路運送法	行政が地域の開始を確認するための実証実験を行う等、事業者が運送経費の全額を負担して、サービスの利用者からコストの負担を求めない場合も有償運送と見なされ、事業者の負担を軽減し、地方の活性化を図る必要があるため、有償運送として、登録等が必要である旨が示されている。国土交通省自動車交通局課長による、有償運送に関する事例が示されている。	【現行制度の概要】 道路運送法第78条の規定により、自家用自動車は、原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の登録又は許可を受けるべきであることとしている。 個人・団体の行為が有償運送として、登録等が必要である旨が示されている。国土交通省自動車交通局課長による、有償運送に関する事例が示されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/seisibosyuu/h27/seisibosyuu_kokka.html
H27	98	01.土地利権(地権)	知事会	九州地方知事会	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	基礎地域自立促進特別措置法第3条第4条、第7条、第8条、特定農山村地域における農林水産等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、農林振興法第3条、第4条	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいむゆる地域振興法5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数策定しなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支援事例】 本県では、先行して行ったところ、条件不利地域等も多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員も影響しかねない状況である。特に27年度は、過疎化、半島振興法、山村振興法の3法に係る交付金を実施する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従って、作業が重複する場合があるほか、県、市町村内での関係照に合った時期が一致しづらい状況です。担当課の事務量が多大なため、また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載事項を踏まひ必要があり、それ自体が負担である上、共通の項目であっても、省庁が示した記載事項が異なるため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通仕様化していただきたい。また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が重複し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の重複を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいむゆる地域振興法5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数策定しなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支援事例】 本県では、先行して行ったところ、条件不利地域等も多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員も影響しかねない状況である。特に27年度は、過疎化、半島振興法、山村振興法の3法に係る交付金を実施する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従って、作業が重複する場合があるほか、県、市町村内での関係照に合った時期が一致しづらい状況です。担当課の事務量が多大なため、また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載事項を踏まひ必要があり、それ自体が負担である上、共通の項目であっても、省庁が示した記載事項が異なるため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通仕様化していただきたい。また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が重複し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の重複を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/seisibosyuu/h27/seisibosyuu_kokka.html	
H27	99	12.その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	林業・木材産業改善資金助成法の施行について(1415.6.11 農林水産事務次官通知)	林業・木材産業改善資金助成法の施行について(1415.6.11 農林水産事務次官通知)	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続き及び国の承認後の別別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告書については継続する)。	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて作成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることが理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 また、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の別別資金管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付けて貸付申請を行っている。林業・木材産業改善資金についても、国から補助金の交付を受けられる場合に交付申請書に付するとなっている貸付事業内容の資料も併せて提出する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/seisibosyuu/h27/seisibosyuu_kokka.html
H27	100	12.その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	林業労働力の確保の促進に関する法律(1418.5.24農林水産事務次官通知)	林業就業促進資金貸付事業計画承認制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続き及び国の承認後の別別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告書については継続する)。	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて作成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることが理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 また、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認制度を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付けて貸付申請を行っている。林業就業促進資金についても、国から補助金の交付を受けられる場合に交付申請書に付するとなっている貸付事業内容の資料も併せて提出する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/seisibosyuu/h27/seisibosyuu_kokka.html
H27	101	12.その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて(1554.4.27農林水産事務次官通知)	沿岸漁業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認後の別別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告書については継続する)。	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続き及び国の承認後の別別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告書については継続する)。	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて作成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることが理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 また、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の別別資金管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付けて貸付申請を行っている。沿岸漁業改善資金についても、国から補助金の交付を受けられる場合に交付申請書に付するとなっている貸付事業内容の資料も併せて提出する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/seisibosyuu/h27/seisibosyuu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【厚生労働省】 (11)社会福祉法(昭26法45) 地方社会福祉審議会において、精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。その際、地方精神保健福祉審議会(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123))においても引き続き精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (11)社会福祉法(昭26法45) 地方社会福祉審議会において、精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。その際、地方精神保健福祉審議会(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123))においても引き続き精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (1)医療法(昭23法205) 以下に掲げる事務・権限については、政令を改正し、指定都市に平成29年度から移譲する。なお、診療所の病床設置等の許可については、指定都市の市長から開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めることとする。 ・診療所の病床設置等の許可(7条3項) ・原宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出(施行令3条の3)</p>					
<p>5【総務省(6)】【文部科学省(4)】【厚生労働省(12)】【農林水産省(6)】【経済産業省(3)】【国土交通省(8)】【環境省(1)】 【農林水産省】 山形振興法(昭28法72)、山形振興法(昭40法44)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法16)(離島振興法及び半島振興法は文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管。山形振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、農林水産省及び国土交通省と共管) 地方公共団体が法律に基づき計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。</p>		<p>半島振興法の改正(令和7年4月1日施行)により、地域振興各法における離島振興計画、山形振興計画、半島振興計画、過疎地域持続的発展計画については、対応方針に記載の措置ではないが、作成を努力義務としたほか、他の計画との一体的策定を可能とするなどの負担軽減策を別途講じた。</p>	<p>【国土交通省】離島振興計画の効果的・効率的な作成について(令和6年3月25日付け国土交通省国土政策局離島振興課事務連絡) 【総務省】過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展都道府県計画の効率的な策定について(令和7年3月14日付け総務省自治行政局過疎対策室事務連絡) 【国土交通省】半島振興計画の作成に係る留意事項について(令和7年7月2日付け国土交通省国土政策局地域振興課半島振興室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/h27/h27fu-tsuchi.html#h27_98</p>	<p>総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室 文部科学省大臣官房政策課 厚生労働省政策統括室 農林水産省農村振興局地域振興課 経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課 国土交通省国土政策局地域振興課 環境省自然環境局総務課</p>
<p>6【農林水産省】 (11)林業・木材産業改善資金助成法(昭51法42) 毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとなっている林業・木材産業改善資金の貸付に係る月別の資金管理計画書については、廃止する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【農林水産省】「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について(平成28年3月18日付け農林水産事務次官通知) 【農林水産省】「林業・木材産業改善資金制度の運営について」の一部改正について(平成28年3月18日付け林野庁長官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/h27/h27fu-tsuchi.html#h27_99</p>	
<p>6【農林水産省】 (12)沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) 毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとなっている沿岸漁業改善資金の貸付に係る月別の資金管理計画書については、廃止する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【農林水産省】「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」の一部改正について(平成28年3月16日付け農林水産事務次官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/h27/h27fu-tsuchi.html#h27_101</p>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【農林水産省】 (3)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169)及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭37法150) 補助率増高申請書(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭25政令152)4条)及び特別措置適用申請書(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭37政令403)18条)を提出する場合に必要とされる字切り図及び高率補助該当調査表については、既存の資料での代用が可能であることを明確化するため、農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引きを平成27年度中に改正する。</p>			<p>【農林水産省】災害復旧事業に係る補助率増高申請書等の作成の簡素・合理化について(平成27年度)(平成27年10月29日付け農村振興局整備部防災課 総務班長事務連絡)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_104	
<p>【経済産業省】 (1)工場立地法(昭34法24) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県から町村に移譲する。 ・条例による緑地面積率等に係る地域準則の制定(4条の2第1項) ・特定工場の新設届出の受理(6条1項) ・設置の場所等に係る必要な事項の動告及び変更命令(9条1項及び2項並びに10条1項)</p>					
<p>【経済産業省】 (11)中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業により整備されるよろず支援拠点については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県及び都道府県が独自に行う支援事業の実施主体と国が行うよろず支援拠点の定期的な意見交換の仕組みを平成28年度中に構築する。</p>			<p>【経済産業省】平成28年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点)公募要領(平成28年2月)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_107	
<p>【農林水産省】 (14)農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) 農用地利用配分計画へ添付する全部事項証明書(施行規則11条2項2号)については、省令を改正し、当該添付を平成28年度から不要とする。</p>					

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】 (16) 国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【農林水産省】 (17) 鳥獣被害防止総合対策交付金 (イ) 鳥獣被害防止総合対策交付金により有害捕獲を行う際の捕獲実施の現地確認者については、市町村長により任命等された鳥獣被害対策実施隊員も含まれることとし、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>			<p>【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金の運用について(平成28年3月24日付け農村振興局農村政策部農村環境課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/h27/h27fa_tsuchi.htm#h27_112</p>	
<p>【文部科学省】 (1) 学校教育法(昭22法26) (ア) 通級による指導の対象となる障害の種類(施行規則140条)については、知的障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために効果的な指導内容等の実践研究を地方公共団体の参加を得て実施した上で、研究成果の検証を踏まえて知的障害を加えることについて検討し、平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5> 5【文部科学省】 5【学校教育法(昭22法26)】 (1) 学校教育法(昭22法26) (イ) 知的障害のある児童生徒に対する通級による指導については、インクルーシブな学校運営モデル(特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進める学校)において実現することとし、その旨を地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和5年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長通知)]</p>	<p>「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(令和5年3月)」において、知的障害を対象とした通級による指導については、これまでの研究事業の検証も踏まえた結果、現時点で全国の小中高等学校で知的障害を対象とした通級による指導を導入した場合、知的障害のある児童生徒に対する通級による指導の知識や経験が蓄積されていないことから、自立活動の内容を参考とせず教科指導の補充という限った運用を助長しかねないという問題が生じうるとされた。このため、インクルーシブな学校運営モデル(※)において、知的障害のある児童生徒に対する通級による指導の自立活動の在り方を含め、試行継続を繰り返しながら、知的障害を対象とした通級による指導を実現することが適当である旨の提言報告がとりまとめられた。 これを踏まえ、各都道府県教育委員会等へ報告内容等を通じた。 なお、文部科学省において、学校教育法施行規則140条の通級による指導の対象となる障害の種類に知的障害を加えることは困難であるものの、報告内容の実現を図るべく関連施策の充実にも努めていく。 ※特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進める学校をモデル事業として支援するもの。</p>	<p>【文部科学省】通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について(通知)(令和5年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/h27/h27fa_tsuchi.htm#h27_118</p>	<p>文部科学省初等中等教育局特別支援教育課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(概要等)	
H27	120	03.医療・福祉	都道府県	奈良県	厚生労働省	A 権限移譲	医薬品医療機器等法第14条第1項、同条第9項、同法第81条、医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号、昭和45年9月30日付薬発第842号「かぜ薬の製造(輸入)承認基準について」他	医薬品製造販売等の地方承認権限の範囲拡大	現在、製造販売承認に関して、漢方製剤、生薬単味製剤、並びに、生薬のみからなる製剤(承認基準の制定されたもの)の多くは、(国)医薬品医療機器総合機構が承認権者となっているが、これを都道府県へ権限移譲していただきたい。	【制度改正の必要性】 漢方製剤、生薬単味製剤、並びに、生薬のみからなる製剤については、本県でも審査が可能であるにも関わらず、国の審査となっている。権限を都道府県へ移譲することで、承認期間を約3月に短縮することができる。医薬品製造販売業者の新商品開発に係る時間を短縮できるメリットがある。 【支障事例】 漢方のパッケージ推進プロジェクトの出口戦略として漢方製剤や生薬製剤の拡大を図るうえで、新たな商品開発に相当な時間を要するという支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	121	02.農業・農地	都道府県	奈良県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業の有する多面的機能の発達の促進に関する法律第3条、多面的機能支払交付金実施要領第18(3)、第28(4)	多面的機能支払に係る交付金の改正	多面的機能支払に係る3交付金(農地維持支払・資源向上支払(共同活動)・資源向上支払(長寿命化))の経理の統合	【改正の必要性】 交付金の経理区分については、①農地維持支払交付金、②資源向上支払(共同活動)交付金及び③資源向上支払(長寿命化)交付金の3交付金で構成されている。 1:①農地維持支払交付金、②資源向上支払(共同活動)交付金 2:③資源向上支払(長寿命化)交付金 【支障事例】 農地の共同活動については、例えば、 ①の農道の路面維持と②の舗装工事や ②の水路の軽微な補修と③の長寿命化のための補修 など活動の区別が曖昧なため、経理区分を行うことが難しい場合がある。これらことから実施機体より、経理事務について簡素化を図るため、経理の区分を統合し一本化することが望まれている。 【支障事例】 金額の大きな補修の工事費がでなく、各年度ごとに細切れた工事発生となるため、経済的に不利となったり、効果の発現が遅れる。経理の区分が曖昧な活動について、農水産省に承認をともえなければならないため、着手まで時間を要する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	122	06.環境・衛生	中核市	松山市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	下水道法	水質改善を目的とした普及促進事業の採択	公共用水域の水質を保全し水質改善の一環として公共下水道を整備しているが、小規模な宅地開発に伴う10件未満の家が密集した個人所有の道(私道)から排出されるH2O(主に単純浄化槽)が水質悪化させる大きな原因となっている。そこで、水質改善の普及促進事業として、汚濁物質を排出している浄化槽利用者を下水道利用者に転換し、水質改善に努めるよう私道への下水道整備事業を推進するため、社会資本整備総合交付金の効果促進事業として認めていただく。	公共用水域の水質を保全し水質改善の一環として公共下水道を整備しているが、小規模な宅地開発に伴う10件未満の家が密集した個人所有の道(私道)から排出されるH2O(主に単純浄化槽)が水質悪化させる大きな原因となっている。そこで、水質改善の普及促進事業として、汚濁物質を排出している浄化槽利用者を下水道利用者に転換し、水質改善に努めるよう私道への下水道整備事業を推進するため、社会資本整備総合交付金の効果促進事業として認めていただく。	【支障事例】 松山市の汚水処理率は約92%であるが、いまだ、下水道使用開始区域内には下水道処理人口の8%に当たる浄化槽利用者が残っている。しかし、この8%浄化槽利用者から、公共用水域に排出される目的BOD総排出量は約60kgものH2O、わずか8%の人口で、残りの92%の下水道利用者が排出するBOD総排出量の2.5倍程度を排出し水質悪化の大きな要因となっている。 【必要性】 これら、最も効果的に汚水を処理できる下水道処理場の機能を効果的に利用できると、この部分を下水道に転換することが必要となっている。 【懸念の解消策】 全国平均で下水道処理人口普及率が70%を超える中、本市は60%代であり、未普及地域への整備を積極的に進めている。そのよな状況の中、整備済み地域の私道整備を住民の要望に応え市費(下水道法)で自ら排水設備を設置しなければならないが住民の金銭的負担が大きいため、条件を付して市で整備している。(建設者を通す)で行っているが、公共用水域の水質改善を効果的に進行には、浄化槽利用者の多くが居住している私道沿線の整備を積極的に進めたい。水質改善を目的とする私道の整備を効果促進事業に採択していただきたい。(基幹事業は処理場) 【定量的指標】 定量的指標としては、10年で浄化槽からの公共用水域に排出される1日総排出量を25%、20年で50%と半減させるなどしたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka_yosan.html
H27	123	07.産業振興	中核市	松山市	経済産業省	A 権限移譲	中心市街地の活性化に関する法律	中心市街地活性化法に関する大規模小売店舗指定区域(特例1種、特例2種)の指定に関する事務処理や権限を県から中核市に移譲していただきたい	現在、都道府県が持っている大規模小売店舗指定法に関する届出の事務処理(中心市街地の活性化に関する法律の大規模小売店舗指定区域の特例1種、特例2種)の指定に関する事務処理や権限を県から中核市に移譲していただきたい	【支障事例】 支障は、松山市の中央商店街で再開発に関する協議会を設立。当市も協力して当該事業を進めていく予定であり、その他の区域でも再開発の相談を受けている。再開発とは、商業施設の建設は必要不可欠であり、中心市街地の活性化に関する法律(以下、法という。)にある第一種特例区域、第二種特例区域の指定が有効であると考えているが、指定までは、①協議会を設立して市が指定区域を作成し、住民に対し説明会を行った上で、指定要請を県に提出し、②県が審議会で意見を求める等している。例えば、県へ指定要請を行っているものである。現在、当市では3方が第二種特例区域と定めており、要請した区域全てにおいて、効率が悪く、迅速に進めていきたい。また、平成26年度に第2種区域を指定要請した際には、平成26年度(2月24日)指定が、当市に権限が移譲されていれば、協議会で県の審議会と同様の議論を行うなど工夫することで、1ヶ月短縮することができた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	124	12.その他	都道府県	岡山県	内閣府(消費者庁)、農林水産省	A 権限移譲	食品表示法第15条食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条	食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条の改正	食品表示法及び同法施行令により、都道府県及び指定都市(平成28年4月1日に制定されている指示命令)調査等の権限を保健所を設置する市に移譲する。	【制度改正の必要性】 食品表示法の施行に伴い、JAS法、食品衛生法、健康増進法に由来する食品表示に係る基準等が一元化されたが、表示の指導・監視等を行う権限については、都道府県及び指定都市(平成28年4月1日)まで委任されている事項(JAS法由来事務)と保健所設置市までに委任されている事項(保健・衛生事項)とがあり、同一事業者に対して、都道府県、指定都市と保健所設置市がそれぞれ食品表示法に基づき権限を行使する場合が生じるため、食品表示に関する消費者庁、農林水産省の権限はすべて保健所設置市まで移譲することで、食品表示法の一体的な執行が可能になる。 【現状での支障事例】 食品表示法に基づく表示の指示、消費期限や栄養成分、アレルギーの表示の指導・処分の権限は保健所設置市にあり、原産地や原材料の表示の指導・処分の権限は、都道府県及び指定都市(平成28年4月1日)にある。同じ食品の表示の中で、例えば、原産地とアレルギーの表示に誤りがあった場合、同一事業者が保健所設置市内の事業者であれば、原産地は都道府県が、アレルギーは市が調査し、その違反の程度に応じて、都道府県と市それぞれが、行政指導・処分を行わなければならない。また、都道府県と市それぞれが、指導にすると、処分まで至るかに判断するため、同一食品について、その判断が分かれる場合もある。 さらに、市内業者からの問い合わせ等も、対象事項によって都道府県に対して対応できるものと対応できないもの(市の窓口を紹介)とがあり、疑義事案の資料提供、報告も都道府県と市でそれぞれにならざるを得ないもの、負担となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	125	06.環境・衛生	都道府県	岡山県、中国地方知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条及び第8条	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し	現状では、排水口における水量水質に全く変更がなくても特定施設を更新するだけで、また、同級汚濁水を増量する場合は既存の排水口から排水が新たな排水口から排出するだけでなく、事前の水質影響評価や申請後3週間後の告示観覧が必要であるが、極めて不合理な制度となっており、地域の事業活動を妨げる要因となっている。事前の水質影響評価及び申請後の告示観覧は、特定施設の設置の場合であっても汚濁負荷量の増加がある場合に限定すべきである。	【瀬戸内法の現状】 瀬戸内海の流域では、特定施設の設置を行う工場・事業場のうち、最大排水量が50m ³ /日以上のもは、瀬戸内法に基づき、許可が必要であり、その際には事前に周辺水域の水質影響評価を行うことや申請後3週間後の告示観覧が必要であるが、極めて不合理な制度となっており、地域の事業活動を妨げる要因となっている。また、排水口から排水が新たな排水口から排出するだけでなく、事前の水質影響評価や申請後の告示観覧は、特定施設の設置の場合であっても汚濁負荷量の増加がある場合に限定すべきである。 【地域企業からの要望】 特定施設の設置案件では、汚濁負荷量が増加しないことを県が審査や確認している場合でも、観覧等が行われるが、その際に、観覧するアセス書類は、県に自治体の測定した公共用水域の水質公表データが転記されたものであるが、県の審査に寄せられる情報は高いと考えられるが、観覧等の手続が汚濁負荷量が増加する場合には、何ら支障はないと考えられる。瀬戸内法では、東京湾及び伊勢湾と同様に、5年ごとに水質総量削減計画が策定され、また、個別の事業場には総量規制基準が適用されており、これらの制度により水質保全の目的は達成可能である。 ※同法第5条の許可実績はその他欄記載	【現在の制度】 道路標示の停止線と「止まれ」は同時に標示されることが多いが、停止線は公安委員会の所管である一方、「止まれ」は法定外表示である。 【支障事例】 交通事故防止のために道路標示を補修する場合、市道であれば市が「止まれ」を公安委員会と協議の上補修できるが、停止線は所管が異なるため県に補修を依頼することとなり、非効率である上、県において予算割がなされている等の理由により、長いものでは4年程度補修されない(春日井市立白山小学校通学路の横断歩道)ケースもある。 【制度改正の効果】 設置後の維持管理権限を市に移譲することにより、迅速・効率的な道路標示の補修を行うことができる。新設ではなく、既設の補修に限る権限のため、交通ネットワークを妨げることは(汚濁)交通流を促し、交通事故の抑止につながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	126	08.消防・防災・安全	施行時特例市	春日井市	内閣府(警察庁)	A 権限移譲	道路交通法第4条	公安委員会が市道に設置した停止線の補修について	停止線の補修について、公安委員会との協議を経て、道路管理者において実施できる。	【現在の制度】 道路標示の停止線と「止まれ」は同時に標示されることが多いが、停止線は公安委員会の所管である一方、「止まれ」は法定外表示である。 【支障事例】 交通事故防止のために道路標示を補修する場合、市道であれば市が「止まれ」を公安委員会と協議の上補修できるが、停止線は所管が異なるため県に補修を依頼することとなり、非効率である上、県において予算割がなされている等の理由により、長いものでは4年程度補修されない(春日井市立白山小学校通学路の横断歩道)ケースもある。 【制度改正の効果】 設置後の維持管理権限を市に移譲することにより、迅速・効率的な道路標示の補修を行うことができる。新設ではなく、既設の補修に限る権限のため、交通ネットワークを妨げることは(汚濁)交通流を促し、交通事故の抑止につながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】</p> <p>(3)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) 医薬品の承認(14条1項)の事務・権限については、告示を改正し、以下に掲げる一般用医薬品であって、日本薬局方(41条1項)において品質に係る規格が定められているものは、承認基準の見直しを行った上で、都道府県に移譲する。</p> <p>一般用漢方処方製剤(平成28年度中)</p> <p>・生薬単味製剤(平成29年度中)</p>			<p>【厚生労働省】一般用漢方製剤製造販売承認基準について(平成29年3月28日付け厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)</p> <p>【厚生労働省】一般用生薬製剤製造販売承認基準について(平成29年12月21日付け厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)</p> <p>【厚生労働省】医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件について(平成29年3月28日付け厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)</p> <p>【厚生労働省】医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件について(平成29年12月21日付け厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)</p> <p>【厚生労働省】「承認基準の定められた一般用医薬品の申請書の記載及び添付資料の取扱い等について」の一部改正について(平成29年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局長医薬品審査管理課長通知)</p> <p>【厚生労働省】都道府県知事が承認する漢方製剤の製造販売承認事務の取扱いについて(平成29年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局長医薬品審査管理課長通知)</p> <p>【厚生労働省】医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件(平成29年厚生労働省告示第358号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceinboosyu/h27/h27ha_tsuchi.html#h27_120</p>	
<p>【農林水産省】</p> <p>(20)多面的機能支払交付金 多面的機能支払交付金については、交付金の計画的かつ効果的な活用のため、地方公共団体の取組状況や意向を踏まえるとともに、多面的機能支払交付金第三者委員会から意見聴取を行い、必要な見直しを検討する。</p>			<p>【農林水産省】多面的機能支払交付金実施要領(平成29年3月31日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceinboosyu/h27/h27ha_tsuchi.html#h27_121</p>	
<p>【経済産業省】</p> <p>(2)中心市街地の活性化に関する法律(平10法92) 大規模小売店舗立地法の特例に関する事務(37条及び65条)については、大規模小売店舗立地法(平10法91)に関する事務と一体でなくとも、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により中核市を含む市町村が処理することが可能であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。あわせて、事務処理特例制度の活用状況を踏まえつつ、中核市が当該事務を実施することについて、都道府県及び中核市の意向やその効果、課題等を確認する。</p>					
<p>【消費者庁(1)】【農林水産省(1)】</p> <p>食品表示(第25法70)</p> <p>食品関連事業者に対する指示等の事務・権限については、より一体性かつ実効性のある今後の執行体制の構築に資するよう、関係機関の適切な連携・協力に係る具体的な手順を地方公共団体に周知するなど、平成28年中に必要な支援を行う。あわせて、平成28年度に施行される指定都市への移譲の状況、事務処理特例制度の運用状況及び平成31年度までの食品表示基準(4条1項)に係る経過措置期間を踏まえつつ、関係所設置市を含む実施主体の在り方について検討し、平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		<p>関係機関の適切な連携・協力に係る具体的な手順について、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【消費者庁・農林水産省】食品表示法の執行機関の連携・協力に係る手順等について(平成28年12月26日付け消費者庁表示対策課 食品表示対策室長・農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課 食品表示・規格監視室長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceinboosyu/h27/h27ha_tsuchi.html#h27_124</p>	<p>消費者庁食品表示企画課</p>
<p>【環境省】</p> <p>(4)瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110) 特定施設の設置の許可(5条1項)については、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律(平27法78)附則3項に基づき、同法施行後5年以内を目途に、当該規制の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令2＞ 【環境省】 (5)瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110) 特定施設の設置の許可(5条1項)については、当該制度を当面維持することとする一方、省令を改正し、特定施設の構造等の変更の許可(5条1項)において、排出水の汚染状態及び量が增大せず、環境保全上著しい支障を生じざるおそれがないことが明らかな場合は、特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価等(同条3項)を要しないこととする。 〔措置済み(瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第22号))〕</p>	<p>特定施設の構造等の変更の許可(5条1項)において、排出水の汚染状態及び量が增大せず、環境保全上著しい支障を生じざるおそれがないことが明らかな場合は、特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価等(同条3項)を要しないこととした。</p>	<p>【環境省】令和2年9月25日付け官報第339号(令和2年環境省令第22号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceinboosyu/h27/h27ha_tsuchi.html#h27_125</p>	<p>環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H27	127	03 医療・福祉	都道府県	山梨県	厚生労働省	A 権限移譲	がん診療連携拠点病院等に関する指針	がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針	がん診療連携拠点病院等の指定権限を厚生労働省から都道府県に移譲する。	【制度改正の経緯】 がん診療連携拠点病院については、指定要件が厳格化されたことに伴い、全ての指定病院(山梨県内4病院)が平成27年3月までに、厚生労働省の指定を受け直し、また新たに設けられた「地域がん診療病院」についても県内で1病院が指定を受けた。これらの指定は、4年ごとに更新をしなければ、指定の効力を失ってしまふ。また、本案件は昨年年度提案したところ、「平成26年1月に新指針が示されたばかりであり運用状況を把握する必要があるため、平成27年度の手続きまでに結論を出すことは困難」との回答を得たものであるが、平成27年3月に新指針における第1回目の指定が行われ、当該指針における指定の考え方について一定の整理がなされたものと考えられるため、改めて指定権限の移譲を求めるものである。 【支障事例】 指定に当たっては、各病院が「指定更新推薦書」を都道府県に提出し、都道府県がその内容を審査するとともに、推薦意見書等を添付したうえで厚生労働省に推薦する。また、厚生労働省が開催する「がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」において、都道府県のアレンジメントが求められる。 【制度改正の必要性】 厚生労働省が定める「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」によれば、指定に必要な要件は明示され、公表されていることから、県が一旦審査するのであれば、厚生労働省が都道府県からの推薦やプレゼンテーションを経て指定しなければならない必要は低いものと思われ、県においても指定は可能であることから、処理の迅速化及び事務処理の効率化を図るため、権限移譲が必要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html
H27	128	06 環境・衛生	都道府県	山梨県	環境省	A 権限移譲	自然公園法 自然公園法施行令	国立公園の特別地域内における感惑行為への指示についての都道府県への権限移譲	自然公園法第37条第2項の国立公園の特別地域内における感惑行為への指示権限は国の職員にか与えられていたものの見解が示されていることから、都道府県職員も指示することができるよう権限移譲する。	【制度改正の経緯】 自然公園法37条2項に基づく指示が国立公園の特別地域内では都道府県職員は行えず、巡回・指示ができる国の職員が非常に限られた状況の中で同法の実効性は相当に乏しくなっている。 【支障事例】 本県においても、富士山箱根国立公園内に勤務する県職員(非常勤)の富士山ランジヤーが日々富士山をパトロールする中で、例えば昨年度において・複数人が演奏機材を持ち込んで、大きな音を出して演奏している・大がかりな撮影機材を持ち込んで映像を撮影しているといった行為を発見する事例があったが、指示権限がないため、任意にお願いするに留まり、有効な指導ができなかった。 特に最近外国人旅行者が増加しており、残念ながらツアーの長くない若々も相当目立って来ている。 現状では躊躇しているような指示を権限を持って行えるようになることで、自然公園の適切な利用について効果的な意識啓発ができるようになるものと考えている。 【制度改正の必要性】 法37条2項の実効性を確保するため、国立公園の特別地域内においても同法に基づく指示をおこなえるよう都道府県にも権限を与えるべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html
H27	129	04 雇用・労働	都道府県	山形県	厚生労働省	A 権限移譲	・厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条 ・職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条 ・厚生労働省組織規則第792条、第793条 ・雇用保険法第15条、第19条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第30条、第31条、第32条、第33条、第37条、第37条の3、第37条の4、第39条、第40条、第44条、第47条、第51条、第52条、第53条、第56条の3、第58条、第59条 ・職業能力開発促進法第26条の7	ハローワーク業務の都道府県への速やかな移譲	職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管することが適当であることから、以下の業務については、本県を含む一体的取組の成果を検証したうえで、速やかに都道府県への移譲を行うこと。 ●職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介業務 ●雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等 ●国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督(地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督)	平成25年度より開始した、県と労働局の一体的実施による「アール・ジョブサポート」においては、平成26年度、山形県において105人(計画100人)、酒田市において67人(計画60人)、7月に新たに開設した新庄市において12人(計画12人)、同じく米沢市において47人(計画14人)の就職に繋がっており、いずれも計画と同等以上の成果を挙げている。このため、本制度を活用した生活機能の強化や、結びつきやネットワークの強化などの施策の展開が期待できる。 国は、先に閣議決定した「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、本県を含む地方の「一体的実施」等の取組の成果と課題を検証したうえで、ハローワークの地方移管を速やかに実現すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html
H27	130	12 その他	都道府県	山形県	総務省	B 地方に対する規制緩和	定住自立圏構想推進要綱(平成30年12月26日付総行記第39号総務事務次官通知)	定住自立圏構想推進要綱に定める「中心市」の要件の緩和	中心市と近隣市町村が連携・協力する「定住自立圏構想」について、地域の実情に合わせた柔軟な連携が図られるよう、中心市の要件の緩和 ・人口:5万人程度以上一概ね3万人以上 ・昼夜間人口比率:1以上一概ね1以上	定住自立圏の中心市の要件は、①人口が5万人程度(少なくとも4万人を超えていること)、②昼夜間人口比率が1以上とされている。 本県には、歴史的・地理的な経緯を踏まえた生活圏が形成されているが、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、近隣市町村の住民もその機能を活用しているなど圏域を形成できる着地があるもの、人口が4万人に達していない、昼夜間人口比率がわずかながら1に達していないなど、要件を満たさない市が存在する。このため、本制度を活用した生活機能の強化や、結びつきやネットワークの強化などの施策の展開ができない現状となっている。 しかしながら、今後の人口減少社会においては、こうした一定の都市機能の集積がある市と近隣の自治体が、互いに連携・協力することで、安心して暮らせる地域を形成し、地方圏からの人口の流出に歯止めをかけることが、これまで以上に必要となってくる。 そこで、生活に必要な都市機能について一定の集積がある圏域において、本制度を活用した施策展開により、圏域の活性化を図ることができるよう、上記の要件の緩和を提案するものである。 ※中心市となり近隣市町村と連携を図っていく意欲があるが、要件を満たしていない市 米沢市:人口:42,373人、昼夜間人口比率:0.992 長井市:人口:29,473人、昼夜間人口比率:1.026	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (8) 診療連携拠点病院等の整備に関する指針が診療連携拠点病院等の指定及び指定の更新の推薦手続については、都道府県が推薦に係る準備作業を行う期間を十分確保できるよう、平成28年度以降、提出依頼に係る事前連絡を毎年8月末までに行う。</p>			<p>【厚生労働省】がん診療連携拠点病院等の新規指定推薦及び現況報告について(平成28年8月29日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/h27/h27ta_tsuchi.html#h27_127</p>	
<p>【環境省】 自然公園法(昭32法161) 国立公園の特別地域内における迷惑行為への指示(37条2項)については、国の職員だけでなく、国立公園に係る事務に従事する都道府県の職員も行うことが可能であることを明確化するため、都道府県に平成27年度中に通知する。</p>			<p>【環境省】特別地域等における迷惑行為への指示について(平成28年2月22日付け自然環境局国立公園課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/h27/h27ta_tsuchi.html#h27_128</p>	
<p>【厚生労働省】 (1) 職業安定法(昭22法141)、雇用対策法(昭41法32)及び雇用保険法(昭49法116) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直しを行う。 ・地方公共団体が民間と明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるとし、国への届出(職業安定法33条の4第1項)を廃止する。あわせて、民間の無料職業紹介事業者と同列に課されている事業の停止命令(職業安定法32条の9第2項)、職業紹介責任者の選任(職業安定法32条の14)、雇用の備付け(職業安定法32条の15)等の規制及び国による監督を廃止する。名称については、利用者の利便性に留意しつつ、地方公共団体の自主性を確保する。 ・無料職業紹介を実施する地方公共団体に対し、国が有する求人又は求職に関する情報を、求人者及び求職者の同意を得た上で、当該地方公共団体の求めに応じて国からオンライン等で提供することを法定化する。 ・国が地方公共団体に対しオンラインで提供する情報の範囲に、企業が求める人材像、より詳細な労働条件等が含まれるようの方策について平成28年度中に検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。 ・地方公共団体にオンラインで提供される求人情報の割合を向上させるため、求人受理時の意向確認を引き続き徹底する。 ・地方公共団体にオンラインで提供を受けた求人情報を、委託訓練及び認定職業訓練の実施機関に対して提供することを可能とする。 ・地方公共団体が受け付けた求人について、地方公共団体から都道府県労働局への情報提供に基づき、ハローワークの求人としても受理する。 ・地方公共団体が行う無料職業紹介により求職者を雇用した企業が雇入れ助成金の対象となることを明確化し、地方公共団体に平成27年度中に通知するとともに、事業主に平成27年度中に周知する。 ・国による雇用保険の失業の認定(雇用保険法15条)、職業訓練の受講あっせん(職業安定法19条及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律12条)及び雇用関係助成金の支給手続について、無料職業紹介を行う地方公共団体の希望及び利用者のニーズの見込みを踏まえて対応する。 (ⅱ) 地方公共団体がハローワークを活用する枠組みについて 雇用対策における国と地方公共団体の連携(雇用対策法1条)について、新たに以下の枠組みを創設する。 ・地方公共団体が国との間で、職業安定行政を中心とする雇用対策全般について連携して取り組むための協定を締結できる。 ・協定は、当該協定に係る都道府県又は市町村を管轄する全てのハローワークの所掌事務を対象とすることができる。 ・協定においては、例えば、運営協議会の設置、事業計画の策定、国と地方公共団体が連携して取り組む施策・事業(ⅲ)の一体的サービスの実施)などの事項を定める。 ・地方公共団体が協定の内容全般等国の雇用対策について要請するなど、国に対する関与ができる仕組みについて、法律上の根拠を設ける。 (ⅲ) 一体的サービスの実施について 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業等と地方公共団体の雇用に関する施策(福祉業務に伴う支援、若者・女性・中高年齢者向けの就労支援、事業主支援等)を一体的に実施するサービス(以下「一体的サービス」という。)を法定化した上で継続的に実施することとし、その運用について、以下の改善措置を平成28年度から講ずる。 ・一体的サービスにおける業務の改善に係る地方公共団体からの要望については、可能な限り要望を受けたハローワーク又は都道府県労働局で判断を行うこと、要望の標準的な様式を定め、標準処理期間を設定すること等により、標準的な対応手続を定め、意思決定を迅速化する。また、要望の実現が困難である場合には、地方公共団体に対してその理由を明示する。 ・一体的サービスにおけるハローワークの就職実績について、地方公共団体の求めに応じて、少なくとも月に1回、属性別の人数や個人別の就職状況等の情報を提供する。 ・国による雇用保険の失業の認定(雇用保険法15条)、職業訓練の受講あっせん(職業安定法19条及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律12条)及び雇用関係助成金の支給手続について、一体的サービスを行う地方公共団体の希望及び利用者のニーズの見込みを踏まえて対応する。 ・一体的サービスにおける利用者登録票については、ハローワークの求職申込書を国及び地方公共団体の共通様式とし、求職者の同意を得た上で、国と地方公共団体で求職者の情報を共有する。他のハローワークで既に求職申込みがなされている場合には、求職者の同意を得た上で、ハローワークの求職申込書の記載情報を地方公共団体に提供する。 ・このほか、一体的サービス等の充実策について結論が得られた事項については、可能なものから直ちに実行する。 (ⅳ) 国による支援の拡充等について 地方公共団体の行う雇用対策事業(雇用)の拡大、人材の育成、地方公共団体の無料職業紹介、一体的サービス等)に対し必要な支援を行うほか以下の措置を講ずることにより、国の支援の拡充等を図る。 ・職業紹介等に係る地方公共団体の職員の知識・能力の向上を図るため、必要な研修の実施に国が協力するほか、国及び地方公共団体の間での人事交流を推進する。 ・利用者の利便性が一層高まるよう、生活困難者、若者、女性、高齢者、障害者等の就職や、企業誘致等の産業政策と雇用対策との連携を促進する観点から、国及び地方公共団体の情報共有を推進するとともに、両者の連携に係る事例集を作成し、地方公共団体に平成28年度中に周知する。 各都道府県の雇用情勢等の情報については、国が地方公共団体に提供可能な情報の種類を平成27年度中に示し、地方公共団体からの要望に応じて提供する。 ・民間事業者が地方公共団体から委託を受けて行う職業紹介事業に係る規制については、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、「雇用紹介事業等の在り方に関する検討会」において、在り方について平成28年夏までに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	131	12.その他	一般市	高山市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	特定非営利活動促進法第12条第4項(関連)第10条第3号第28条第29条	法人の設立及び存続の要件となっている社員数の緩和	現行制度では10以上の社員を有するものであることが法人の設立・存続の要件となっているが、人口減少が進む中、人材不足が懸念され、社員の確保が困難になることが想定されることから、今後の課題として人数要件の見直しが必要	【提案】現行制度においては、地域運営組織の法人化には認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)が適当であると考えられるが、人口減少が進む中、NPO法人の設立及び存続の要件となっている「10以上の社員を有すること」の要件緩和を提案する。 【現状と課題】例えば、一般社団法人については、税制上の優遇措置がないことや貸借対照表の一般公開が義務付けられるなど、地域運営組織が法人化した場合のメリットが少ない。 【支障事例等】地域運営組織の地方自治体で、概ね小学校区を単位として暮らしを支える活動を行う、小規模で多機能な地域型の地域運営組織が主体的なまちづくり活動に取り組んでいるが、現行制度下において、適切な法人格の取得が困難な状況となっている。 【支障事例等】地域運営組織の活動は、公共的な側面が強いにもかかわらず、責任は組織の役員個人にかかっている。事務員の雇用や資金管理など個人に集中する責任やリスクへの対応、電話の加入や自動車の取得など任意団体では契約できない案件に対応するため、法人化が必要となっている。 【制度改正による効果】要件の緩和により、地域運営組織の法人化が促進され、新しい公共の担い手として、運営の安定化や活動の充実が期待される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceinbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html
H27	132	08.消防・防災・安全	都道府県	東京都	内閣府、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法第76条の4、第76条6	災害時における放置車両の移動権限の付与等	大規模災害発生時における救出活動をはじめとした災害対応活動の展開に必要な緊急輸送ルートを開通かつ迅速に確保するため、災害対策基本法の改正など法令の整備により、臨海道路の管理者に対しても、自ら立ち入り車両や放置車両の移動等を可能にし、やむを得ない程度での規制を容認するとともに、併せて損傷補償を規定するといった放置車両等の移動等に関する権限を付与するなど、放置車両対策の強化に係る所要の措置を講じること。	【現在の制約】道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となってしまう車両等の移動や、当該措置をとるためやむを得ない程度において車両その他物件を破損できる権限を付与するため、平成26年11月に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行された。しかし、本法によりこれらの権限が付与されるのは、道路法に規定する道路管理者等に限定されており、臨海道路(港湾法第2条第5項4号)に規定する臨海交通施設の道路・橋梁)の管理者である港湾管理者は適用外となっている。 【支障事例】大型船舶が接岸できる耐震強化岸壁を備え、東京都地域防災計画の中で広域輸送基地にも位置づけられたふ頭を抱える臨海部は、甚大な被害が想定される地域への救出救助活動及びその後の被災者に対する緊急物資輸送等を円滑に展開するために重要な活動拠点となるが、発災時、立ち入り車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。 【制度改正の必要性】首都直下地震では甚大な被害が想定されており、被害を軽減するためには、発災直後から、救出救助・医療救護活動をはじめとした災害対応活動を迅速かつ円滑に展開することが極めて重要となることから、これらの活動に従事する車両を被災現場に送り込む経路及び傷病者を医療機関に搬送するための緊急輸送ルートを優先的に確保するための道路啓開を早期に実施する必要がある。 【制度改正の効果】臨海道路において、発災時に迅速な道路啓開による通行確保を可能とする放置車両対策が強化されることで、臨海部と被災地域との緊急輸送道路のネットワークを構築できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceinbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html
H27	133	12.その他	都道府県	東京都	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第48条	個人住民税の特例対象(※)の拡大	地方税法第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引続きについて、現年課税分も対象とできよう、改正を行うこと。 (※)区市町村から都道府県への徴収引継	【支障事例】地方税法(旧法以下。)第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎの対象となるのは、法律46条第1項の規定による報告を受けた場合である。この報告は、毎年5月31日現在における個人の都道府県民税に係る納税について、毎年6月30日までに区市町村から都道府県知事に行うものである。このため、当該報告のない、区市町村において年度途中で発生した現年課税分の滞納については、年度途中で都道府県への徴収の引継ぎができない。 【制度改正の必要性】平成19年度からの税源移譲により、各都道府県及び区市町村の税収に占める個人住民税の割合が高くなった。これにより、都道府県及び区市町村の税収を確保していくためには、これまで以上に個人住民税の徴収を強化していくことが求められている。 【制度改正の効果】区市町村で徴収が困難な滞納事案に対する都道府県の徴収支援を強化できる。また、滞納発生後、早期に徴収及び滞納処分を行うことが可能となり、徴収率の向上が期待できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceinbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html
H27	134	03.医療・福祉	市長会	指定都市市長会	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第7条第3項、同法第71条の3、地方自治法施行令第171条の3第31項、医療法施行令第3条の3	診療所の病床設置に係る許可権限等の都道府県から指定都市へ移譲	現在、都道府県のみが行うこととされている、診療所への病床の設置許可及び病床数や病床種別等の変更許可について、所在地が指定都市である場合は当該指定都市で行うこととする。 また、医療法施行令第3条の3に「(3)に基づく診療所の病床設置の届出に関する事務についても同様」と規定しているが、所在地が指定都市である場合は当該指定都市で行うこととする。	【制度改正の経緯】平成27年4月1日より、病院の開設許可権限が都道府県から指定都市に移譲されたが、診療所の病床設置許可等については、医療法第7条第3項に「診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種類別の厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない」と規定されており、都道府県に許可権限が残っている。 【支障事例】例えば、医療法施行令第3条の3では、「[法]第7条第3項に規定する事項を、当該診療所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない」と規定されている。診療所の開設、使用許可等の事務・権限については平成19年に保健所設置都市に移譲済みであることから、手続きの一貫性の観点から、診療所の病床設置等に係る事務・権限も一体的に移譲されることが望ましい。 【支障事例】診療所の開設等申請者として、開設や病床の設置許可等、手続の段階ごとに許可権が異なり、分かつらう。※病院の開設者が行う同様の手続は、全て開設地である指定都市が許可者となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceinbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html
H27	135	12.その他	都道府県	新潟県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第14条	条例制定権の技術的な拡大	個別法令・個別事項の内容を問わず、通則法による条例の上書き権を確保する。	【制度改正の必要性】これらまでの義務付け・枠付けの見直しは、対象項目の選定や「何らべき基準」の存在など、国主導の下で進められ、地方の意欲や工夫が十分反映できない。地域の実情に応じた制度設計が行えるよう、技術的かつ包括的に条例に委任できる仕組みが必要である。 【制度改正の内容】個別法令・個別事項の内容を問わず、通則法による条例の上書き権を確保すること。特に法律の規定(例:包括委任規定)を模倣として政省令等で義務付け・枠付けをしているものについては、条例委任すること。 【支障事例】今の法令解釈では、民意を受けた地方議会が定めた条例よりも官庁発議である政省令が優先されてしまうこととなっているため、法律から委任を受けた政省令の詳細が判明してからでない、実務上、条例改正ができない。例えば、専ら一括法時の厚生労働省の対応(施行日直前の政省令公布)や消費者庁の対応(年度末直前の政省令公布)をされると、議会提案の時期など、計画的な管理執行に支障を生じた。	-
H27	136	12.その他	都道府県	新潟県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方財政法第5条、第5条の3、第5条の4	地方債制度の見直し	現在の地方債制度は、地方財政法により対象事業が建設事業等に限定されるなど、使途に制約がある。また、地方債が正しく使用されているかが重視されており、施策目的達成のために有効かつ適切な観点での制度を創設する。	【制度改正の必要性】地方公共団体において成果指標を設定し、その目標達成のために必要な施策を展開するための財源として、使途の定めのない地方債を一定枠で自由に発行できるように地方債を一定枠で自由に発行できる制度に転換すべき。 【制度改正の内容】地方債の使途だけでなく、効果を重視した制度への転換を図り、地方公共団体において成果指標を設定し、その目標達成のために必要な施策を展開するための財源として、使途の定めのない地方債を一定枠で自由に発行できる制度に転換すべき。 【制度改正の必要性】平成25年の災害対策基本法改正においては、臨時に避難所として使用する施設の構造等に係る平常時の規制の適用除外が新たに規定された(第86条の2～86条の5の新設)が、個別法レベルの限定列挙に留まった取組の適用除外ではなく、効果的な適用除外ではなく、包括的な適用除外措置を講ずべき。 【支障事例】災害は、いつ新しい順、逆9割でやって来る。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。しかし、平常時の規制は、法律だけでなく政省令で無数に定められている。緊急時対応の場面において、政省令を含めた一連の規制をクリアするためには、「包括的な」適用除外措置が可能となるような仕組みが必要である。 【制度改正の内容】現場の最前線に立つ地方公共団体による迅速かつ適切な災害対応を可能とするため、法律及び政省令を一時停止・緩和するような包括的な規定、緊急時対応の規定を設けるべき。 【国の施策との関連】防災対策推進検討会議最終報告(H24.7.13)39ページにおいては、今後重点的とりくむべき事項の一つとして、各種規制に係る災害時の緩和について言及している。	-
H27	137	08.消防・防災・安全	都道府県	新潟県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法第86条の2から第86条の5まで	災害時における包括的な適用除外措置	災害対応に係る平常時の規制の適用除外にあたっては、災害対策基本法第86条の2から86条の5に規定された取組の適用除外ではなく、包括的な適用除外措置を講ずべき	【制度改正の必要性】平成25年の災害対策基本法改正においては、臨時に避難所として使用する施設の構造等に係る平常時の規制の適用除外が新たに規定された(第86条の2～86条の5の新設)が、個別法レベルの限定列挙に留まった取組の適用除外ではなく、効果的な適用除外ではなく、包括的な適用除外措置を講ずべき。 【支障事例】災害は、いつ新しい順、逆9割でやって来る。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。しかし、平常時の規制は、法律だけでなく政省令で無数に定められている。緊急時対応の場面において、政省令を含めた一連の規制をクリアするためには、「包括的な」適用除外措置が可能となるような仕組みが必要である。 【制度改正の内容】現場の最前線に立つ地方公共団体による迅速かつ適切な災害対応を可能とするため、法律及び政省令を一時停止・緩和するような包括的な規定、緊急時対応の規定を設けるべき。 【国の施策との関連】防災対策推進検討会議最終報告(H24.7.13)39ページにおいては、今後重点的とりくむべき事項の一つとして、各種規制に係る災害時の緩和について言及している。	-
H27	138	08.消防・防災・安全	都道府県	新潟県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第3項、災害救助法施行令第3条	災害救助法に係る救助の程度、方法及び期間の地方委任	災害救助法について、救助の程度、方法及び期間については、地方の主体的な判断で決定できるようにすべきがある。	【制度改正の必要性】災害救助法第4条第3項では、救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は政令で定めるとされている。同法施行令第3条第1項では、内閣総理大臣が定める基準に依り都道府県知事が定めるとされ、同条第2項では、内閣総理大臣の定める基準での救助の実が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で定めることができるとされているが、地域の実情に応じた救助を、地方公共団体が主体的に、かつ、より迅速に実施する必要がある。 【支障事例】同法に基づく応急救助の内容等については、内閣総理大臣による一般基準が定められている。災害の態様に応じ、この一般基準では適切な救助を実施することが困難な場合は、国と相談の上、特別基準の設定が可能とされており、国の見解としては、現行制度においても被災地の実情に応じて弾力的な運用が可能とされているところ。しかしながら、特別基準の協議等による国の厚待が、地方公共団体による迅速かつ適切な災害救助の支障となっている。 【支障事例】東日本大震災における石油不足 → このような非常時に限っては、緊急輸入のために製品規格(成分基準)を緩めることも考えていただけないか(揮発油等の品質の確保等に関する法律の規格緩和) 【制度改正の必要性】本県の平成24年末現在における人口10万人当たり医師数は195.1人で、全国平均(237.8人)と比較し約43人少ない。全国第42位となっており、全国との格差は広がる傾向にあると、医師の絶対数不足が深刻。医療の高度化や専門化等により、外科、産科・産婦人科、麻酔科などの人口10万人当たり医師数は、それぞれ全国順位第40位、第43位、第41位と特定診療科の医師が不足しており、救急医療や出産などに影響が懸念されている。 【支障事例】本県の人口当たり医師数が少ない原因は、医師養成機関である新潟大学医学部定員が人口に比べて大幅に少ないことが主要因と考えられている。 【支障事例】現行、医学部の設置については、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校設置等に係る認可の基準(平成十五年文科省告示第四十五号)により、認可に係る審査の対象外となっている。 【制度改正の内容】医学部定員についても、H20以降臨時に増員が図られているものの、大学設置基準(昭31年文科省令第28号)により、現在140人が上限となっている。 【制度改正の内容】こうした規制を廃止又は緩和し、地域の実情に応じて医師養成数の増を可能とすることが必要である。	-
H27	139	05.教育・文化	都道府県	新潟県	文部科学省・厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準(平成十五年文科省告示第四十五号)第1条第4項第4号	医学部新設等医師養成に関する規制緩和	医学部の新設・定員については、国が基準を定めているが、各大学が、地域の実情に応じて医師養成数を増やせるようにする。	【制度改正の必要性】本県の平成24年末現在における人口10万人当たり医師数は195.1人で、全国平均(237.8人)と比較し約43人少ない。全国第42位となっており、全国との格差は広がる傾向にあると、医師の絶対数不足が深刻。医療の高度化や専門化等により、外科、産科・産婦人科、麻酔科などの人口10万人当たり医師数は、それぞれ全国順位第40位、第43位、第41位と特定診療科の医師が不足しており、救急医療や出産などに影響が懸念されている。 【支障事例】本県の人口当たり医師数が少ない原因は、医師養成機関である新潟大学医学部定員が人口に比べて大幅に少ないことが主要因と考えられている。 【支障事例】現行、医学部の設置については、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校設置等に係る認可の基準(平成十五年文科省告示第四十五号)により、認可に係る審査の対象外となっている。 【制度改正の内容】医学部定員についても、H20以降臨時に増員が図られているものの、大学設置基準(昭31年文科省令第28号)により、現在140人が上限となっている。 【制度改正の内容】こうした規制を廃止又は緩和し、地域の実情に応じて医師養成数の増を可能とすることが必要である。	-

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府(3)】【国土交通省(11)】 災害対策基本法(昭36法223) (1)災害時における車両の移動等(76条の6)の措置については、港湾法(昭25法218)に規定する港湾管理者が、その管理する道路について災害時における車両の移動等を行うことを可能とする。</p>			<p>【内閣府】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害対策基本法の一部改正について(平成28年5月20日付内閣府政策統括官(防災担当)、消防庁次長、国土交通省港湾局長、水産庁長官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/h27/h27ho_tsuchi.html#h27_132</p>	
<p>6【総務省】 地方税法(昭25法226) (1)個人住民税に係る市区町村から都道府県への徴収引継特例(48条)については、過年度分の滞納者以外の者に係る現年度滞納分についても、その対象とすることを可能とする。</p>			<p>【総務省】地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について(平成28年4月1日付け総務大臣通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/h27/h27ho_tsuchi.html#h27_133</p>	
<p>5【厚生労働省】 (1)医療法(昭23法205) 以下に掲げる事務・権限については、政令を改正し、指定都市に平成29年度から移譲する。なお、診療所の病床設置等の許可については、指定都市の市長から開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めることとする。 ・診療所の病床設置等の許可(7条3項) ・居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出(施行令3条の3)</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野 管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H27	140	06.環境・衛生	都道府県	新潟県	環境省・経済産業省(資源エネルギー庁)	B 地方に対する規制緩和	環境影響評価法 環境影響評価法施行令	再生可能エネルギー発電設備の導入に係る環境アセスメントの期間短縮等、規制を緩和する。	再生可能エネルギー発電設備の導入に係る環境アセスメントの期間短縮等、規制を緩和する。	【制度改正の必要性】平成25年4月1日発電が環境アセスメントの対象となり、平成25年4月から配電手續が導入され、環境アセスメントの手續に3～4年程度の期間を要すること等が、風力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大の障壁となっている。 【制度改正の内容】再生可能エネルギー発電設備の導入に係る環境アセスメントの期間短縮等、規制を緩和する。 【国の施策との関係】国(資源エネルギー庁)では、平成26年度から「環境アセスメント調査早期実施実証事業」を実施し、環境アセスメントの手續期間の半減のための実証事業に取り組んでいる。	—
H27	141	01.土地利用(農地除く)	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法施行令第8条	都市公園における運動施設の敷地面積に関する規制緩和	都市公園法施行令第8条の基準について、第4法第2条と同様に準拠基準とすることを求める	【制度改正の経緯】本県では、平成24年に開催した「ぎふ清流大会(全国障害者スポーツ大会)」を契機に、障がい者スポーツを含むスポーツに対する県民の関心が一層高まったところであり、これらの成果を次次に継承、発展させるため、平成25年3月「岐阜県清流の国スポーツ推進条例」を制定するに当たり、その理念を具現化するため平成27年3月に「清流の国ぎふスポーツ推進計画」を策定したところである。また、平成27年に「暫定版を策定した『清流の国ぎふ』創生総合戦略」においても、スポーツによる地域振興と障がい者スポーツの推進等を主要施策に位置付けているところである。施策の推進に当たって中核となる本県の都市公園(岐阜メモリアルセンター)については、県内スポーツの先進的な役割を果たす施設であり、体育館、野球場、陸上競技場等11施設を配する総合運動場として整備してきた。 【具体的な支障事例】施設の改修に加え、地域住民からも日頃から施設の充実の要望も受けていることから、ニーズを踏まえたスポーツ施設の検討を行いたい、現在、建築面積及び運動施設の敷地面積が49.967%まで達していることから、運動施設の50%の敷地基準が支障となっている。 【制度改正の必要性と効果】制度の実現に応じた都市公園の運営ができるよう、都市公園に設ける運動施設の敷地面積について、「法令の基準を参照し、地方公共団体の条例で定める範囲」としていただきたい。運動施設を現状の競技施設基準に適合した改修をすること、地域住民の新たなニーズに応じた運動施設等を設置すること、障がい者スポーツの推進のためのリハビリを設けることで、施設の利用者を増やし、地域活性化につなげる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyuu/h27/eianbosyuu_kokka.html
H27	142	03.医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法施行令第41条第7項 健康保険法施行規則第98条の2	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度に係る給付金の交付(受給者証の交付)に関する規制の廃止	受給者証における高額療養費の所得区分の記載に係る医療等に関する法律に基づく医療費助成制度に係る給付金の交付(受給者証の交付)に関する規制の廃止	【制度の概要】難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」とい。)に基づく医療費助成制度は、受給者に対し、指定難病の治療のために受診した複数の指定医療機関での負担額について、受給者証に記載された自己負担上限額(月額)を限度として医療費の公費助成を行うものである。 【支障事例】平成26年11月9日付健康保険法第1219第1号通知「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療に係る高額療養費の支給に係る当分の取扱いについて」により、受給者証には特定医療費に係る所得区分だけでなく、高額療養費の適用区分の記載が求められている。(法的には、健康保険法施行令並びに健康保険法施行規則の規定に基づく。)これにより、難病の患者は、各保険者へ申請する所得に基づく適用区分を照会し、受給者証に記載しているところであるが、現状、当該事務を処理するに当たり、2週間程度を要している。このため、審査等の期間を含め、申請から受給者証の交付まで2か月以上を要し、申請者への受給者証の早期交付の妨げとなっている。また、当県では約割は、00枚の受給者証の発行件数があり、相当な業務負担となっている。(対象枚数が膨大である、本年度は20,000年超の発行が予想される。)なお、疾病の治療にあたって公費助成が行われている類似の制度(一例として、肝臓治療受給者証の交付)には、高額療養費の適用区分の記載が求められていないものがある。 【解消策】国で高額療養費の適用区分の記載を廃止し、各保険者への照会事務をなくすことで、申請者への受給者証の交付が2週間程度早まることとなり、住民サービスの向上に資するものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyuu/h27/eianbosyuu_kokka.html
H27	143	09.土木・建築	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	防砂防沖法施行規則第8条の3 平成24年6月18日付事務連絡(国土交通省水管理・国土保全局 防砂防沖保全課全調整官通知)	防砂防沖関係事業の構造協定の緩和	防災安全交付金(新規防沖事業)を実施するに当たり、着手前年度に全体計画(土石流対策の設計概念や元地の配置位置の妥当性の確認)の認可を国から受けている。平成24年度からは、事業者手帳に、えん地位置や方向、工法・構造等の作成や協議に時間を要し、事業の進捗が遅れる場合がある。このため、事業者手帳の構造協定について緩和願いたい。	【支障の概要】制度改正の必要性平成24年に、広島県で発生した大規模な土砂災害を契機として、社会的に、防砂えん地設置等のハード対策の迅速な実施が強く求められている。事業者手帳後の構造協定を行うに当たり、説明資料の作成や協議に時間を要し、1週間から2週間程度事業の進捗が遅れる場合がある。平成26年度には、えん地幅について10箇所、えん地工法・構造について10箇所の構造協定を国へ実施したが、構造協定に向けた資料作成、国機関への出張等、補償が可能であったと思われる日数が、1週間程度であったと考えている。また、協議に必要な図面等の資料については、作成が完了していないため、資料の精査の判断に迷う場合がある。 【懸念の解消策】構造等に関する県の技術基準は、国基準に準拠して作成されており、構造等の決定に関する協議の簡素化は可能であると考えられる。(ただし、協議廃止ではなく、簡素化を求めるのは、最新の知見や情報を取得する観点から、国との協議はある程度必要と考える。)協議の内容に準拠する説明資料については、最低限必要と量とする資料について、統一の作成基準をお示しいただければ、業務の簡素化につながる。そのためには、提示する図面や比較表等の様式を定型化していただくことが有効であると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyuu/h27/eianbosyuu_kokka.html
H27	144	02.農業・農地	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金の配分基準	強い農業づくり交付金の配分基準の見直し	強い農業づくり交付金は、配分基準に基づき成果目標を設定し、そのポイント上位から交付金の割当が行われているが、新規農業者や新規参入法人が取り残れる場合、現行の制度では現況ポイントの確保ができていないため、新規農業者等の取組については、新たな現況ポイント(追加)優先枠の設定、加算措置等、一定のポイントが確保できるような配分基準の見直しをお願いしたい。	【制度的支障事例】強い農業づくり交付金においては、「強い農業づくり交付金の配分基準」に基づき現況ポイントに応じて都道府県の交付金の配分が行われているが、都道府県現況ポイント(50ポイント)と目標値ポイント(10ポイント)からなるが、新規参入の場合は、現況ポイントが取得できないため、最高20ポイントに留まり、現行の制度では配分が困難な状況。 H26当初 新規参入法人:1法人、農業者の組織する団体:1団体(新規農業者3戸) H27当初 新規参入法人:1法人、農業者の組織する団体:2団体(新規農業者9戸) 【制度改正の内容】新規農業者等の取組についても、一定のポイントが確保できるように以下の配分基準の見直しをお願いしたい。 <例> 新たな類別の追加:生産及び販売実績よりない事業の農業研修の実施有無や「新規農業者数」等を基にした現況ポイントを新たに設ける。 重要施策(新規農業者の育成)に対する現況ポイント付与:穀類転換調整貯蔵施設の新規の再開にかかる重点再掲地区のよ、都道府県の施策(新規農業者の育成)に沿った重要な取組については、現況値5ポイントとする。 新規農業者等の取組に対する加算措置の設定:「農地プランと同様に現況ポイントとは別に加算措置を新たに設ける。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyuu/h27/eianbosyuu_kokka_yosan.html
H27	145	06.環境・衛生	都道府県	長崎県	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣保護管理法 第44条	狩猟免許の有効期間の延長	現行の鳥獣保護法では、狩猟免許の有効期間は免許の届出に関わらず一律3年とされている。狩猟免許のうち、市町村が指名(任命)する鳥獣被害対策実施隊が所持するわな猟免許については、狩猟免許の有効期間を6年に延長すること。	【制度的支障事例】現行の狩猟免許の有効期間は、3年間とされており、免許所持者によって免許更新が必要負担となっており、有害鳥獣捕獲を目的として捕獲作業を行う市町村の鳥獣被害対策実施隊員にとっては、市町村が指名(任命)する鳥獣被害対策実施隊が所持するわな猟免許の有効期間の延長が求められるものである。興味としての狩猟を行わず、公益的な捕獲となる有害鳥獣捕獲を行う実施隊員においては、狩猟免許を取得し、3年ごとに免許更新を行うことが負担となっているが、免許の有効期間を延長することは免許更新の負担(費用負担など)をなくすことだけでなく、捕獲作業に精通し専ら有害鳥獣捕獲に従事する民間の実施隊員が被害防止対策に従事しやすくなり、民間隊員が現在よりも増加することにより対策が進むことが期待されるのである。 例えば有害鳥獣であるイノシシについて、長崎県においては、趣味として捕獲するケースは少なく、その多くが有害鳥獣捕獲となっている。(例)イノシシ捕獲の内訳(H25) 狩猟による捕獲1,360頭、有害鳥獣捕獲31,789頭	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyuu/h27/eianbosyuu_kokka.html
H27	146	12.その他	都道府県	長崎県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第158条第1項第6号	地方公共団体の貸付金に係る徴収は民間の私人委託対象範囲の遡約金への拡大	地方公共団体の貸付金に係る徴収は民間の私人委託対象範囲の遡約金への拡大	【制度的支障事例】地方公共団体の貸付金(無利子)の未収金(元金及び遡約金)について、現行職員へ回収に当たっているが、今後、専門的なノウハウを持つ債権回収管理会社(サービス)へ回収を委託することを検討している。しかし、自治体の借入の徴収又は回収の私人への委託については、地方自治法施行令においては「貸付金の元金償還金」は対象であるが、遡約金は対象外であり、委託業務範囲が限定されることにより未収金回収業務が非効率になることが懸念される。 【制度改正の必要性】未収金回収を促進するため、元金償還金に加え、遡約金も私人委託の対象とすることを提案する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyuu/h27/eianbosyuu_kokka.html
H27	147	02.農業・農地	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	野菜生産出荷安定法施行規則第2条	野菜生産出荷安定法施行規則の共同出荷割合の見直し	野菜生産出荷安定法施行規則の共同出荷割合の見直し	【制度的支障事例】「産地」に価格差の補給を受ける野菜価格安定制度があるが、その制度を受ける産地は、一定の野菜生産量を満たす必要がある。しかし、市場に出荷したときに価格差が新設に比べて低く、JAへ出荷する割合が相対的に低下し、野菜指定産地の要件の1つである共同出荷割合を達成できなかった。対象産地のJAへの出荷量自体は増えており、消費者への安定供給の役割は果たしている。指定産地の継続のため、野菜生産出荷安定法施行規則第2条で定められている共同出荷割合を産地規模(出荷量)に応じて定める方法による見直しを希望している。 また、市場に出荷した大規模生産者が「大規模生産者登録」をした場合は、その実績を共同出荷数量にカウントすることで、「大規模生産者登録」を推進しているが、野菜価格安定制度に加入するメリットがない大規模生産者は、登録がすんでいない。「大規模生産者登録」をしていなくても、出荷実績の提供を受けた場合は、産地の出荷量から大規模生産者の出荷量を除くことを認めて欲しい。 大規模生産者登録の要件 対象野菜を出荷する生産者、法人等の場合は野菜指定産地の区域であり、かつ、おおむね2haの作付面積を有すること。 (野菜生産出荷安定法第11条第2項、施行規則第6条より抜粋)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyuu/h27/eianbosyuu_kokka.html
H27	148	02.農業・農地	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良法52条	土地改良法52条に基づき換地を行う場合の権利を有する者の取扱いの変更	農地の基礎整備事業により土地改良法52条に基づき換地を行う場合に限っては、地区内に相続手続き未了農地があつて、複数の相続権利者が存在したとしても、複数でなく一人の登記名義人として取扱うこと。ただし、相続権利者の法定持分は維持する。	【制度的支障事例】換地を伴う基礎整備では、登記名義人が死亡している土地で事業を実施する場合は、相続登記後に換地処分を行うが、近年、相続登記が未了の農地が多発しており、事業の迅速な実施に支障が生じている。また、登記名義人や相続権利者が所在を確認できないまま増え、地元の設定や効率的な事業実施に支障をきたしている。 【制度改正の必要性】現行制度では、適用上、相続手続き未了で相続権利者多数の土地をやむを得ない地区に除外する等に対応している。相続手続き未了の土地11名の登記名義人のものとして取り扱い、その土地の相続権利者全員の前をかついで11名の同意とすれば権利者会議(出席者5人/参加者10人)となるので、事業に同意する権利者の意思(分子)が尊重されることになる。 【懸念の解消策】適用上、意思確認が可能な相続権利者の中に整備へ反対するものが存在する土地は事業地区内に含まないものとするなど反対者の意思を侵害することはない。土地改良法は1949年の施行であり、当時は家督相続制度(1947年の民法改正で廃止)により円滑な相続がなされた農地が多かったと思われるが、現在の社会情勢に合わせた緩和が必要。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyuu/h27/eianbosyuu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【国土交通省】</p> <p>(9) 都市公園法(第31法79)</p> <p>(イ) 都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限(施行令第8条1項)については、政令を改正し、基準を弾力化する。具体的な制度設計については、都市公園における運動施設の設置の状況や地方公共団体の意向等を調査し、平成28年中に結論を得る。</p>					
<p>6【厚生労働省】</p> <p>(23) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)</p> <p>(ii) 医療受給者証の交付(7条4項)については、制度の趣旨も踏まえつつ、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減 ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止 ・支給認定の有効期間の延長 			<p>【厚生労働省】平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に基づく対応について(最終的な対応方針)(平成28年12月27日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seibanboisyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_142</p>	
<p>6【国土交通省】</p> <p>(1) 砂防法(明30法29)</p> <p>砂防事業における国土交通大臣の認可(施行規程(明30勅令382)8条の3)後に、「砂防事業等全体計画、構造協議等の今後の進め方について(平24国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課)」に基づいて実施される構造協議については、協議が円滑に実施できるよう最低限必要な資料を明確化するため、当該通知を平成27年度中に改正する。</p> <p>【措置済み(平成27年12月3日付け国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課通知)】</p>			<p>【国土交通省】砂防事業における構造協議で使用する資料について(平成27年12月3日付け国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課保全調整官事務連絡)</p> <p>【国土交通省】砂防事業等全体計画、構造協議等の今後の進め方について(平成24年6月18日付け国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課保全調整官事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seibanboisyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_143</p>	
<p>6【総務省】</p> <p>(2) 地方自治法(昭22法67)</p> <p>私人の公金取扱いの制限(243条)については、地方公共団体の貸付金に係る違約金の収納について私人に委託することを可能とする方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平29></p> <p>6【総務省】</p> <p>(1) 地方自治法(昭22法67)</p> <p>(イ) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体の貸付金の元利償還金に係る違約金等の徴収又は収納の事務について私人に委託することを平成29年中に可能とする。</p>		<p>【総務省】地方自治法施行令の一部を改正する政令の公布及び施行について(通知)(平成29年12月27日付け総務省第394号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seibanboisyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_146</p>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【農林水産省】 (16) 林業関係事業補助金 林業関係事業補助金については、工事の早期着手に資する観点から、補助申請の事前相談等の手続について地方公共団体に周知するとともに、毎年度可能な限り早期に交付決定を行う。</p>					
<p>6【農林水産省】 (9) 卸売市場法(昭46法35) (1) 卸売市場整備基本方針(4条)における中央卸売市場の再編基準については、次期卸売市場整備基本方針において、新たに取扱金額についての考慮事項を追加するとともに、再編措置の運用の考え方について明確化する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【農林水産省】 (9) 卸売市場法(昭46法35) (4) 中央卸売市場内で禁止されている仲卸業者による恒常的な小売活動については、「恒常的」の考え方を明確化するとともに、許容される中央卸売市場における小売活動の考え方について明確化するため、「中央卸売市場における業務運営について」(平12農林水産省食品流通局)を平成27年度中に改正する。</p>			<p>【農林水産省】「中央卸売市場における業務運営について」の一部改正について(平成28年3月30日付け農林水産省食料産業局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/h27/h27tu-tsuchi.htm#h27_188</p>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (2) 特別支援学校高等部の生徒が卒業後に就労継続支援B型事業を利用することについては、当該生徒の在学中に、就労移行支援事業所が、学校において施設外支援としてアセスメントを実施することにより可能となることを、改めて地方公共団体に平成27年度中に周知する。</p>			<p>【厚生労働省】障害保健福祉関係主管課長会議資料(平成28年3月8日) 【厚生労働省】就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)における適切なサービス提供の推進について(平成28年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu-tsuchi.html#h27_160	
<p>【経済産業省】 (6) 計量法(平4法51) (ⅱ) 基準錫(基準分銅)(104条)の保有等については、特定市町村(10条)の負担軽減に資するよう、基準分銅の貸し借りをしている地方公共団体の事例を平成27年度中に周知する。</p>					
<p>【国土交通省】 (2) 水防法(昭24年法193) 現在の水防団員が、水防事務を行いつつ、一部の消防事務を新たに担うことについては、現在の水防団及び水防団員を消防団における機能別分団及び機能別団員に移行し、その担当職務を水防事務及び大規模災害時における「救助に関する業務」等の一部の消防事務とすることや、水防団員として活動する者が、消防団員の身分も有し、大規模災害時における「救助に関する業務」を行う消防団員として活動すること等によって可能であることを明確化するため、水防団が存する地方公共団体に平成27年中に通知する。 【措置済み(平成27年12月1日付け国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 水防企画室長通知)】</p>			<p>【国土交通省】水防団の所掌事務等について(平成27年12月1日付け国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 水防企画室長通知)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu-tsuchi.html#h27_163	
<p>【総務省】 (8) 統計法(平19法53) 国勢調査の調査区(国勢調査令(昭55政令98)8条)については、平成32年度に行われる国勢調査において自治会の境界による基本単位区の分割が可能であることを明確化するため、調査区設定の手引きを改正する。</p>		<p>国勢調査の調査区(国勢調査令8条)については、平成32年国勢調査「調査区設定の手引」において、自治会の境界による基本単位区の区画が可能であることを明確にし、国勢調査をより円滑に実施するための調査区設定事務とするよう、文言を追加することを地方公共団体に連絡した。</p>	<p>【総務省】次回の国勢調査調査区設定事務における基本単位区の境界区画について(平成28年3月28日付け総務省統計局統計調査部国勢統計課調査区係長事務連絡)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu-tsuchi.html#h27_164	<p>総務省統計局統計調査部国勢統計課</p>
<p>【厚生労働省】 (4) 児童福祉法(昭22法164) (ⅱ) 児童福祉司の担当区域の標準(施行令3条)については、昨今の児童虐待に関する相談対応件数の増加傾向を踏まえ、業務量に見合った体制を整備することについて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭23法164) (iii)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準に関し、平成27年度に特例的に実施している取扱い(朝・夕の児童が少数である時間帯において保育士1名に代え、保育士でない保育業務経験者等を配置することを許容するもの)については、有識者の意見を踏まえつつ保育業務経験者等の要件を明確化した上で平成28年度以降も実施する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【厚生労働省】 (18)看護師等の人材確保の促進に関する法律(平4法86) 看護師等免許保持者の届出制度については、離職者の届出を促進し、看護師等の就業の促進を図る観点から、離職者に対する制度の周知・広報を平成27年度から徹底する。</p>					
<p>【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) 農地転用許可(4条1項及び5条1項)の申請書に添付する書類のうち、事業を実施するために必要な資力があることを証する書面及び事業計画書等の参考となるべき書類については、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理を図るよう、預金通帳や農地転用して設置する施設の設計書等の写本の写しを添付することが可能であることを明確化するため、「農地法関係事務処理要領(平21農林水産省経常局、農村振興局)を平成27年度中に改正する。</p>			<p>【農林水産省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等に伴う関係通知の整備について(平成28年3月30日付け農林水産省経常局長、農林水産省農村振興局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunkon-suishin/teianbosyu/h27/h27fa-tsuchi.html#h27.173</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(備考等)	
H27	174	02_農業・農地	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項、農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条、農業振興地域地帯に関するガイドラインの制定について	農業者協議会の設置に関する事項	農業者協議会の設置に関する事項	農業者協議会の設置に関する事項	農業者協議会の設置に関する事項	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/h27/seianbosyu_kokka.html
H27	175	07_産業振興	町村会	全国町村会	経済産業省	A 権限移譲	工場立地法第4条の2、第6条第7号、第8条、第9条、第10条	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に関する地域間の条例制定権限等の町村への移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に関する地域間の条例制定権限等の都道府県から町村への移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に関する地域間の条例制定権限等の都道府県から市で移譲されているが、企業立地促進法の特例が適用される場合を除き、町村には権限がない。このため、周囲の環境と調和のとれた範囲で町村独自の企業支援施策を講ずることができない状況にある。工場立地法等産業の発展に取組む町村が、地域の実情に応じた企業支援施策を推進するため、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への権限の移譲を求める。なお、昨年の提案募集で新潟県津波町からの提案に係るやり取りの際に経済産業省から「条例制定権限を移譲する場合は、併せて必要不可欠」とされた経緯も踏まえ、工場立地法に係る事務(届出受理、審査、必要な場合には催告、変更命令、罰則適用)についても、併せて移譲を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/h27/seianbosyu_kokka.html	
H27	176	05_教育・文化	施行時特例市	松江市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法第5条	公立幼稚園における設置者管理主義の規制緩和	公立幼稚園→指定管理者制度を導入し、民間への委託を可能とする。学校教育法第5条に規定する設置者管理主義を規制緩和するもの。	公立幼稚園→指定管理者制度を導入し、民間への委託を可能とする。学校教育法第5条に規定する設置者管理主義を規制緩和するもの。	公立幼稚園→指定管理者制度を導入し、民間への委託を可能とする。学校教育法第5条に規定する設置者管理主義を規制緩和するもの。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/h27/seianbosyu_kokka.html
H27	177	03_医療・福祉	一般市	網走市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成27年1月20日(付)厚生労働省健康高齢者支援課発注事務(平成28年度補正予算(案)における地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)の協議について)	地域介護・福祉空間整備施設整備交付金(先達の事業支援特例交付金)にかかる交付要件を緩和し、複数回の利用を認める取組を希望する。	当該交付金の利用回数については、一事業所につき一回まで制限されている。この点につき、各事業所における防災機能向上、安全性確保の観点から、一事業所につき一回を限度とする条件を緩和し、複数回の利用を認める取組を希望する。	当該交付金の利用回数については、一事業所につき一回まで制限されている。この点につき、各事業所における防災機能向上、安全性確保の観点から、一事業所につき一回を限度とする条件を緩和し、複数回の利用を認める取組を希望する。	当該交付金の利用回数については、一事業所につき一回まで制限されている。この点につき、各事業所における防災機能向上、安全性確保の観点から、一事業所につき一回を限度とする条件を緩和し、複数回の利用を認める取組を希望する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/h27/seianbosyu_kokka_yosan.html
H27	178	03_医療・福祉	一般市	網走市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第1項第2号イ	障害者総合支援法に係る基幹事業所登録認可事務の改正について	地域のサービス供給状況を考慮し、基幹事業所等の登録を制限すること(現行制度の原則)であるが、基幹事業所の登録は、所在市町村で登録を行い、支給決定市町村で、サービスの利用計画により、地域のサービスの状況及び必要性等を判断し支給決定を行うことができない。	【制度の概要】 当該制度は、認知症高齢者グループホーム等の耐震改修等の防災リスクを個別に勘案し、複数回の利用を認めること(現行制度)を、(※平成26年度で都道府県が介護基盤緊急整備等臨時特例基金を財源として交付していた)の補填の補給金も、制限対象に含まれている。 【支障事例】 例えば、非常時の電源確保を目的に太陽光発電設備を設置した認知症高齢者グループホームが、後日、入居者の重度化等に対応するために、2階から1階までの「避難用スロープ」の設置を希望した場合等においては、申請が認められない状況となっている。 【制度改正の必要性】 防災対策等改修は、介護を要する者が常時利用(入居)する中、半年(一度)での整備は困難なため、複数回にわたって計画を実施することが望ましく、各事業所における防災機能向上、安全性確保の観点から、条件を緩和し、利用(入居)者の「要介護度」や、地域の「災害リスク」を個別に勘案の上、複数回の利用を認める取組を希望する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/h27/seianbosyu_kokka.html	
H27	179	05_教育・文化	指定都市	京都市	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条第1項第3号イ	私立幼稚園の設置等の認可権限及び財源の移譲	私立幼稚園の設置等の認可権限及び財源について、指定都市への移譲を求める。	私立幼稚園の設置等の認可権限及び財源について、指定都市への移譲を求める。	私立幼稚園の設置等の認可権限及び財源について、指定都市への移譲を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/h27/seianbosyu_kokka.html
H27	180	03_医療・福祉	指定都市	京都市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第29条第2項	生活保護適正化に係る定額給付金の見直し	実施機関の調査に対する回答義務について、現行法では官公庁等に限定されているが、不正受給事象の早期発見や生活保護制度の適正な運営を可能とするために民間事業者の協力が必要不可欠であるため、金融機関や就労先等の民間事業者にも拡大することを求める。	実施機関の調査に対する回答義務について、現行法では官公庁等に限定されているが、不正受給事象の早期発見や生活保護制度の適正な運営を可能とするために民間事業者の協力が必要不可欠であるため、金融機関や就労先等の民間事業者にも拡大することを求める。	実施機関の調査に対する回答義務について、現行法では官公庁等に限定されているが、不正受給事象の早期発見や生活保護制度の適正な運営を可能とするために民間事業者の協力が必要不可欠であるため、金融機関や就労先等の民間事業者にも拡大することを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/h27/seianbosyu_kokka.html
H27	181	03_医療・福祉	指定都市	京都市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第78条の2	徴収金と保護金との相殺に当たっての受給者からの申出の省略	現行法上、受給者の申出(同意)がある場合に限り、徴収金と保護金との相殺が可能となっているが、最低生活からの申出の省略	現行法上、受給者の申出(同意)がある場合に限り、徴収金と保護金との相殺が可能となっているが、最低生活からの申出の省略	現行法上、受給者の申出(同意)がある場合に限り、徴収金と保護金との相殺が可能となっているが、最低生活からの申出の省略	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/h27/seianbosyu_kokka.html
H27	182	05_教育・文化	指定都市	京都市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条	小学校2年生35人学級の加配措置の対象拡大及び「法制化」	平成24年度に、国において小学校2年生の35人学級が加配措置により実施されたが、現在加配の対象外となっている国において少人数学級を実施していた自治体についても、加配の対象に加えること、併せて、恒久的な財源確保のため、法制化を求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 左記のとおり、平成24年度に、国において実施された小学校2年生35人学級の加配措置については、国に先行して少人数学級を実施していた自治体については、併せて、恒久的な財源確保のため、法制化を求める。 【見直しによる効果】 適正な措置が講じられることで、本市では、持ち出している予算を活用し、地域の実情を踏まえ、より一層の教育の充実等を図ることが可能となる。	【制度改正の必要性・支障事例等】 左記のとおり、平成24年度に、国において実施された小学校2年生35人学級の加配措置については、国に先行して少人数学級を実施していた自治体については、併せて、恒久的な財源確保のため、法制化を求める。 【見直しによる効果】 適正な措置が講じられることで、本市では、持ち出している予算を活用し、地域の実情を踏まえ、より一層の教育の充実等を図ることが可能となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/h27/seianbosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【農林水産省】</p> <p>(8)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)</p> <p>(イ)山林原野化、農業委員会が農地に該当しないと判断した土地については、農業振興地域整備計画に関する基礎調査を行うことなく、「経済事情の変動その他情勢の推移」(13条1項)に該当することにより農用地区域からの除外が可能であることを明確化するため、「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)を平成27年度中に改正する。</p>			<p>【農林水産省】農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(平成28年3月30日付け農村振興局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanboosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_174</p>	
<p>【経済産業省】</p> <p>(1)工場立地法(昭34法24)</p> <p>以下に掲げる事務・権限については、都道府県から町村に移譲する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例による緑地面積率等に係る地域準則の制定(4条の2第1項) ・特定工場の新設届出の受理(6条1項) ・設置の場所等に係る必要な事項の動告及び変更命令(9条1項及び2項並びに10条1項) 					
<p>【文部科学省】</p> <p>(1)学校教育法(昭22法26)</p> <p>(ロ)公立幼稚園の空きスペースを保育所として活用する複合施設とし、運営を社会福祉法人等に委ねることについては、子ども・子育て支援法(平24法65)19条1号に該当する子どもについても市町村の判断で一時的かつ事業等により長時間施設を利用できること、運営に当たる社会福祉法人等と協定により市町村の関与を明確にできること、市町村の判断で予算措置によって運営経費を助成できることなど、公私連携幼稚園認定子ども園の仕組みを活用すること等により可能となることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>			<p>【文部科学省】公私連携幼稚園認定子ども園制度の活用について(平成28年3月28日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanboosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_176</p>	
<p>【厚生労働省】</p> <p>(20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>(ロ)支給決定障害者等が基準該当事業所で基準該当障害福祉サービスを受けた場合における特例介護給付費等の支給(30条1項2号イ)に関して市町村が行う基準該当事業所の認定及び登録の手続については、法令上の定めはなく、支給決定障害者等が居住する市町村のみならず基準該当事業所が所在する市町村も行うことが可能であることを、市町村に平成27年度中に周知する。</p>					
<p>【厚生労働省】</p> <p>(10)生活保護法(昭25法144)</p> <p>(ロ)保護の決定等に当たり行う要保護者等の資産・収入等に関する銀行、要保護者等の雇主等に対する報告の求め(29条1項)については、より円滑な運用がなされるよう、経済団体、業界団体等を通じるなどして要保護者等の雇主等に対して協力要請を行うことを検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【厚生労働省】生活保護法第29条に基づく調査に関する協力依頼について(依頼)(平成29年3月16日付け厚生労働省社会・援護局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanboosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_180</p>	
<p></p>					
<p></p>					
<p></p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
H27	183	07_産業振興	指定都市	京都市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業信用保険法第2条第5項第5号 特定中小企業者認定要綱4(5)	セーフティネット保証(5号)業種の悪化している業種に属する中小企業者を対象としたセーフティネット保証(5号)の認定要件への「利益率減少」を加えるとともに、とりわけ事業基盤が比較的脆弱な小規模企業については、認定要件の更なる緩和を求める。 併せて、指定業種の見直しを求める。	中小企業への支援を充実し、地域の維持・発展を図るため、円安による原材料の高騰等にも対応するよう、認定要件に「利益率減少」を加えるとともに、とりわけ事業基盤が比較的脆弱な小規模企業については、認定要件の更なる緩和を求める。 併せて、指定業種の見直しを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 全国的に業種の悪化している業種に属する中小企業者を対象としたセーフティネット保証(5号)の認定に当たっては、「売上高が前年同期比5%以上減少している」又は「原油等について、仕入価格が20%以上上昇している」に限らず製品価格に転嫁できていないことが要件となっているが、売上高の減りに歯止めがかかっている。又は持ち直しているものの、円安による原材料(原油等以外を含む。)の高騰や人件費の増加等の影響で、利益率が悪化している中小企業も少なくないと考えられる。 また、指定業種が見直し等により減少して「別」(※)の結果、本市では、京都ならではのものづくり産業(伝統産業関連業種)のうち、清酒製造業(日本酒)や絹・人絹織物業(西陣織)等が指定から除外され、資金繰りに影響するなど、表裏の危険が察せられる事業もある。 ※全業種(1133業種)を指定対象とする措置が終了した平成24年11月1日時点:686業種 →平成27年4月1日時点:254業種(△432業種、△63.7%) 【見直しによる効果】 当該認定要件の緩和及び指定業種の見直しにより、中小企業への支援が充実され、地域の維持・発展に寄与することができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	184	09_土木建築	指定都市	京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住宅地区改良法第4条第2項及び第5条第1項	住宅地区改良法に基づく改良地区指定及び事業計画の決定に係る申請手続きの緩和	改良地区の指定及び事業計画の決定に当たって、市が申出する場合は都道府県を越出しなければならぬが、越出する時間の短縮化、事務の効率化のために、市が直接国へ申出することができるよう、規定整備を求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 本市においては、新規指定の手続きは今のところないものの、計画変更要件が年2～3ある。この手続きにおいても、改良地区の指定の申請と同様、都道府県を越出する必要があり、都道府県における内部の事務処理に2～3週間を要している。指定都市が都道府県に申し出る手続き、都道府県が国に申し出る手続きを踏む必要があり、事務に無駄が生じている。(なお、都道府県にも必要に応じて、事前協議等を行っている。) 当該規制を緩和することにより、事務が簡略化され、手続きに要する時間が短縮される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	185	01_土地利用(農地除く)	指定都市	京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	駐車場法施行令第12条	駐車場法施行令第12条	機械換気と自然換気の併用及び開口部の取扱いに係る具体的な規定を設けることを求める。	機械換気と自然換気の併用及び開口部の取扱いに係る具体的な規定を設けることを求める。	【提案の背景】 路外駐車場には一定の能力を有する機械換気の設置による機械換気が義務付けられているが、一定の面積の開口部を有し、自然換気が可能場合はその限りでないといわれている。第27回国土駐車場政策担当省会議での国交省の見解については、その審査方法を確立し、性能の確保の確認はできないとされている。 【具体的な支障事例等】 自然換気と機械換気の併用に関する規定がないため、本市において併用換気を前提とした路外駐車場の条件を取り扱った際、併用換気の可否や換気能力の算定方法について、事業者との対応に苦慮したことがあり、駐車場面積から自然換気可能面積を差し引いた面積を機械式換気対象面積として装置の仕様を定める方法で対応した事例があるが、自自治体で対応が異なると公平感に欠けるため、国の基準を定めたいと考える。 また、開口部として算入できる構造については、建築物一般に適用される建築基準法施行令の基準が適用されるが、同基準に居室等にも適用されるものであり、排気ガスが排出される路外駐車場を同一に扱うことは適切ではないと考える。 路外駐車場については、その特性から、駐車場法という個別の法で管理されている趣旨を踏まえ、開口部の基準(1部分あたりの最低面積や床面からの高さ、格子状の柵や柵材の取扱い等)についても個別検討し、同法施行令に明瞭に規定すべきであると考える。 【見直しの効果】 路外駐車場の円滑な整備、事業者への公平な対応のほか、より実態に即した適切な換気環境の整備を実現することができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	186	09_土木建築	指定都市	京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第2条第1号及び宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号	傾斜基準の見直し(宅地造成等規制法)と土砂災害防止法の基準統一	宅地造成等規制法上「緩急を要しない」とされる基準上、土砂災害防止法上「急傾斜地」とされる基準が異なるため、法改正を行い、統一することを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 基準にすれるため、例えば、高さ5m以上で勾配が30度以上35度以下の崖部分について、宅地造成等規制法上は「災害を防止するために必要な措置が講ぜられている(＝緩急を要しない)」と判断されたにもかかわらず、土砂災害防止法上は「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に指定されることが起こり得る。 このように、市民にとっては安全上の危険なかが判別しにくく、混乱をきたすおそれがあり、基準のすれについて説明を求められるも、宅地造成工事規制区域の指定主体である市として、責任ある回答が困難な状況である。 【見直しによる効果】 両法がすれが解消されることにより、上記の混乱の発生等を未然に防止することができ、安全性の面において統一した対応が可能となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	187	03_医療・福祉	都道府県	和歌山県、兵庫県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第二十の条の四、健康保険法の第七十六条第二項改正予告	診療報酬の決定権限の一部の移譲	病床再編や在宅医療の推進の方向に誘導できる診療報酬の地域加算などの仕組みを設けた上で、箇所付の権限を都道府県に移譲する。 なお、加算移譲については、国が診療報酬を全体に減らすこと等で確保するなど、国が制度設計すべき。	【現行制度】 診療報酬における診療報酬は、国が全国一律の価格設定を行い、患者はどこでも一律の負担で医療サービスを受けられる一定の公平性を確保した制度設計がなされている。この診療報酬を改定することにより、国は医療政策の誘導を行っている。 【支障事例及び制度改正の必要性】 平成26年6月に医療介護総合確保推進法が成立し、医療法等が改正され、医療機関の機能分化と連携、また、在宅医療の充実が提示され、加えて、医療従事者の確保対策が提示された。ここで、国は国が示す地域医療構想想定ダイナミクスによる推計方法で二次医療圏別明細必要料額を算定し、病床再編を行っていくことが義務づけられたものの、地域医療介護総合確保基金による削減に手戻りなく、病院間の混乱が生じることが予想される。例えば、急性期病床から回復期病床への転搬が必要となる、現行では回復期より急性期の方が診療報酬が手厚いため、病院は容易に転換しようとする。 国は今後、診療報酬体系を回復期にシフトしていくことが考えられるが、累の権限は新基金によるハード対策が中心となり、予算規模も小さく、効果も限定的と思われることから、新たに地域の実情を踏まえた診療報酬上の地域加算などの仕組みを設けた上で、誘導が速まい、病院に累が箇所付け設定できるよう権限移譲が必要と考えられる。 【制度改正の効果】 累が診療報酬の地域加算などを地域の実情に応じて一定程度箇所付け設定することで、病床再編や在宅医療の推進の方向に誘導できる。	---	
H27	188	03_医療・福祉	都道府県	和歌山県、兵庫県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第13条	介護保険制度における住所地特例の見直し	都市部から地方への里帰り、移住を促進するため、介護保険制度における住所地特例制度の適用対象に、一旦出身地等から住所を定めた後に施設入所や在宅サービスを必要にした場合も含めものとする。	都市部から地方への里帰り、移住を促進するため、介護保険制度における住所地特例制度の適用対象に、一旦出身地等から住所を定めた後に施設入所や在宅サービスが必要になった場合も含めものとする。	【現行制度】 現在の介護保険における住所地特例制度は、特定の自治体に居住する高齢者が、直接、他の自治体に所在する施設に入所した場合に限り、当該特定の自治体が、当該高齢者が利用する介護サービスに係る負担を担っている。しかしながら、高齢者が完全かつ長期に移住し、その後に介護保険を利用するようになった場合は住所地特例制度の対象外となり、この場合は移住先の自治体が負担することとなる。 【支障事例】 現行制度では、地方における介護職などの「しごと」の創生の一環として都市部の高齢者の地方への移住支援施策に取り組み取り組むほど、地方の都道府県及び市町村財政に負担を与えることとなる。 進学や就職で都市部に出て行ったゆかりのある高齢者の里帰りや、都市部から地方への移住を促進するため、住所地特例制度の適用対象に、一旦出身地等から住所を定めた後に施設入所や在宅サービスが必要になった場合も含めものとする。住所を移してから施設入所するまでの期間については、例えば、一定の年齢以降に地方に移住した者については、その後の期間にかかわらず、施設入所した場合や在宅サービスを利用した場合は、(住所地特例の対象とする)と考える。介護サービスの費用については、例えば、直前の住所地の保険者が一定割合で負担し、将来的にはマニッパラー制度の導入に伴い、過渡期的に住所地の保険者も費用を併せて負担する制度の導入などが考えられる。 ※全文は別紙参照	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	189	03_医療・福祉	中核市	宇都宮市	厚生労働省	A 権限移譲	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の31、第51条の32、第51条の33	指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、勧告・命令等	指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、勧告・命令等	【支障事例】 指定一般相談支援事業者の指定に係る権限は、既に中核市に移譲されている。業務管理体制に係る届出の受理等の事務についても、本市で処理することは可能である中、当該権限が県にあることにより、包括的・一体的な管理ができない状況にある。 【必要性】 当該権限が中核市に移譲されることにより、事業者・自治体双方にとって、効率的・効果的な事務遂行が期待できる。 【支障事例】 介護サービス事業者の指定に係る権限は、既に中核市に移譲されている。業務管理体制に係る届出の受理等の事務についても、本市で処理することは可能である中、当該権限が県にあることにより、包括的・一体的な管理ができない状況にある。 【必要性】 当該権限が中核市に移譲されることにより、事業者・自治体双方にとって、効率的・効果的な事務遂行が期待できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	190	03_医療・福祉	中核市	宇都宮市	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第115条の32、第115条の33、第115条の34	介護サービス事業者(一部の業務管理体制に係る届出の受理、勧告・命令等)	介護サービス事業者(一部の業務管理体制に係る届出の受理、勧告・命令等)の権限の都道府県(指定都市)から中核市への移譲を求めるもの	【支障事例】 介護サービス事業者の指定に係る権限は、既に中核市に移譲されている。業務管理体制に係る届出の受理等の事務についても、本市で処理することは可能である中、当該権限が県にあることにより、包括的・一体的な管理ができない状況にある。 【必要性】 当該権限が中核市に移譲されることにより、事業者・自治体双方にとって、効率的・効果的な事務遂行が期待できる。	---	
H27	191	06_環境・衛生	中核市	宇都宮市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	水道法施行規則第8条の2、水道法施行規則第9条の2、令和6年6月厚生省生活衛生局長水道環境部水道整備課事務連絡	給水区域及び給水量を変更する場合、事業変更の届出において、給水人口及び給水量を算定する際の給水人口及び給水量の算出根拠の提出省略、または、「水道事業者の認可の手引き」において、前回の水道事業者の給水量を算出する際の根拠として、「小規模な給水区域の変更」の明文を求めるもの	給水区域及び給水量を変更する場合、事業変更の届出において、給水人口及び給水量を算定する際の給水人口及び給水量の算出根拠の提出省略、または、「水道事業者の認可の手引き」において、前回の水道事業者の給水量を算出する際の根拠として、「小規模な給水区域の変更」の明文を求めるもの	【支障事例】 「認可の手引き」に規定されている4項目全てを満足できない場合には、区域全体の給水人口や必要水量の推計に基づき「給水人口及び給水量の算出根拠」の提出が必要となっており、この作成には概ね60時間程度の費用と相当の時間を要することなどから、水道事業者にとって負担が大きく、認可変更に踏み切ることとなる大きな要因となっている。 対応するべく、近隣水道事業者との受給水量が異なることが見込まれ、建設費の大幅な削減や管職積算時短時の迅速な対応、地域住民の安全・安心な生活環境の確保など、小規模集落等に対する持続的な水道サービスの提供や事業者間の連携促進による広域化への発展などが期待できる。 【支障事例】 「認可の手引き」に規定されている4項目全てを満足できない場合には、区域全体の給水人口や必要水量の推計に基づき「給水人口及び給水量の算出根拠」の提出が必要となっており、この作成には概ね60時間程度の費用と相当の時間を要することなどから、水道事業者にとって負担が大きく、認可変更に踏み切ることとなる大きな要因となっている。 対応するべく、近隣水道事業者との受給水量が異なることが見込まれ、建設費の大幅な削減や管職積算時短時の迅速な対応、地域住民の安全・安心な生活環境の確保など、小規模集落等に対する持続的な水道サービスの提供や事業者間の連携促進による広域化への発展などが期待できる。 【支障事例】 「認可の手引き」に規定されている4項目全てを満足できない場合には、区域全体の給水人口や必要水量の推計に基づき「給水人口及び給水量の算出根拠」の提出が必要となっており、この作成には概ね60時間程度の費用と相当の時間を要することなどから、水道事業者にとって負担が大きく、認可変更に踏み切ることとなる大きな要因となっている。 対応するべく、近隣水道事業者との受給水量が異なることが見込まれ、建設費の大幅な削減や管職積算時短時の迅速な対応、地域住民の安全・安心な生活環境の確保など、小規模集落等に対する持続的な水道サービスの提供や事業者間の連携促進による広域化への発展などが期待できる。 【支障事例】 「認可の手引き」に規定されている4項目全てを満足できない場合には、区域全体の給水人口や必要水量の推計に基づき「給水人口及び給水量の算出根拠」の提出が必要となっており、この作成には概ね60時間程度の費用と相当の時間を要することなどから、水道事業者にとって負担が大きく、認可変更に踏み切ることとなる大きな要因となっている。 対応するべく、近隣水道事業者との受給水量が異なることが見込まれ、建設費の大幅な削減や管職積算時短時の迅速な対応、地域住民の安全・安心な生活環境の確保など、小規模集落等に対する持続的な水道サービスの提供や事業者間の連携促進による広域化への発展などが期待できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	192	03_医療・福祉	市区長協会	特別区長協会	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6条の3第3項、第1項第1号 建築基準法第48条第1項、第2項 旅館業法第6条	産後ケア事業の推進に向けた法的規制の緩和及び各種規制の緩和	世田谷区の独自事業として行っている産後ケア事業の推進及び全国への波及を目的として、現在法的な規制を付与及び各種規制の緩和	【支障事例】 世田谷区では全国に先駆けて産後ケアセンター(仮称)を開業しているが、育児不安等を抱える出産後の母親が好評で、利用を希望する母子が利用できない状況が生じており、産後ケア事業の拡充が課題である。 ①産後ケアセンターが福祉施設としての法的地位づけを有していないため、旅館業法の適用を受けることとなり、事業を行うにあたり、次のような事業の性質から必要な整備基準を満たす必要がある。 ②建築基準法第48条に基づき別荘において第一種及び第二種低層住居専用地域に建設できる建築物が列挙されているが、当区で大きな割合を占める同地域に建設できるか判断できない。 ③産後ケアセンターが福祉施設としての法的地位づけを有していないため、旅館業法の適用を受けることとなり、事業を行うにあたり、次のような事業の性質から必要な整備基準を満たす必要がある。 ④支障の解消に向けた方策 上記の課題の解消に向け、例えば、産後ケアセンターを見直し法上の施設として位置づけると、法で定められた施設として扱い、次のような方を検討したい。 ①特定行政庁の判断で、当該施設が「旅館業法」に規定された建築物に該当するものとして独自に解する方法を考えられ、全国的な事業展開の観点から、国においてその明確化等を行う。 ②他の児童福祉施設と同様、①の法的地位づけを得られれば、旅館業法の適用を受けないこととなることと考えるが、法的地位づけが得られないとしても、通知等により適用除外規定を定める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【厚生労働省】 (19) 介護保険法(平9法123) (3) 要介護認定等を受けていない高齢者等が一般住宅等に移住した場合における介護給付費の財政調整については、国庫負担金のうちの調整交付金(122条)の配分効果を検証しつつ、特に年齢が高い高齢者が多い地方公共団体によりきめ細かく配分するなど、調整交付金の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体に周知する。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定一般相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(51条の2から51条の4、51条の31から51条の33)に係る事務・権限については、平成27年度に実施された指定都市への移譲の状況を踏まえ、地方公共団体から意見聴取を行った上で、中核市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【厚生労働省】 法(昭32法177) 以下に掲げる要件を満たす給水区域の拡張に係る事業変更については、認可又は届出に係る水需要予測を簡素化できるよう、「水道事業等の認可の手引き(以下「手引き」という。)を平成27年度中に改訂する。 ・既存の給水区域が現行の手引きに規定する水需要予測の簡素化の要件に適合している。 ・変更認可申請又は届出時の拡張給水区域の給水人口が100人以下である。 ・拡張給水区域に交通機関の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致等の開発計画がない。</p>			<p>【厚生労働省】水道事業等の認可の手引き(平成28年3月版)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimboosyu/h27/h27ta_tsuchi.html#h27_191</p>	
<p>6【厚生労働省】 (8) 旅館業法(昭23法138)及び産後ケア事業 産後ケア事業については、当該事業の実施状況等を踏まえ、実施に当たっての留意点等を定めるガイドラインの策定に向けて、事業内容の明確化、衛生管理の方法等について検討し、平成28年度中に結論を得る。あわせて、その検討状況に応じて、当該事業と旅館業法等との関係についても検討し、結論を得る。</p>					

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【農林水産省】 (11) 林業・木材産業改善資金助成法(昭51法42) 毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとなっている林業・木材産業改善資金の貸付に係る月別の資金管理計画書については、廃止する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>				https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_194	
<p>【農林水産省】 (12) 沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) 毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとなっている沿岸漁業改善資金の貸付に係る月別の資金管理計画書については、廃止する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>				https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_196	
<p>【厚生労働省】 (20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (a) 障害支援区分の認定(21条)については、認定に当たって必要となる医師意見書の作成に当たる医師を確保するため、都道府県が実施する主治医研修に対して引き続き支援を行うとともに、当該研修がより多くの都道府県において実施されるよう促すため、研修の取組事例を都道府県に平成28年中に周知する。</p>			<p>【厚生労働省】障害者支援状況等調査研究事業「障害支援区分の認定状況の実態に関する分析」調査結果について(平成28年7月21日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_197	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【厚生労働省】 (7)旅館業法(昭23法138) (ii) 地方公共団体が設置する地域協議会等が事業実施主体となり、体験学習を伴う教育旅行等における宿泊体験を農家等に依頼し、当該地域協議会等が宿泊者から宿泊料に相当する対価を受けず、当該体験学習に係る指導の対価のみを受ける場合については、当該地域協議会等が農家等に支払う経費は宿泊料に該当せず、旅館業法の適用外となることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>			<p>【厚生労働省】移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について(平成28年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eseanbosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_204</p>	
<p>6【農林水産省】 (17)鳥獣被害防止総合対策交付金 (ii) 鳥獣被害防止総合対策交付金による推進事業において、事業の趣旨等を踏まえ、かつ地域協議会で決定した活動方針に沿って、地域協議会が事業実施主体となる取組の中で、地域協議会の構成員がそれぞれ実施する活動も事業対象となることを明確化し、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>			<p>【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金の運用について(平成28年3月24日付け農村振興局農村政策部農村環境課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eseanbosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_205</p>	
<p>6【農林水産省】 (8)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii) 市町村の条例に基づく地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(施行規則4条の4第1項26号の2)については、当該計画において、非農業的な土地利用需要に対応するものと定めた場合に設置できることとなる施設を、施設の例示等を追加することにより明確化するため、「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)を平成27年度中に改正する。</p>			<p>【農林水産省】農業振興地域制度に関するガイドラインの制定についての一部改正について(平成28年3月30日付け農村振興局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eseanbosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_207</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(概要等)
H27	210	12.その他	市区長会	中核市市長会 文部科学省	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項	条例による事務処理特別における知事への市町村長への要請の規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項の規定により、市町村長が都道府県知事に対し権限移譲を要請する際の議会の議決の簡便	【現状】 地方自治法第252条の17の2第3項には、「市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第1項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる」と規定されている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第50条第4項においても、これまで同程度の活用事例は皆無である。 【制度改正の必要性】 市町村長からの要請が行われないのは、都道府県知事への要請にとどまるにもかかわらず、議会の議決という市町村にとっては非常に高いハードルが設定されていることが主たる要因と考えられる。都道府県知事から市町村長への権限移譲の際には、条例改正のための都道府県議会の議決が必要であるが、市町村長からの要請を行う場合には、これに加えて市町村議会の議決も必要となるため、議会への上程手続きや都道府県知事と市町村長との協議等を考慮すると、市町村において事務の移譲希望が出現してから実際の権限移譲までには、多大な時間と事務量が必要となる。 また、地方自治法第252条の17の2第2項の規定によれば、都道府県知事は、都道府県議会の議決を得ることなく、市町村長に協議を求めることができることを考慮すると、著しくバランスを失っていると考えられる。加えて、内閣府による「地方分権改革に関する提案募集」制度が創設され、これについては市町村議会の議決を要件とするではないため、都道府県知事への要請に議会の議決を要件とするは、必要性が乏しいとされる。 【制度改正による効果】 この要件を緩和することにより、都道府県と市町村間の連やかな協議や議会対応等の事務量の削減へつながり、また、これまでは潜在していた市町村側の移譲希望事項も顕在化する等の効果も期待される。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html
H27	211	03.医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、三重県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策強化事業要綱 地域少子化対策強化交付金交付要綱	地域少子化対策強化事業(交付金)の要件緩和	地域における少子化対策強化のために「行い出さず」結婚支援等の事業が先駆的な取組と認められない場合、情報提供・啓発事業などの基礎的・共通の事業も対象となることから、施策の基盤となる基礎的・共通の事業については継続的に実施できるように、制度の見直しを行う。	【現状の支障事例】 地域少子化対策強化事業(交付金)を活用して、初年度、企業や地域を巻き込んで、未婚者の会員登録や社員結婚を応援する企業の登録により結婚・結婚に関する情報のマッチングを図るなど、結婚に向けた情報提供等を行う「出会いサポートセンター」を開設した。 次年度は、地域で結婚支援活動をしている団体を「ひしほ出会いサポート」に任命し、地域での取組を広く発信するなど、センターの活動強化を図ることとしたが、これらの新規事業は、結婚希望者の出会いの機会づくりを目的とした事業として当該事業(交付金)の対象とならなかったことから、初年度に開設した基礎的・共通の業務であるセンター事業についても単なる継続事業と見なされ対象外となった。 このため、今後のセンター事業の運営や少子化施策の展開に制約が生じる恐れがあり、長期的・安定的な取組を推進する上で支障となっている。 【制度改正の必要性】 地域少子化対策強化事業(交付金)は、継続事業が更新する先駆的な取組と認められない場合、原則、当該事業(交付金)の対象とならないため、少子化施策の基盤となる情報提供・啓発事業などが実施しにくく安定的な事業運営を阻害しているとのため、少子化対策に関する情報提供・啓発事業などの基礎的・共通の事業については、一定程度、継続的に実施できるように制度を見直す必要がある。 【具体的な支障事例】 交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、保育部については、交付申請と並び、県立、幼稚園部分と保育所部分入所定員数等により区分し、各々の手続きを行うこととなっている。一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを上乗せすることになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務責任により県内市町村の取組み、内容の精査等を行う上での差違、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民のら分岐にくい仕組みとなっている。 【参考】 保育所部分(保育所等整備交付金)：国から市町村へ直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金)：国から都府県経由で市町村へ間接補助 【制度改正の必要性】 以上から、施設整備交付金については、都道府県及び市町村における事務の効率化や対外的な分岐や忸さ等の観点から、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)や、少なくとも事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka_yosan.html
H27	212	03.医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生会議の代表世代交代知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱(認定こども園施設整備交付金)交付要綱	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化等	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを特つ単一施設」とし、指導・監督や財政措置の一本化等 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」幼稚園部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。 単一施設を整備することにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求める。	【現状の支障事例】 交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、保育部については、交付申請と並び、県立、幼稚園部分と保育所部分入所定員数等により区分し、各々の手続きを行うこととなっている。一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを上乗せすることになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務責任により県内市町村の取組み、内容の精査等を行う上での差違、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民のら分岐にくい仕組みとなっている。 【参考】 保育所部分(保育所等整備交付金)：国から市町村へ直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金)：国から都府県経由で市町村へ間接補助 【制度改正の必要性】 以上から、施設整備交付金については、都道府県及び市町村における事務の効率化や対外的な分岐や忸さ等の観点から、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)や、少なくとも事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html
H27	213	01.土地利用(農地除く)	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項、第14項	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取の実質	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 土地利用基本計画を定める場合、あらかじめ国土交通大臣と協議することになっているが、計画策定・変更に時間を要している(125計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した)。 なお、同様の提案を昨年度行ったこと、対応方針としては「提案の趣旨を踏まえ対応し整理されるが、その内容は、議会の現に都道府県との協議における国の指導事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供すること、国と都道府県の協議の円滑化を図る」といった運用の改善に留まることが、本県が求める国土交通大臣への協議に要する期間の短縮にはつながらないとする。 【懸念の解消】 国土・環境分野として、規則制法域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画や農業地域に係る大臣協議など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。事前調整が必要であることには異論がないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町村との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国との調整も意見聴取で担保できると考える。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係庁内に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html
H27	214	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第13条	介護保険における住所特例の適用対象の拡大	都市部から地方への移住を推進するに当たっては、介護が必要となる場合、移住前自治体における居住期間に応じて介護保険の(住所)特例制度の対象とするなど、介護費用を移住前自治体が負担する制度的な仕組みを講ずること。	【制度改正の必要性】 地方創生の中で、政府は高齢者が健康時から地方へ移住し「日本版CCRC」の普及を図ることとしており、本県としても積極的に取り組む考慮であるが、現制度においては、移住後に介護が必要となった場合、介護費用は全て受け入れ自治体の負担となるため、「日本版CCRC」の普及の妨げとなる。 介護保険施設等に転入することにより移住する場合は、従前から住所特例が適用となるが、施設等以外への移住については、当該特例の適用がないため、介護サービスの給付については、転移後保険者の負担となる。 また、被保険者が元気な時期に移住したとしても、移住者の高齢化が進むにつれ、その後に介護保険サービスを利用することが想定され、移転後の保険者にとっては、介護保険料の納付を受ける額よりも、給付費の額の方が大きくなる想定される。 さらに、住所特例を利用した場合の介護保険給付費の負担割合についても、東京都から鳥取県へ移転して居る場合、前住所地の保険者が全額負担することとなるが、東京都→広島県→鳥取県へ移転して居る場合のように、1号2号被保険者となってから移住を繰り返すなど、前住所地が複数ある場合においては、施設入所の直前の住所地の負担が大きくなることとなることから、負担の均衡を図るため、居住期間に応じた負担額とする措置が必要である。 地方創生は極めて重要な国全体の重要政策であるが、地方創生を推進(高齢者の地方移住しよとした結果、地方財政に負担を強いることとなれば本末転倒である。住所特例の拡充もあり、地方の創生工夫で地方創生の取組を進めるための環境整備を行うことが必要である。 【県内の状況】 サービス付高齢者住宅等を整備している市町村においては、CCRCの取組について積極的に推進し地域の活性化につながりたいが、移住後すぐに介護保険利用者となると、市町村の持ち出しが多くなるので不安との声が上がっている。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html
H27	215	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生会議の代表世代交代知事同盟、滋賀県、大阪府、和歌山県、徳島県、堺市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成27年度子ども子育て支援交付金交付要綱(案) 児童保育事業実施要綱(案) 平成27年度の要綱に現時点で未発表があるが、案が提示されている	児童保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上1名以上を3人につき1名以上配置することとしているが、必要緩和を求め、 ①保育士1名以上を含む施設職員が複数名配置されている場合に限り、病院に近接し、又は同一施設内にある施設にあっては、看護師が常駐していても、迅速な対応が可能であれば良いこととする。 ②利用児童が5日以内限り、保育士及び看護師等の資格を有し市町村長が業務遂行能力がある認められる者に、日当を支払い、従事させることも良いこととする。	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上1名以上を3人につき1名以上配置することとしているが、必要緩和を求め、 ①保育士1名以上を含む施設職員が複数名配置されている場合に限り、病院に近接し、又は同一施設内にある施設にあっては、看護師が常駐していても、迅速な対応が可能であれば良いこととする。 ②利用児童が5日以内限り、保育士及び看護師等の資格を有し市町村長が業務遂行能力がある認められる者に、日当を支払い、従事させることも良いこととする。	【本県における状況】 人口や子どもの少ない中山間地域等では、病児保育事業のニーズがある一方、利用人数が少なく、年間稼働日数約10日に満たない施設や季節ごとの利用人数の増減が大きい施設があり、国が求めるように保育士や看護師等を常時雇用しておくことは難しく、また、非専任の観点からも望まれないと考える。 施設(A)年間稼働数(4月～5月は2名ずつのみ)その他(月10名) 施設(B)年間稼働数16名(5月17名、6月15名、その他は10名～2名で推移) 【制度改正の必要性】 人口や子どもの少ない中山間地域等において、病児保育サービスを安定的に提供するため、サービスの安全面を担保できる範囲において、職員配置基準を緩和し、代替措置を講ずることによることを認めていただきたい。 これが実現できれば、職員を常時配置するのではなく、必要時に、必要な人員を配置することが可能となり、利用児童数が不安定な状況であっても柔軟に対応と適切な財政支援を行うことで、財政の効率化を図るほか、事業者として安定した経営を可能とし、病児・病後児保育の裾野を広げることが可能となる。女性の活躍推進や地方への移住促進の観点からも重要な施策であるとする。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html
H27	216	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生会議の代表世代交代知事同盟、滋賀県、大阪府、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2項 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第28条第4項	高等職業訓練促進給付金の支給対象期間の拡大	看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するための養成機関で修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給される高等職業訓練促進給付金について、その支給対象期間を、「修業する期間に相当する期間」としながら現行では「上限年」に制限している。当該職種の補助対象となる支給対象期間を「上限なし(3年目以降も対象)」に拡大すること。	【現状の支障事例】 ひとりの就業に資する資格取得に際しての生活支援給付金である高等職業訓練促進給付金の支給対象期間は、21年度には修業期間の全期間(上限なし)に拡充されたが、その後、24年度から上限3年、25年度から上限2年に短縮されたことから、3年以上のカリキュラムが必要になる修業者数が減少している。(県内実績)23年度:6名、24年度:3名、25年度:0名 ひとりの職業家の経理的な観点から、効果的な資格取得を目指すことは重要である一方、低所得傾向にあるひとり親にとって、3年目以降の給付金の当てが無く4年以上、3年以上の修業を要する資格を取得するには生活支援給付金の活用が困難である。 【制度改正の必要性】 ひとり親家庭は、非正規雇用で就労している割合が高く、それに伴い、一般世帯に比べて年収が低くなっていることから、自立を促進するには安定した就業のための支援が必要である。その中で、高等職業訓練促進給付金は就業支援の効果が大きく、実際に、県内で当該事業を活用して資格取得したひとり親の数が労働市場に就いており、ひとり親に安定した就業環境を提供し、資格取得後には安定した雇用環境で就業できるよう自立促進を図るため、修業する全期間を給付金の支給対象期間とすることが必要である。 【本県における対応】 なお、本県では全期間を給付金の支給対象とするこの重要性を鑑み、26年度から単独事業として、国庫補助の対象とならない3年目以降について、市町村を通じて支給することとした(これにより、25年度に0名となった修業者が26年度は3名、27年度は8名と増加に転じた。)	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府(2)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(5)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金と認定こども園施設整備交付金の交付要綱や協議書の一本化 等の事務手続の簡素化を図る方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【厚生労働省】平成28年度保育所等整備交付金に係る協議について(平成28年4月20日 付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 【厚生労働省】平成27年度補正予算案における安心こども基金の取扱い等について(平 成28年1月7日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_212</p>	
<p>6【国土交通省】 (16) 国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制 度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基 づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (19) 介護保険法(平9法123) (ii) 要介護認定等を受けていない高齢者等が一般住宅等に移住した場合における介護給付費の財政調整については、国庫負担金のうちの調 整交付金(122条)の配分効果を検証しつつ、特に年齢が高い高齢者が多い地方公共団体によりきめ細かく配分するなど、調整交付金の在り方 について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体に周知する。</p>					
<p>6【内閣府(4)】【厚生労働省(21)】 子ども、子育て支援法(平24法65) 病児保育事業については、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であ れば、保育士及び看護師等の常駐を要件とし、必要に応じて対応可能なことを地方公共団体に平成27年中に通知し、あわせて、「病児保 育事業実施要綱(平成27厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」を平成28年4月を目途に改正する。</p>			<p>【内閣府】【厚生労働省】病児保育事業(病児対応型・病後児対応型)の職員配置につ いて(平成27年12月28日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 【内閣府】【厚生労働省】病児保育事業の実施についての一部改正について(平成28 年4月27日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_215</p>	
<p>6【厚生労働省】 (16) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) 高等職業訓練促進交付金については、当該交付金の機能の充実に係る検討し、平成28年度予算編成過程で結論を得る。その結果に基づ いて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【厚生労働省】母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令の施行に ついて(平成28年4月1日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_216</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
H27	217	12.その他	都道府県 鳥取県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	漁業法第65条第7項 水産資源保護法第4条第7項	漁業調整規則の制定に係る農林水産大臣の認可の廃止	漁業法及び水産資源保護法に基づき各都道府県が定めている漁業調整規則において、他県にわたる同一県で完結する河川等における内水面漁業調整規則の改正は、各県の実情を踏まえた柔軟な対応ができるよう農林水産大臣の認可を不要とし、届出とすること。	【具体的支障事例】 内水面における漁業調整規則の改正については、内水面漁業調整規則の改正が必要であるが、改正の手続きには国の認可が必要である。その手順は、①水産庁担当者による内容確認、②事前協議了解通知、③内水面漁場管理委員会諮問・答申、④規則改正認可申請、⑤認可どおり、早くとも約1年を要するが、迅速な改正を求める地元圏内に対処できない。規則改正に必要な千代田大口堰周辺については、平成23年以降、毎年委員会指示を発令して周年委員指示として周年委員の違反が年数回繰り返されている。規則違反の場合は、警察に通報し違反者の指導や検挙を行っているため、抑止効果が高い一方、委員会指示違反の場合は、直罰規定がなく、罰則をかけるにはその前段階として知事の裏付け命令が必要であり、処分までに時間を要し、両者の間には抑止力に大きな差がある。 (参考) 平成19年「東部瀬川ジミ採取の大きさ規制等」に関する規則改正の手続きには7ヶ月を要した。現在、千代田大口堰周辺の水産動物検物採取禁止区域の設定に係る水産庁担当者による内容確認として資料を提出中。 【制度改正の必要性】 従来の水産資源管理に影響を及ぼさず、複数の都道府県間の漁業調整問題を抱く恐れがない一県で完結する河川等の規則改正は、特に重要なものと考えられないため、水産庁で認可を行う必要性は低いと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	218	01.土地利用(農地除く)	都道府県 鳥取県、中国地方知事会、関西近畿連合、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法各令第13条第3号イ	道路に関する都市計画の軽易な変更の対象拡大	都市計画法第21条第2項の都市計画の変更については、政令第14条で定める各令第13条の規定により道路に関する都市計画の軽易な変更の対象が定められているが、この対象を拡大し、手続きの簡素化、時間短縮を図る。	【制度改正の必要性】 道路(県管理の国道)に関する都市計画の軽易な変更については、各令第13条第3号に定められているとおり、線形の変更による位置又は区域の変更は、中心線の振れが100m未満、かつ、変更となる区間の延長が1,000m未満のみに限られている。 線形の変更は多いが作業内容は単純であり、都道府県が業務を受託して実施しなければならない合理的理由に乏しい。 なお、労務関係総合調査事業に係る委託要綱第3条	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	219	12.その他	都道府県 鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	統計法第19条に規定される「一般統計調査」として、総務大臣の承認を得て、毎年実施。 労務関係総合調査事業に係る委託要綱第3条	労務関係総合調査(労働組合基礎調査)は、都道府県知事に委任することとされているが、都道府県の事務負担の軽減を図るため、民間委託に切り替えるなど、制度及び調査方法の取組みの見直し	【制度改正の必要性】 労務関係総合調査(労働組合基礎調査)については、各都道府県の労務主管課が国からの委託を受けて調査を実施している。県内労働組合の組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査するものであるが、労働組合一調査の発送、経費とオンラインの2種類の回答の集約、回答がない労働組合には督促の電話など、事務作業に多くの時間を費やしている。 また、線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが100m未満、かつ、変更区間延長が1,000m以上のものうち、詳細な調査や測量に伴う軽易な理由によるものは、中国五県において、過去5か年の間に16件あった。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html		
H27	220	02.農業・農地	都道府県 京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地集積・集約化対策事業実施要綱別記2	農地中間管理事業における手農家への支援制度の改善	農地中間管理機構への農地の貸し出しについて、5年以上の貸し出しでも交付対象とすることを求める。	農地の貸し出しに対する支援(経営転換協力金及び耕作集積協力金)については、10年以上の利用権設定を交付対象としているが、高齢農家は自分自身の健康や相続についての不安等から、10年間の農地の貸し出しをためらうことが多い。 そのため、農地中間管理機構への農地の貸し出しを促進するためにも、5年以上の貸し出しでも支援措置の対象とすることを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka_yosan.html	
H27	221	04.雇用・労働	都道府県 京都府、滋賀県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	ハローワークの求人情報のオンライン提供利用規約(民間職業紹介・企業者等)7、ハローワークの求人情報のオンライン提供利用規約(地方自治体等)7	ハローワーク求人情報の委託訓練機関等への提供	委託訓練及び認定職業訓練を行う民間機関について、職業紹介の許可を受けた機関でなくても、オンライン提供を受けたい地方自治体からハローワークの求人情報を提供できるようにすることを求める	都道府県が民間教育訓練機関等に委託して行う「委託訓練」及び事業主等が行う「認定職業訓練」については、職業紹介の許可を受けた機関を除き、ハローワーク求人情報提供の対象外となっている。訓練を依頼・委託するには、職業訓練実施機関でも求人情報を提供できるようにすることが効果的であり、訓練受講者等が訓練機関で求人情報の検索や応募できるよりになり、受講者・求職者の利便性も向上することになり、オンライン提供を受けた地方自治体から、「委託訓練」や「認定職業訓練」の実施機関に対しハローワークの求人情報提供を可能とすることを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	222	03.医療・福祉	都道府県 京都府、近畿連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	母子及び父子並びに寡婦福祉法第28条第4項	母子及び父子並びに寡婦福祉法第28条第4項	高等職業訓練促進連給付金等事業の支給対象期間の拡大(上限2年→3年)	看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するための養成期間で修業する母子家庭の母及び父子家庭の父に支給される高等職業訓練促進給付金の支給対象期間を、現行では上限2年に制限しているところ、3年に拡大することを求める。	ひとり親家庭は、非正規雇用で就労している割合が高く、一般世帯と比べて年収が低くなっている。ひとり親家庭に安定した修業環境を提供し、資格取得後には安定した雇用形態で就業することをめざして自立促進を図る。修業する全期間を給付金の支給対象期間とする必要がある。修業期間の3年目以降の生活の不安から、意欲があっても資格取得を断念せざるを得ない状況にある。なお、修業3年目には母子寡婦福祉金の貸し付け(月68,000円)が受けられるものの、卒業後に多額の返済を抱えて就労しなければならないことに対する不安も強い。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	223	08.消防・防災・安全	都道府県 京都府、関西近畿連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法第2条第2号 被災者生活再建支援法施行令第1条	被災者生活再建支援制度の拡大	被災者生活再建支援制度について、一連の災害であれば都道府県・市町村域をまたがる災害でも全ての被災団体を支援の対象とすることを求める。	【現行の制度】 被災者生活再建支援制度については、都道府県・市町村域をまたがる災害が発生した場合でも被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一あるいは一連の災害による被災にもかかわらず、基準を満たない市町村等の被災者は支援金の対象とならず、居住する市町村の選により法的に基づく平等な救済がされない状態が生じている。 【制度改正の必要性】 住民にとって理解しづらい仕組みとなっていることから、制度が適用される一連の災害であれば全ての被災団体を支援の対象とすることを求める。 住民は、被災者生活再建支援法適用範囲と同一災害について、都道府県及び市町村が支援法が適用されない世帯に行う支援の1/2が、特別交付税の対象となることになっているが、交付税総額に限りがある中での配分であり、同様の財政措置とはいえない。 【支障事例】 平成25年9月15日からの台風第18号、及び平成26年9月15日からの豪雨により、京都府北部で洪水被害が発生したが、被災者生活再建支援法の適用対象となる市がある一方、同一災害でありながら適用されない市が生じた。 ○平成25年9月15日からの台風第18号 ・福知山市(適用)住宅被災世帯数 300(80以上)、全壊2棟 ・舞鶴市(適用)住宅被災世帯数119(80以上)、全壊0棟 ・綾部市(非適用)住宅被災世帯数7(60以下)、全壊0棟 ○平成26年9月15日からの豪雨 ・福知山市(適用)住宅被災世帯数 777(80以上)、全壊13棟 ・綾部市(非適用)住宅被災世帯数4(60以下)、全壊1棟	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	224	06.環境・衛生	都道府県 京都府、関西近畿連合、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	水道水質改善等施設整備費国庫補助金交付要綱(1427年度から創設する「新たな」生活基盤施設耐震化等交付金)に引き、耐震診断は対象外と向っている)	生活基盤施設耐震化等交付金の交付対象の拡充	上水道耐震化対策事業において、基幹管路等の耐震化診断については国庫補助対象外であるが、避難施設等に接続する施設については、耐震化診断の国庫補助の対象とするよう求める。	耐震診断は、耐震工法と優先順位を決定し、水道事業体の耐震化計画を策定するために不可欠であるが、対象施設の規模や数、既往データの整備状況により異なるものの、数百万〜数千円規模の費用を必要とする。現在、上水道の耐震化対策事業については、耐震診断及びそれにに基づく改修整備が国庫補助対象であることに対し、上水道の耐震化対策事業については、耐震診断は国庫補助対象外である(改修整備は国庫補助対象)。しかしながら、地震発生時において、避難施設等の上下水処理施設の耐震化が図られないければ、避難施設としての機能を果たせないことから、このような事態を回避し、避難施設等に接続する上水道の耐震化事業を円滑に実施できるよう交付対象の拡充を求める。 【現行】 府において、今後耐震化が必要な浄水施設、配水池はそれぞれ280、320程度(全体約6〜7割程度)と考えられるが、耐震化計画策定率は155%程度であり、耐震化診断の実施率も同程度と考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka_yosan.html	
H27	225	03.医療・福祉	都道府県 関西近畿連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	予防接種実施規則第5条の2 定期予防接種実施要領	法定予防接種の保護者同意要件の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、施設長等の同意で可能とすることを求める	法定予防接種の実施規則第5条の2において、予防接種を行うに当たっては、被接種者又はその保護者の同意を得なければならないこととされている。定期接種実施要領では、児童福祉施設等において、接種の機会として保護者の同意を得ることが困難であると想定された場合には、当該施設において保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくこととし、支えないとされているが、保護者が行方不明であるなど連絡が取れない入所児童については、必要な予防接種を受けることができないことから、施設長等の同意で接種を可能とすることを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【農林水産省】 (2) 漁業法(昭24法267)及び水産資源保護法(昭26法313) (ⅱ) 都道府県による内水面漁業調整規則の制定及び改正(漁業法65条及び水産資源保護法4条)については、当該事務の円滑化に資する観点から、都道府県の担当者に対する説明会を開催するとともに、具体的な改正事例を踏まえて、必要な書類や認可に際しての留意点を、都道府県に平成27年度中に通知する。</p>					
<p>【厚生労働省】 (24) 労使関係総合調査事業 労使関係総合調査事業のうち、労働組合基礎調査については、都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、インターネットによるオンライン調査の更なる活用を進めるため、オンライン回答率が高い都道府県における取組事例について、都道府県に平成27年度中に通知する。</p>			<p>【厚生労働省】労働組合基礎調査におけるオンライン調査の利用促進に資する取組事例の提供について（平成28年3月18日付け厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課長通知）</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_219</p>	
<p>【厚生労働省】 (3) 職業安定法(昭22法141)、雇用対策法(昭41法132)及び雇用保険法(昭49法116)(抜粋) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する指導監督等については、以下のとおりとする。具体的な措置については、労働政策審議会における審議の結果を踏まえ、必要な措置を可能なものから順次講ずる。制度設計に当たっては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分に反映させる。 (ⅰ)「地方版ハローワーク」(地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介)の創設について 地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直しを行う。 ・地方公共団体がオンラインで提供を受けた求人情報を、委託訓練及び認定職業訓練の実施機関に対して提供することを可能とする。</p>					
<p>【厚生労働省】 (16) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) 高等職業訓練促進給付金については、当該給付金の機能の充実について検討し、平成28年度予算編成過程で結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【厚生労働省】 (6) 予防接種法(昭23法68) (ⅰ) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者が行方不明等の場合については、児童福祉法(昭22法164)33条の2第1項並びに同条1項及び2項に規定する親権を行使する者が又は未成年後見人のない場合に含まれるため、児童相談所長又は児童福祉施設の長が親権を行使して法定予防接種の実施に同意することが可能であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。 (ⅱ) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者の行方は分かるものの連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、省令を改正し、児童相談所長又は児童福祉施設の長等の同意による法定予防接種の実施を平成28年度から可能とする。</p>			<p>【厚生労働省】予防接種実施規則第5条の2第2項に基づき行われる児童相談所長等の予防接種に係る同意について（平成28年3月31日付け厚生労働省健康局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_225</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的支援事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)	
H27	226	09.土木・建築	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第16条第1項	一部入居者の公営住宅の収入申告において職権認定を可能とする	公営住宅法第16条第1項により、家賃の決定は入居者の収入申告が前提とされているが、生活保護受給者等については、申告がなくても事業主による職権認定を可能とし、申告忘れ等により、近隣同種家賃が設定され、滞納に陥ることを防止する。	公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、事業主側で把握することが可能な生活保護受給者等の収入については、本人からの申告がなくても事業主側で把握することが可能な「制度改正」を提案する。 具体的には、以下の方法等が考えられる。 ・入居時に生活保護受給中は以後の収入申告を職権で認定し、福祉事務所と公営住宅管理者との間で個人情報をやりとりすることに対する同意書を徴取する。その後は、福祉事務所等に文書照会して生活保護を受給している入居者及び所得情報を入力し、それらの方について一括して職権認定を行う。 ・入居時に生活保護受給の受給を断った方は、最初だけ申請書を入力し、その後、入居時に生活保護を受給している方と同じように認定する。 公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をともなう給付が行われるのであるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な家賃を認定されないケースも散見されるため、収入変動の可能性が低い社会的弱者についてのみ申請主義の例外を設けるのである。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	227	09.土木・建築	都道府県	京都府、兵庫県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第16条第1項	一部入居者の公営住宅の収入申告において代理申告を可能とする	公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、今後急増するとと思われる単身の認知症患者については、本人からの申告が難しく、市町村長等による代理申告が可能となる	公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、今後急増するとと思われる単身の認知症患者については、本人の申告でなく市町村長等による代理申告が可能となるよう、制度改正を提案する。 具体的には、以下の方法等が考えられる。 ・地域包括支援センター又は市町村高齢者福祉担当部局から認知症の入居者について申告書(表紙)を提出してもらい、市町村の課税台帳(428.1号～マイナンバー)で所得状況を確認の上、認定を行う。 公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をともなう給付が行われるのであるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な家賃を認定されないケースも散見されるため、収入変動の可能性が低い社会的弱者についてのみ申請主義の例外を設けるのである。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	228	01.土地利用(農地除く)	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、徳島県、京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	土地区画整理法第55条第3項、136条の3、地方自治法施行令第174条の39	土地区画整理事業計画の見直しに伴う意見書の取扱いの見直し	政令指定都市の土地区画整理事業において、提出された見直しを都道府県都市計画審議会などで政令指定都市の都市計画審議会に付議する旨の意見を付す	政令指定都市が土地区画整理法第52条第1項の規定により事業計画を定めようとする際に、利害関係者から意見が提出された場合は、同法第136条の3、同法施行令第77条、地方自治法第179条の39により適用される土地区画整理法第55条第3項の規定により、政令指定都市の市長は、都道府県都市計画審議会に付議しなければならない。一方で、都市計画については、指定都市は都市計画法第15条により都道府県と都府の協力を得て、同法第19条により、指定都市の都市計画審議会の議を経て議案を決定するものとなっており、政令指定都市も都道府県都市計画審議会に付議する都市計画審議会を有する。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	229	12.その他	都道府県	京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省(水産庁)、府務省	A 権限移譲	国有財産法施行令第6条第2項第1号のイ 国有財産特別措置法第5条第1項	漁港区域内の里道・水路に係る管理権限の漁港管理者への移譲	漁港区域内の里道・水路については、国有財産特別措置法第5条第1項を改正し、漁港管理者である自治体に譲与する	漁港区域外の法定外公共物である里道・水路は、平成12年施行の地方分権一括法により国から市町村の申請に基づき譲与されたが、漁港区域内(農林水産省所管)の里道・水路については国有のまま、境界隣接等の管理事務は、国有財産法施行令第6条第2項により、法定受託事務として都道府県が行うこととされている。一方、漁港内の里道・水路は、離漁港の距離に依り譲与する場合など、漁港施設と一体的に利用されるものが多いため、漁港施設の管理者が管理することが効率的である。さらに、里道・水路の境界線確定申請を行う場合などについては、漁港区域の内外で管理者が変わるため、申請者の手続きが非常に複雑であり、申請者の負担に偏っている。このため、里道・水路については漁港を管理する自治体に譲与することが適切であり、市町村が管理する漁港区域の一元的な管理、申請窓口の一本化による住民サービスの向上の観点から、個々の事情に応じた事務処理特例ではなく、一括して市町村に移譲すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	230	07.産業振興	都道府県	京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県	経済産業省(特許庁)	B 地方に対する規制緩和	商標法第7条第2項 特許法第194条第2項 調査事項に対する回答額2(1)	地域団体商標の申請手続の簡略化	地域団体商標の周知性に係る出願人所在地以外での都道府県については情報提供のみを行い、照会を廃止する	地域団体商標については単一の都道府県で周知されているだけでは登録要件を満たさないことから、出願人の所在地以外での都道府県へも、特許庁により周知されているか照会されている。しかし、地域団体商標に所在する団体は地域団体商標について、照会に回答している調査額に記載されている報告、記事掲載等の周知性を回答するとは、地方関係団体などのメディア協賛実績や事業関係している企業からのプレスリリース等の取組が周知性を判断する必要があるが、当該実績があったとしても周知性を判断することは難しく、また出願人が管轄区域内で活動しているから不明なため対応が困難であることから情報が不足して回答できない状況である。実施としては、出願者自身等において周知性を証明していることから、一斉照会を廃止し、出願人の所在地以外での都道府県には情報提供のみを行い、出願人の所在地である都道府県のみ回答するものとする。各都道府県への照会と各府県における対応、とりまめ作業を省力化し、手続きの迅速化を図る。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	231	08.消防・防災・安全	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法第2条第4項第2号 被災者生活再建支援法施行令第1条	被災者生活再建支援制度の適用拡大	現在の「被災者生活再建支援制度」では、全壊や大規模半壊などに限定されているが、半壊や床上浸水の被害でも、日常生活に大きな支障が生じている。また、同じ災害による被害でも、住宅全壊被害が10世帯未満の市町村に居住する被災者には支援金が支給されないなど、制度上の不均衡があるため、半壊や床上浸水についても、適用対象とし、一部地域が支援法の対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域を支援の対象とする。	現在の「被災者生活再建支援制度」では、全壊や大規模半壊などに限定されているが、半壊や床上浸水の被害でも、日常生活に大きな支障が生じている。また、同じ災害による被害でも、住宅全壊被害が10世帯未満の市町村に居住する被災者には支援金が支給されないなど、制度上の不均衡があるため、半壊や床上浸水についても、適用対象とし、一部地域が支援法の対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域を支援の対象とする。	【制度改正の必要性】 平成26年度に床上浸水以上の被害を受けた世帯は、県全体で700世帯を超えているものの、法による支援を受けることができたのは約4%であった。同一災害でも法が適用される場合と適用されない場合の不均衡をなくし、より多くの被災者の早期の生活再建を促進するため、①制度の対象に半壊や床上浸水を含めるとし、②制度の対象となる自治体が生じた場合、同一災害による全壊災世帯を対象とするよう制度を緩和する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	232	06.環境・衛生	都道府県	徳島県、兵庫県、鳥取県、香川県、高知県、京都市	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第44条第2項	狩猟免許の有効期間の延長	狩猟免許の有効期間を地域の判断で設定できる(延長する)とする。	【制度改正の経緯】 野生鳥獣の管理を担う若手狩猟者を確保するため、改正鳥獣法では、網罠、わな免許の取得年齢が20歳から18歳に引き下げられるなどの対策が講じられたところである。 【支援事例】 ニホンツルやカウゾル等野生鳥獣の生息域拡大により、1億円を上回る農作物被害や自然林の食害による土壌流出や表層崩壊が発生している。野生鳥獣の生息数が増加する中、狩猟者の人材育成が喫緊の課題となっている。狩猟免許の有効期限は現行3年と定められており、新たに免許を取得した者であっても、更新時の手続や経済的な負担から、3年で免許を放棄してしまう事例も多々ある。このため、免許制度のより一時的な延長による若手狩猟者の確保を図る。また、更新時の手続や経済的な負担から、3年で免許を放棄してしまう事例も多々ある。このため、免許制度のより一時的な延長による若手狩猟者の確保を図る。また、更新時の手続や経済的な負担から、3年で免許を放棄してしまう事例も多々ある。このため、免許制度のより一時的な延長による若手狩猟者の確保を図る。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	233	03.医療・福祉	都道府県	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、香川県、鳥取県、愛媛県、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第74条第1項、第2項、第3項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第60条	訪問看護ステーションの開設要件の緩和	訪問看護ステーション開設要件である看護師等の配置基準(現状では常勤換算2.5人)を過疎地域において緩和する	【支援事例】 過疎地域においては、訪問看護ステーションから移動時間に片道1時間以上を要する利用者が多く、車の運転等、訪問看護師の負担が大きい。また、訪問看護ステーション側からは、効率的な訪問看護の提供ができず、採算が合わないといった経営面の課題がある。さらに、過疎地は訪問看護を提供するサービスの設置については、本県では、小規模な訪問看護ステーションが多く、設置が進んでいない(平成27年4月現在 24所)。一方、訪問看護の利用について、訪問看護ステーションの効率的な導入により、利用者の療養生活に合わせた訪問看護が受けにくい状況がある。 【規制緩和による効果】 訪問看護ステーションの人員基準を2.5人から緩和することで、過疎地域においても開業が可能となり、退職後にUターン、Iターンを考えている看護職の働く場をつくり、人の流れをつくらせることが可能となる。また、そうした看護職が自分のふるさとで、ライセンスを活かして、できることから、地域貢献をしたいという思いを後押しすることとなり、地域の活性化にも繋がる。さらに、過疎地域に住む高齢者にとって、自分の地域に住む顔なじみの看護職からサービスを受けることで「住み慣れた地域で、自分らしく暮らし」オーダーメイドの療養生活を送ることが可能となる。加えて過疎地域では医療的なケアへの不安から医療機関や施設に入居し、入院している高齢者も多いとされているため、施設から在宅という流れができ、施設から在宅ケアシステムの構築につながり、地域の安心につながる。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	
H27	234	10.運輸・交通	都道府県	徳島県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県	国土交通省(観光庁)	B 地方に対する規制緩和	旅行業法、地域限定旅行業規則	旅行業法の施行規則 地域限定旅行業の参入促進に向けた規制緩和	「地域限定旅行業」の業務範囲を、「営業所が所在する市町村及び(県外を含む)隣接市町村等」から「営業所が所在する都道府県及び(県外の)隣接市町村等」とするなど拡大を図ること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は14業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財政的基盤、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 【支援事例】 地域限定旅行業の業務範囲は「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限られており、魅力的な旅行商品の作成に当たっての支障となっている。 【制度改正の必要性】 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域限定旅行業」について、意欲のある地域の観光協会、宿泊施設、バス事業者等が魅力あふれる地元の旅行商品を企画・作成できるよう業務範囲を拡大する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【国土交通省】 (5) 公営住宅法(昭26法193) (ii) 公営住宅の賃貸の決定に係る入居者からの毎年度の収入申告(16条1項)については、全事業主体に対する調査を含めて検討の上、認知症患者等に対し職権認定を認めるなど、その方法を拡大することとし、所要の改正法案を平成29年通常国会に提出する。また、マイナンバー制度の利用に当たって、収入申告手続の簡素化の観点で事業主体に先行的な取組がある場合には、適時適切に地方公共団体に周知する。</p>					
<p>6【国土交通省】 (5) 公営住宅法(昭26法193) (ii) 公営住宅の賃貸の決定に係る入居者からの毎年度の収入申告(16条1項)については、全事業主体に対する調査を含めて検討の上、認知症患者等に対し職権認定を認めるなど、その方法を拡大することとし、所要の改正法案を平成29年通常国会に提出する。また、マイナンバー制度の利用に当たって、収入申告手続の簡素化の観点で事業主体に先行的な取組がある場合には、適時適切に地方公共団体に周知する。</p>					
<p>5【国土交通省】 (1) 土地区画整理法(昭29法119) 指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付議先(55条3項)については、当該意見書の取扱いの通知(55条4項)が、法127条7号に基づき行政不服審査法(昭57法160)の適用除外とされていること踏まえ、付議先の変更が審査に与える影響等を調査し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会への見直しを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平28> 5【国土交通省】 (1) 土地区画整理法(昭29 法119) 指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付議先(55 条3項)については、平成29年度中に政令を改正し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会に変更する。</p>		<p>【国土交通省】地方自治法施行令の一部を改正する政令の公布及び施行について(通知)(平成29年12月27日付け総行第294号) 【国土交通省】地方自治法施行令の一部を改正する政令(概要) 【国土交通省】地方自治法施行令の一部を改正する政令(要綱) 【国土交通省】地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第322号) 【国土交通省】地方自治法施行令の一部を改正する政令(新旧対照表) 【国土交通省】【国土交通省】地方自治法施行令の一部を改正する政令(訳替表)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/eianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_228</p>	
<p>6【経済産業省】 (4) 商標法(昭34法127) 商標団体の審査において都道府県に対して行っている周知性の照会については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、出願人が所在する都道府県以外の都道府県に対する照会は平成27年度中に廃止し、情報提供のみとする。 【措置済み(平成27年7月31日付け特許庁審査業務部商標課通知)】</p>					
<p>6【厚生労働省】 (19) 介護保険法(平9法123) (1) 特別居宅介護サービス費(42条1項3号)等の支給対象となる地域(厚生労働大臣が定める特別居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(平12厚生省告示33))については、平成28年度以降、地方公共団体の意向を聴いた上で、その適用について個別に判断し、平成30年度に予定される介護報酬改定にあわせて実施されるよう指定する。あわせて、指定訪問看護ステーションのサテライトについては、都道府県等の区域を超える指定が可能である等、柔軟な指定ができることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。</p>			<p>【厚生労働省】厚生労働大臣が定める特別居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(告示)の改正に伴う照会の実施に係る事前の連絡について(ご連絡)(平成29年3月16日厚生労働省老健局考人稼働課事務連絡) 【厚生労働省】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第78号) 【厚生労働省】訪問看護事業所の出張所(いわゆる「サテライト」)の設置について(平成28年3月25日付け事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/eianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_233</p>	
<p>6【国土交通省】 (7) 旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲(施行規則1条の2)、営業保証金の供託義務(7条1項)及びその額(施行規則7条)並びに旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第3項)の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平28> 5【国土交通省】 (4) 旅行業法(昭27法239) (四) 第三種旅行業の募集型企画旅行及び地域限定旅行業の業務範囲(施行規則1条の2)については、現在、営業所の存する市町村とその隣接市町村に限られているが、着地型旅行商品に対するニーズの高まりを踏まえ旅行業法の見直しに合わせて、地域の観光実態等を踏まえたものとなるよう、必要な措置を講ずる。</p>		<p>【国土交通省】観光庁告示第9号(平成30年3月29日号外第69号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/eianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_234</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H27	235	10.運輸・交通	都道府県	徳島県、和歌山県、香川県、愛媛県	国土交通省(観光庁)	B 地方に対する規制緩和	旅行業法、旅行業法施行規則	地域限定旅行業の参入促進に向けた規制緩和	地域限定旅行業においては、営業保証金を減額すること。	【制度改正の経緯】地域の観光資源を活用し多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014)旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財政的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 【支援事例】地域限定旅行業においては、差地型観光のコースに応えることが期待されている。現地で旅行商品を販売するケースが多いことを勘案すれば、旅行者が被るリスクも比較的小さいと考えられるが、営業保証金の水準などが障壁となっており、登録数が増加していない。 【制度改正の必要性】地域限定旅行業に係る営業保証金については、旅行者保護を重視しつつ、リスクを適正に評価して、可能な限り減額し、参入を促進する必要がある。地域限定旅行業により、旅行者が増えること、旅行者の選択肢が拡大し、利便性が向上すること。このことにより地域への人の流れが創出され、地域経済の活性化につながるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	236	10.運輸・交通	都道府県	徳島県、滋賀県、和歌山県、香川県、愛媛県	国土交通省(観光庁)	B 地方に対する規制緩和	旅行業法、旅行業法施行規則	地域限定旅行業の参入促進に向けた規制緩和	「地域限定旅行業」において、現行の国内旅行業務取扱管理者より難易度の低い資格試験を創設するなど要件を緩和すること。	【制度改正の経緯】地域の観光資源を活用し多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014)旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財政的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 【支援事例】業務範囲が「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限定されており、地域限定旅行業者が通常業務を行う上で、国内旅行業務取扱管理者に求められる全国の観光地や各地の年中行事の知識については必須の知識とまではいえず、資格試験の難易度が登録増加の障壁の一つとなっている。 【制度改正の必要性】地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域限定旅行業」について、意欲のある地域の観光協会、宿泊施設、バス事業者等の多様な主体が自ら着地型の旅行商品を企画・作成できるよう、業務範囲の拡大、営業保証金の減額、更には資格試験の難易度の調整を行い、参入を促進する仕組みづくりが必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	237	02.農業・農地	都道府県	徳島県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、香川県、愛媛県、高知県、京都府	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地集積・集約化対策事業実施要綱(別紙2)第5の2(1)	経営転換協力金」を活用した農地の貸付期間の要件緩和	農地所有者に対する支援措置(経営転換協力金)を活用した場合でも、農地所有者の意向や地域の実情に応じた貸付期間(3年又は5年)の設定を可能とすること。	【農地中間管理機構】は、農業経営の規模拡大や農地の集約化などを目的に、平成26年度から農地所有者と担い手のマッチングによる農地集積に取り組んでいる。しかしながら、「農地中間管理機構」による農地の貸付・借受の公費状況は、「貸付希望面積」に対し、「借受希望面積」が多いアンバランスな状況となっている。また、農地の所有者からは「10年の貸付が長い」という声が多く聞かれ、地域の担い手からも、「先行き不透明で、できれば3～5年くらいが適当」との意見がある。そこで、この実情を踏まえ、地域の実情に応じた制度運用による農地集積が可能な新制度とすることを求める。3～5年の設定で「経営転換協力金」活用が可能となれば、長期貸付けを不安に思っている農地所有者からの貸付希望が増加し、担い手のマッチングにより農地集積が促進されるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka_yosan.html
H27	238	09.土木・建築	都道府県	徳島県、滋賀県、和歌山県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要件 附属Ⅱ編 砂防設備等緊急改修事業(ロー8-2(4)(ロ⑤) 通常砂防事業(イ-4(1))	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の実情により、「砂防設備等緊急改修事業」における管理型堰堤への転換を事業の対象とする。(予算の増そのものを目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の産量で優先順位を付けて事業実施出来るようにすることを目的とする。)	【提案の概要】「防災・安全交付金」の要件を緩和し、地域の実情により「砂防設備等緊急改修事業」における管理型堰堤への転換を事業の対象とする。 【制度改正の必要性・支援事例】総合防災対策事業における砂防設備等緊急改修事業(以下、「緊急改修」)の運用では、基上げや管理型堰堤への転換等、土砂整備率が変更となる工法は認められていない。一方、通常砂防事業で実施する場合の事業採択基準では、1件当たり事業費1億円以上かつ相当規模以上の公共施設や人家50戸以上の保護等が必要であり、基準を満たすことが難しい。緊急改修と併せて除石を行い「管理型堰堤」へ転換することにより、施設の安定と土砂整備率の向上を図ることができる。例えば、昭和62年度以前に技術基準に基づき設計されたある堰堤に対し、土砂高を考慮した現行基準に改築すると同時に堰堤高を0.5m高上げし、スリット部を設けた透過型堰堤に転換することにより事業費が約3割の増加で、整備率は18%から58.9%に改善する事ができる。過去に地方整備局より「整備率の改善を図るならば、緊急改修ではなく、通常砂防事業である」との見解を受けているが、土砂災害から地域住民の安全を確保することは急務であり、緊急改修においても整備率の改善を図ることができるよう運用の改善を要請する。整備率を向上して、必死策に対して、改修時に新規に設置する遮地がない場合もあり、既存の不透過型非管理型堰堤を除石計画を立てた上で除石し、管理型堰堤に転換することが可能となれば、既存堰堤の有効活用しながら整備率を改善することにより、土砂災害に備え地域の安全の向上を図ることが出来る。 【制度改正の必要性】	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	239	06.環境・衛生	都道府県	徳島県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県	環境省	B 地方に対する規制緩和	浄化槽市町村整備推進事業実施要綱第3	浄化槽市町村整備推進事業における「複数戸に1基の浄化槽の設置」についての要件緩和	浄化槽市町村整備推進事業において、浄化槽は1戸に1基が原則で、敷地内に浄化槽を設置する場所がない場合等以外は複数戸に1基の共有設置は認められていない。 市町村設置型の更なる効率的な整備の実施や住民の負担軽減を図るため、事業要件を緩和し、複数戸に1基の共有浄化槽を一般化する。	【支援となる事例】隣接する少人数世帯が1基の浄化槽を処理能力の範囲内で共有できれば、各戸設置に比較して設置及び維持コストが大きく削減できるが、現状では、市町村設置型の場合、設置スペースがないといった例外要件に該当しない限り共有設置は認められていない。 【制度改正の必要性】国においては、市町村設置型浄化槽整備に必要な費用を市町村に助成しているが、1戸に1基の戸別整備が原則となっている。市町村設置型の更なる効率的な整備の実施や住民の負担軽減を図るため、事業要件を緩和し、複数戸に1基の共有浄化槽を一般化することを提案する。 【制度改正効果】市町村設置型より2戸で5人1基を設置した場合、費用を2戸で折半する場合 ・工事費の個人負担金(※1) 1戸あたり93,000円が、41,500円に削減 ・維持管理費 年間65,000円(※2)が、年間32,500円に削減 20年間浄化槽を使用すると、1戸当たり 合計691,500円(=41,500+32,500×20)削減される。 ※1:工事費(交付金対象額より、5人1基87,000円)の1割(市町村設置型の場合) ※2:生活排水処理施設整備計画策定マニュアル(環境省)より	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	240	05.教育・文化	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項 学校施設環境改善交付金交付要綱第2項及び別表1	学校施設の長寿命化対策に係る支援制度の充実	長寿命化改良事業について、1校当たり97,000万円以上の事業費要件を撤廃すること。	【制度改正の経緯】国において、平成25年度に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26年4月、行動計画として、全ての公共施設等を対象に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、施設ごとの実施計画である「個別施設計画」の策定を求めている。また、平成25年度に、原則として建物一棟全体(内部・外部共)を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象とした公立学校施設整備費国庫負担事業における長寿命化改良事業が制度創設され、学校施設の老朽化対策に一定の成果を上げている。 【支援事例】長寿命化改良事業は、1校当たり7,000万円(4規模校は1,000万円)以上の全面的改修が要件であるため、計画的に改修する部分的な工事が対象となっていない。このため、現行の制度は、財政状況の厳しい中、より低コストな手法で計画的な長寿命化を進めたい自治体にとって、活用が困難なものとなっている。 【制度改正の必要性】長寿命化改良事業において、整備された学校施設の老朽化が進み、近い将来、多額の老朽化対策費用による地方財政の圧迫が懸念されており、計画的な長寿命化対策を強力に推進するため、財源の確保が必要である。 【懸念の解消策】長寿命化改良事業において、整備された学校施設の老朽化が進み、近い将来、多額の老朽化対策費用による地方財政の圧迫が懸念されており、計画的な長寿命化対策を強力に推進するため、財源の確保が必要である。	
H27	241	05.教育・文化	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県	総務省 文部科学省	B 地方に対する規制緩和	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項 学校施設環境改善交付金交付要綱第2項及び別表1	学校施設の長寿命化対策に係る支援制度の充実	老朽化対策の観点から、計画的な長寿命化対策を強力に推進する必要があるため、高等学校施設の長寿命化対策について、地方負担の全額を地方債充当可能とし、元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。	【制度改正の経緯】国において、平成25年度に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26年4月、行動計画として、全ての公共施設等を対象に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、施設ごとの実施計画である「個別施設計画」の策定を求めている。また、平成25年度に、原則として建物一棟全体(内部・外部共)を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象とした公立学校施設整備費国庫負担事業における長寿命化改良事業が制度創設され、学校施設の老朽化対策に一定の成果を上げている。 【支援事例】長寿命化改良事業は、1校当たり7,000万円(4規模校は1,000万円)以上の全面的改修が要件であるため、計画的に改修する部分的な工事が対象となっていない。このため、現行の制度は、財政状況の厳しい中、より低コストな手法で計画的な長寿命化を進めたい自治体にとって、活用が困難なものとなっている。 【制度改正の必要性】長寿命化改良事業において、整備された学校施設の老朽化が進み、近い将来、多額の老朽化対策費用による地方財政の圧迫が懸念されており、計画的な長寿命化対策を強力に推進するため、財源の確保が必要である。地方が単独で計画的に事業を推進していくためには、継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業債と同様に、地方債100%充当・元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka_yosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案中におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【国土交通省】 (7) 旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲(施行規則1条の2)、営業保証金の供託義務(7条1項)及びその額(施行規則7条)並びに旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平28> 6【国土交通省】 (4) 旅行業法(昭27法239) (ii) 営業保証金の額(8条1項及び施行規則7条)については、地域限定旅行業の平均年間取引額等を踏まえ、着地型旅行商品に対するニーズの高まりを踏まえ旅行業法の見直しに合わせて命令を改正し、取扱いの其他に見合った営業保証金額となるよう、見直しを行う。</p>		【国土交通省】国土交通省令第22号(平成30年3月30日官報号外第70号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_235	
<p>6【国土交通省】 (7) 旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲(施行規則1条の2)、営業保証金の供託義務(7条1項)及びその額(施行規則7条)並びに旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平28> 6【国土交通省】 (4) 旅行業法(昭27法239) (i) 旅行業務取扱管理者試験(11条の3)については、地域限定旅行業者が取り扱うことのできる旅行のみに限定した試験を新たに創設する。</p>				
<p>6【環境省】 (6) 浄化槽市町村整備推進事業 浄化槽市町村整備推進事業については、効率的な浄化槽の整備を図るため、共有浄化槽を設置できる土地を市町村が確保することなどを前提として、複数戸に1基の浄化槽を設置する場合についても地形等の特殊状況により助成の対象とできるよう「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」(平27環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)を平成27年度中に改正する。</p>			【環境省】浄化槽市町村整備推進事業実施要綱の一部改正について(平成28年3月31日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_239	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(備考等)
H27	242	02.農業・農地	市区長会	全国市長会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	中山間地域等直接支払交付金第6の2 中山間地域等直接支払交付金第6の2	中山間地域等直接支払交付金実施要領「第6の2の9」発効行為において、5年間以上継続して行われる農業生産活動等と規定されている要件を高齢者に限って厳格化する。	中山間地域等直接支払交付金実施要領「第6の2の9」発効行為において、5年間以上継続して行われる農業生産活動等と規定されている要件を高齢者に限って厳格化する。	【現状の課題】 中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度に導入された制度である。現在、制度を活用している農業者等の高齢化が進んでいるところである。当該制度では、交付金の返還の免責事由はもとより高齢者対策が充実しているものの、「5年以上継続して行われる農業生産活動等」という要件が、高齢者にとっては、従業を継続することや、耕作に新規参入する上で合理的な障壁となっている。 また、途中で離脱できる制度が整っていない以上、当該制度を活用する高齢者に対しては、5年の従業条件を設定しておく必要性が低い。 【支障事例】 例えば、高齢者対策のひとつとして、第3期対策から「集团的サポート型」(C要件)が導入されているが、協定農用地内の一人が高齢理由に協定から離脱しようとするなど、他の協定締結者等が、離脱した者の農用地を耕作するなどしている。 また、従業を続けさせるような高齢者対策があったとしても、耕作者の高齢化が進んでいる状況にあては、5年間の継続的な従業に自信がない者は、他の耕作者に迷惑をかけまいと、集落単位で従業の継続を断念する事例が出てきている。 【効果】 従業の継続を最初から断念する者が少なくなる。 従業の継続を最初から断念する者が少なくなる。耕作放棄地の増加に歯止めをかけることができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisihin/tennibusyu/h27/tennibusyu_kokku_yosan.html
H27	243	08.消防・防災・安全	市区長会	全国市長会	総務省(消防庁)、国土交通省(気象庁)	B 地方に対する規制緩和	消防法第18条第2項 消防法施行規則第34条 気象業務法第24条 気象業務法施行規則第13条 予報警報標識規則第4条	火災信号及び津波警報標識におけるサイレン吹鳴バターの重複の解消	消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」及び「出陣信号」のサイレン音吹鳴パターンと、予報警報標識規則で定める津波警報標識の「大津波警報」及び「津波警報」の吹鳴パターンが重複していることで、災害発生時における消防団員や住民等の適切な避難行動に阻害を来す懸念があった。吹鳴パターンの重複解消に向けた見直しを提案する。	【現状の課題】 吹鳴サイレンは、住民や消防団員等が災害発生時に適切な避難行動を取るための判断基準の一つであり、各地方自治体は、固の定める吹鳴パターンにより吹鳴を行っている。 消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、自治体の消防部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。津波警報サイレンは、津波発生時の住民の避難行動を促すため、固から自治体へ直接情報を送信されたアラートにより、大津波警報または津波警報の発表時には自動で、津波注意報の発表時には手動で自治体の防災部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。 近年では、南海トラフ地震等の大規模災害の発生も予測されているが、火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複していることで、住民の避難行動や消防団等の避難行動実施時に混乱が生じ、津波に巻き込まれた住民が亡くなる恐れがある。 【効果】 吹鳴パターンの重複が解消されることで、住民や消防団員等が、火災と津波の認知・判断に迷うことなく、迅速な避難行動や避難行動支援に着手することができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisihin/tennibusyu/h27/tennibusyu_kokku.html
H27	244	08.消防・防災・安全	都道府県	兵庫県 【共同提案】 茨城県、 大分県、 鳥取県、 徳島県、	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第1項第6号 第2条 災害救助法施行令第3条	災害救助法の弾力的な運用(大規模災害における住宅の応急修理等)に関する見直し	国が指定する大規模災害時における住宅の応急修理や被害物の除去について、現金給付や被災者の個人差を認めるなど、手続きの大規模な省略又は手順変更の容認。	【提案の経緯・事情変更等】 平成26年9月に発生した兵庫県丹波市での豪雨災害では、多数の住家に大量の土砂が流入したことから、「住宅の応急修理」(32件147日間)や「被害物の除去」(61件45日間)に係る業者との契約締結に多くの費用と労力を要する等の課題が顕著となり、対応の迅速化を図る必要があった。 【支障事例等】 災害救助法による救助は、内閣府が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行うこととなっており、被災者個人の発注などは認められていない。 指定の内閣府の委託業者においても、被災者が自力で修理した場合は適切な対応がとれないなど、被災者の負担が大きいなど、迅速な対応ができていない。また、現金給付については、災害救助法第4条第2項で都道府県知事が必要と認めた場合において認められており、住家の確保など、内容によって現物給付か現金給付の選択がもたない場合がある。 【効果・必要性】 近い将来発生が懸念される南海トラフ大規模等の大規模災害発生時においては、自治体で応急修理等に係る業者との契約等に膨大な事務量が発生することが予想され、救助の遅れが懸念される。被災地の実情に応じて、被災者が自力で修理した場合は適切な対応がとれないなど、被災者の負担が大きいなど、迅速な被災者の救助につながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisihin/tennibusyu/h27/tennibusyu_kokku.html
H27	245	12.その他	都道府県	兵庫県、 茨城県、 大分県、 鳥取県、 京都府、 徳島県、 大分県、 関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特区推進基本方針、総合特区推進調整費の使途等に関する基準について	総合特区推進調整費の使途等に関する基準について	総合特区推進調整費について、総合特区の目標実現に向けて、地方の実情に応じた柔軟かつ継続性をもった取組みを推進するため、産後、指定地域へ交付する制度を創出し、調整費を複数年度に渡って使えようとする見直しを行うこと。	【提案の経緯・事情変更等】 今年度から特区については、国家戦略特別区域等に係る提案募集の際、全国での規制改革を求める提案についても求めることができ、構造改革特区と見なして取り扱うことができるようになるなど制度改正が行われ、また、国で定めている地方創生は、地域の主体的な取組みが必要であり、提案募集や特区に関する規制緩和等に加え、地方が迅速かつ効果的な事業が可能な自由度の高い交付金が求められている。 【支障事例等】 当該調整費の使途については、各省の既存の予算制度を活用した上でなお不足する場合は補正予算に充てるものとなっており、既存の予算制度に基づいて新規の取組に対応できない。とくに、先進的な取組の場合は国の支援制度の活用が不可欠であるが、支援制度の採択の見通しが立ちにくいことから、計画的な事業を行うことができず、最終的に事業化そのものを断念せざるを得ない場合がある。 【効果・必要性】 指定地域へ直接交付する制度になれば、関係府省による予算措置の対応方針の検討を待つことなく、迅速な事業執行ができる。また、地域が包括的・戦略的なチャレンジを行うに当たり、地域の実情に応じた支援を受けることが可能となる。	
H27	246	06.教育・文化	都道府県	兵庫県、 新潟県、 茨城県、 京都府、 徳島県、 関西広域連合	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法第2条、附則第5条 地方独立行政法第21条、第30条	地方公共団体が設置、運営する大学附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人に移管することが可能となるよう、学校教育法及び地方独立行政法を改正すること。	地方公共団体が設置、運営する大学附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人に移管することが可能となるよう、学校教育法及び地方独立行政法を改正すること。	【提案の経緯・事情変更等】 公立大学法人の設置は、地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し実施している公立大学法人の施設整備について、法人自身の資金調達等について、法人の長期借入による実施へ移行させるため、法人の長期借入に係る規制を緩和すること。 【支障事例等】 公立大学法人の設置は、大学の自律性を高め、事業運営の効率化を図るとともに認識しているが、大規模な施設整備にあたっては、公立大学法人が長期借入できないため、地方自治体の予算措置に委ねられることになり、地方自治体の負担となっている。 県としては、県の資金調達、大学の施設整備、金融情勢等の状況によっては、県が直接整備し出すのではなく、公立大学法人自身が資金調達を行い整備することが望ましいと考えているが、現行法上それができない。 国立大学法人については、償還財源が確保し得るものについては、土地の取得・施設の整備に必要な長期借入が認められている。公立大学法人についても、地方自治体の予算措置等を得ずとも無く、国立大学法人と同様に、設立団体の認可を経て長期借入ができるよう求めるものである。 【効果・必要性】 地方公共団体(設立団体)の財政負担の軽減につながるのと同時に、公立大学法人による長期借入が可能となると、迅速かつ主体的に公立大学法人が施設整備を決定でき、自主性・自律性の高い経営が可能となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisihin/tennibusyu/h27/tennibusyu_kokku.html
H27	247	06.教育・文化	都道府県	兵庫県、 新潟県、 茨城県、 京都府、 徳島県、 関西広域連合	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法第41条	地方公共団体が実施する公立大学法人の施設整備について、法人自身の資金調達等について、法人の長期借入による実施へ移行させるため、法人の長期借入に係る規制を緩和すること。	地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し実施している公立大学法人の施設整備について、法人自身の資金調達等について、法人の長期借入による実施へ移行させるため、法人の長期借入に係る規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更等】 公立大学法人の施設は、地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し整備した上で、法人に運営している。しかし、当該地方公共団体において相当な財政負担を伴うことに加え、大学整備に伴う長期資金の調達が、地方公共団体の財政状況に大きく左右されているのが実状である。 【支障事例等】 公立大学法人の設置は、大学の自律性を高め、事業運営の効率化を図るとともに認識しているが、大規模な施設整備にあたっては、公立大学法人が長期借入できないため、地方自治体の予算措置に委ねられることになり、地方自治体の負担となっている。 県としては、県の資金調達、大学の施設整備、金融情勢等の状況によっては、県が直接整備し出すのではなく、公立大学法人自身が資金調達を行い整備することが望ましいと考えているが、現行法上それができない。 国立大学法人については、償還財源が確保し得るものについては、土地の取得・施設の整備に必要な長期借入が認められている。公立大学法人についても、地方自治体の予算措置等を得ずとも無く、国立大学法人と同様に、設立団体の認可を経て長期借入ができるよう求めるものである。 【効果・必要性】 地方公共団体(設立団体)の財政負担の軽減につながるのと同時に、公立大学法人による長期借入が可能となると、迅速かつ主体的に公立大学法人が施設整備を決定でき、自主性・自律性の高い経営が可能となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisihin/tennibusyu/h27/tennibusyu_kokku.html
H27	248	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、 新潟県、 茨城県、 京都府、 徳島県、 関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項	児童福祉施設に配置する従事者及びその員数、居室及び病室の床面積その他整備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、「参照すべき基準」に見直しすること。	児童福祉施設に配置する従事者及びその員数、居室及び病室の床面積その他整備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、「参照すべき基準」に見直しすること。	【提案の経緯・事情変更等】 平成27年4月から施行された子ども子育て支援新制度では、地域型保育事業が創設され、利用者が多様な施設や事業の中から保育の給付を選択できるようになったが、保育士の配置や設備の面については、依然「従うべき基準」とされている。 【支障事例等】 多様な施設においては、給食センターを活用した保育所等の運営の効率化や、子どもの発育・発達段階に応じた栄養管理と乳幼児期から一貫した食育の推進を目的として、構造改革特区の認定を受けて公立保育所について外部導入を実施しているが、私立保育所に関しては3歳以上3歳未満で別扱いする必要があるため、市内の子ども全体を対象に施策を展開する上で困難が生じている。 【効果・必要性】 市町の学校給食センター等を活用することで、人件費等の自調理に要するコストの削減、食材の一括購入による地産地消の促進、栄養士による一貫した栄養管理(国基準では保育所については栄養士の配置義務なし)等が可能となる。 また、給食設備だったスペースを使った地域とのふれあいや交流などが進み、地域と愛育を持った子どもを育てることができる。	
H27	249	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、 新潟県、 茨城県、 京都府、 徳島県、 関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で、「参照すべき基準」に見直しすること。	【提案の経緯・事情変更等】 平成27年4月から施行された子ども子育て支援新制度では、各市町ごと就学前の教育・保育の量の見込と提供体制の確保時期等を定めることとされている。また、地方創生の中では、若い世代が安心して結婚・子育てできるように見込みの支援が求められている。 【支障事例等】 認定こども園における保育室の面積や食事の提供方法などについては、従うべき基準とされており、地域の実情に応じた基準等を定めることができない。そのため、都市部では、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難となっているほか、乳幼児が減少する都市部や高齢化では、自園調理から外部導入への切り替えができていない。 ある私立保育所では、幼保連携型認定こども園への移行に伴って園舎を建て替える際、公立保育所と同様に全ての子どもへの給食提供の外部導入が認められるのであれば、必要最小限の調理施設の整備にとどめたいという意向を持っていた。しかしながら、私立保育所は、上記の特例が認められたい、3歳以上の子どものみ公立の給食センターからの外部導入を実施することとし、3歳未満の子どもについては、これまでより給食設備を整備し、調理員を配置せざるを得なかった。 【効果・必要性】 私立幼保連携型認定こども園の満3歳未満の子どもについても外部導入が認められれば、公立の給食センターの運営の安定化につながる上、私立幼保連携型認定こども園の運営の効率化につながる可能性がある。	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案中におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】 (6) 気象業務法(昭27法165) 火災信号(消防法施行規則(昭36自治省令6)34条)及び津波警報標識(予報警報標識規則(昭51気象庁告示3)4条)におけるサイレンの吹鳴パターンについては、その重複により災害発生時における消防団員や住民等の適切な避難活動に混乱を来す懸念がなくなるよう、従前から行っている普及啓発活動に、当該パターンの重複に対応する内容を加えたものとして平成27年度中に開始するとともに、当該パターンの重複に関して留意すべき事項等について地方公共団体に同年度中に通知する。あわせて、住民や地方公共団体等の意向、当該パターンの重複による支障、変更に伴い想定される支障等を調査の上、その結果を踏まえた適切な対応の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【国土交通省】火災信号と津波警報におけるサイレン音の吹鳴パターンの重複に関して留意すべき事項について(平成28年3月24日付け気象庁地震火山部管理課長、消防庁総務課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimboosyu/h27/h27ta_tsuchi.html#h27_243</p>	
<p>【内閣府】 (1) 災害救助法(昭22法118) 災害時における住宅の応急修理については、可能な限り地域の実情に応じた迅速な救助ができるよう、引き続き国と都道府県との十分な連携を図るとともに、件数が著しく多数となる場合は手続を簡略化することが可能であることを明確化するため、災害救助事務取扱要領(平27内閣府)を平成27年度中に改正する。</p>			<p>【内閣府】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正及び災害救助事務取扱要領の改正について(平成28年3月31日付け内閣府政策統括官(防災担当)通知) 【内閣府】平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(抄) 【内閣府】災害救助事務取扱要領(平成28年4月版)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimboosyu/h27/h27ta_tsuchi.html#h27_244</p>	
<p>【総務省(1)】【文部科学省(2)】 学校教育法(昭22法29)及び地方独立行政法人法(平15法118) 公立大学法人による大学附属の学校の設置(学校教育法附則5条、地方独立行政法人法21条2号及び70条)については、国立大学法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。</p>					
<p>【総務省】 (7) 地方独立行政法人法(平15法118) 公立大学法人による長期資金の調達(41条5項)については、国立大学法人の例を参考にしつつ、設立団体以外からの長期借入金及び債券発行を可能とする。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H27	250	03_医療_福祉	都道府県	兵庫県、高知県、和歌山県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第7条の38、39、第12条、第23条、第24条、第26条、第29条 等	健康保険法上の保険者に関する業務の権限移譲	効率的な地域医療体制の整備を実効性あるものとするため、保健事業の推進による医療費の適正化を図る観点から、以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、都道府県に移譲すること。 ①健康保険組合の設立認可 ②健康保険組合の合併・分割・解散認可 ③健康保険組合の異地指定監査 ④全国健康保険協会(協会けんぽ)の支部が行う業務の検査	【提案の経緯・事情変更】 【効果・必要性】 【支障事例等】	—
H27	251	03_医療_福祉	都道府県	兵庫県、奈良県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第6項	基準病床数の総量規制の見直し	基準病床数については、国が定める全国一律の算定基準や「従うべき基準」により規制されているが、地域の実情を踏まえた独自の算定が可能となるよう、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 【支障事例等】	—
H27	252	03_医療_福祉	都道府県	兵庫県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第76条第2項、高年齢者の医療の確保に関する法律第71条、厚生労働省告示(診療報酬の算定方法)等	診療報酬の決定に関する権限移譲	医療機関が不足する地域での診療報酬について、地域の実情に合わせた加算設定を可能とするなど、健康保険法等に基づく診療報酬決定に関する一部の権限を都道府県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 【支障事例等】	—
H27	253	03_医療_福祉	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第41条、第42条の2、第46条、第48条、第53条等	介護報酬の決定に関する権限移譲	介護サービス提供事業者が不足する地域での介護報酬について、集合住宅に居住する高齢者に対するサービス提供についての介護報酬の減算を実施しななど、介護保険法等に基づく介護報酬決定に関する一部の権限を都道府県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 【支障事例等】	—
H27	254	03_医療_福祉	都道府県	兵庫県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第65条、第71条、第80条、第81条	保険医療機関等の指定・取消処分に関する権限移譲	地域の実情に応じた医療機関、診療科及び医師の需給調整を行うため、健康保険法等に基づく医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分に関する権限を必要となる人員、財源とともに、都道府県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 【支障事例等】	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/ceianbosyu/h27/ceianbosyu-kekka.html
H27	255	03_医療_福祉	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	がん診療連携拠点病院等の指定に関する指針	がん診療連携拠点病院等の指定権限の都道府県への移譲	厚生労働省が持つがん診療連携拠点病院等の指定権限を都道府県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 【支障事例等】	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/ceianbosyu/h27/ceianbosyu-kekka.html
H27	256	03_医療_福祉	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第88条第3項、第97条第4項	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)及び介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準の見直し	指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設備及び人員配置基準について、全国一律で「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 【支障事例等】	—
H27	257	03_医療_福祉	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業(地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準)第66条第2項第1号、同第2号、第74条第1項、介護保険法第78条の4第5項(関連)	小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)の普及に向けた基準の緩和	認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために有効な介護サービスである小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)を普及させるため、人員、設備、運営等に関する事項について、「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 【支障事例等】	—
H27	258	03_医療_福祉	都道府県	兵庫県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項、第43条第3項、第44条第3項、第80条第2項、第84条第2項	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準の緩和	指定障害者支援施設等に配置する従業者及びその負傷、障害の回復等の状態に関する事故等について、「従うべき基準」とされているものを、「参酌すべき基準」に見直すこと。 ※障害福祉サービス及び指定障害福祉サービス、指定障害者支援施設、障害福祉サービス事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害者支援施設	【提案の経緯・事情変更】 【支障事例等】	—
H27	259	03_医療_福祉	都道府県	兵庫県、大阪府	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域保健法第10条、地域保健法施行令第4条	保健所長の医師資格要件の緩和	公立病院など、特定の病院との連携により医師が確保されている場合には、保健所長が医師でなくてもよいように規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 【支障事例等】	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
4【厚生労働省】 (8)がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針 (8)がん診療連携拠点病院等の指定及び指定の更新の推薦手続については、都道府県が推薦に係る準備作業を行う期間を十分確保できるよう、平成28年度以降、提出依頼に係る事前連絡を毎年8月末までに行う。			【厚生労働省】 がん診療連携拠点病院等の新規指定推薦及び現況報告について(平成28年8月29日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/eianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_255	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H27	260	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	指定定年サービスに関する費用の軽減に関する取組(平成12年厚生省告示第19号)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬単価を単独の訪問看護に準じた報酬単価に直結すること。	【提案の経緯・事情変更】 高齢が顕著な中、中重度の要介護高齢者が在宅で暮らしているためには介護保険サービスの地域密着型サービスを充実させていく必要がある。 【支障事例等】 平成27年4月から適用の介護報酬改定の影響も踏まえても、定期巡回サービス(訪問看護利用の場合)の月額報酬に比べ、単独の訪問看護を要介護1～4の場合は、4倍以上の提供、要介護5の場合は、5倍以上の提供(例)要介護1～4、訪問回数4回の場合、定期巡回:32,350 訪問看護:32,350 【効果・必要性】 介護報酬上、訪問看護ステーションとの差が無くなることにより、当該サービスへの事業者参入及びサービスの利用が促進される。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/seisobusy/h27/seisobusy_kokka.html
H27	261	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第3条の4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に向け、オペレーターの資格要件を介護職員初任者研修修了者(ヘルパー2級相当)に緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 高齢が顕著な中、中重度の要介護高齢者が在宅で暮らしているためには介護保険サービスの地域密着型サービスを充実させていく必要がある。 【支障事例等】 介護者からの相談や、緊急通報に際し、必要に応じ訪問スタッフに出勤を指示するオペレーターの資格要件が、看護師、介護福祉士、医師、保健師等となっており、人材の確保が困難である。事業所において、看護師、介護福祉士、医師や訪問介護のサービス提供責任者として従事した者との連携が取れる体制があれば、基礎的な技術や知識を有している介護職員初任者研修修了者でもよいと考えられる。 ※本県の指針(19事業所・神戸9、尾崎3、芦屋1、明石2、加西1、たつの市1、加古川1、姫路市1) 【効果・必要性】 オペレーターの資格要件を介護職員初任者研修修了者とする、訪問看護ステーションとの連携確保やオペレーター人材の確保が比較的容易になることから、当該サービスへの事業者参入が促進される。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/seisobusy/h27/seisobusy_kokka.html
H27	262	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留置事項(について)の一部改正(平成27年3月31日)512(1)ア	障害者総合支援法に基づき施設外において支援を行う場合の要件の緩和	【提案の経緯・事情変更】 施設外就労により就労している施設利用者について、月の利用日数のうち最低2日は事業所内における訓練目標に対する達成度の評価を行うこととされているが、「最低2日」の要件を厳格化する。【支障事例等】 通達度評価に関しては、サービス管理責任者や同行する支援職員、利用者の共通理解のもと実施することとなっているが、サービス管理責任者が派遣先に直接出向き、現地で確認することにより、一層適切な評価が可能となると考えられる。 現制度では、できるだけ業務時間を増やし、工賃向上に結びつけたいと考えているため、2日間を強化してほしいとの意見を持っているが、現行制度ではそれができない。 なお、昨年11月に開催された社会保障審議会(障害者部会)の中でも、2日間の制限は厳格すべきだとの意見が出されている。 【効果・必要性】 施設で就労する障害者の工賃向上や一般就労への移行が促進される。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/seisobusy/h27/seisobusy_kokka.html
H27	263	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	介護施設運営規則第38条、第41条、52条、55条	要介護認定の有効期間の更なる延長及び基準の簡素化	【提案の経緯・事情変更】 平成27年度制度改正により、一部有効期間の見直し(※総合事業)を市町村全域で事実実施する場面に限り、更新申請時の要介護認定等に係る有効期間を一律、原則12ヵ月、上限24ヵ月に延長(簡素化)がなされたところであるが、新規申請、区分変更申請においては、まだ原則6ヵ月、上限12ヵ月のままとなっている。 【支障事例等】 更新申請の有効期間の見直しが行われたものの、認定審査を継続に受けた者自身が本人、家族として負担であるという声も聞いている。今後も高齢化の進展により、要介護(要支援)認定の申請件数の増加が見込まれることから、新規申請、区分変更申請についても、有効期間の延長と期間の統一が求められているが、現行制度ではそれができない。 なお、有効期間の延長によって認定区分を変更する機会が減少するのではという懸念があるが、被保険者の状態が大きく変化した場合、随時区分変更申請を申し出る機会が保証されている。 【効果・必要性】 新規申請、区分変更申請についても有効期間の延長による期間の統一が図られることにより、認定事務の負担軽減、簡素化が期待される。	
H27	264	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、和歌山県、徳島県	内閣府、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	子ども子育て支援交付金交付要綱 病児保育事業実施要綱	病児保育事業の補助要件の緩和 病児保育事業実施要綱	【提案の経緯・事情変更】 地方自治体の組織の中で、女性の活躍が期待されているが、人口減少地域においては、保育士や看護師の人材が乏しい状況である。 【支障事例等】 現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おおよそ1人につき看護員1人以上及び利用児童3人以上の配置が求められている。しかし、地方部など人口減少地域においては、診療所等では保育士の配置が困難な状況にあり、病児保育が進んでおらず、女性の社会進出の妨げとなっている。 兵庫県では、こうした状況を鑑み、本年度県単独で補助事業を設けている。 【効果・必要性】 人口の少ない地域や区域が広い複数の病児保育施設が必要な地域で病児保育施設の設置が促進される。	
H27	265	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	DPC制度への参加等の手続き(保医第0327.3.2)厚生労働省告示(H26.3.5)	診断群分類別包括制度(DPC)対象病院の指定基準の見直し及び再入院期間の延長	【提案の経緯・事情変更】 診断群分類別包括制度(DPC)対象病院の対象については、「望ましい」基準になっていることから、本来急性期を担っている病棟も含まれているとの指摘がある(全国一般病棟の53%がDPC対象病院となっている)。また、現在在任組では、DPC対象病院の退院患者が再入院で日以内で再入院した際には、一度入院とみなされ入院日数を通算するため、入院期間を意図的に操作することによって、入院期間を不適切にセットする事例があり、医療費が高額となる原因となっている。 【支障事例等】 本県、DPC制度は、医療費の抑制を目的とした制度であるにもかかわらず、対象病院の中には、入院時期を意図的に操作し、入院期間を不適切にセットし、診療報酬を得ている事例もあり、地方が進める医療費適正化の障害の一つとなっている。本県では、別途(健康保険法等)に基づく健康医療機関等の指定・取消などの処分権限の移譲を求めているが、現状、本来急性期を担っていない病院がDPC対象となっている場合でも、これらの病院の処分等ができないことになってしまっており、併せて運用改善を求める。 【効果・必要性】 望ましい「基準」ではなく、厳格なことは、医療費適正化の観点から効果が高いと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/seisobusy/h27/seisobusy_kokka.html
H27	266	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	施設基準(厚生労働省告示)	医療機関における看護職員配置の機能に応じた配置の基準の設定	【提案の経緯・事情変更】 医療機関における看護職員配置について、診療報酬上届出制となっており、必ずしも医療機関の機能に見合ったものとなっており、看護職を配置できれば、病院の機能や患者の状況に関係なく、高点数を算定できるため医療費が高額となる原因となっている。 H27.5.26の経済財政諮問会議において、 2006年の施設基準改定において、急性期医療機関の7対1病床が創設されたが、同病床の入院基本料から得られる病院の収益が他の病床よりも高いことから、高コストの病床構成が形成。こうした歪を是正するためには、一律の入院基本料の改定ではなく、7対1病床の入院基本料と他病床との価格差を平準化するよう大綱に見直し、医療機関の病床設定行動を変化させるべきとの意見が出されている。 【支障事例等】 現在、都道府県では、医療費適正化計画を推進しているが、看護職の配置については、診療報酬上届出制であるため、病院の機能や患者の状況に関係なく看護職を配置できれば高点数を算定でき、医療費適正化を図っている地方の支障となっている。本県では、別途、診療報酬の決定に関する権限の移譲を求めているが、地域毎のバランスのとれた医療提供体制の確立のためには、看護職の配置について適正化を図ることができ、併せて運用改善を求める。 【効果・必要性】 地域医療振興を策定し、病床の機能分化等を進めることと合わせ医療機関における看護職員配置について、病床の機能に見合ったものとするにより医療費適正化が図られるものとする。患者が状態に応じた適切な医療を受けられるよう、急性期病床に在籍する患者を適切に評価する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/seisobusy/h27/seisobusy_kokka.html
H27	267	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第12条 特定医療費支給認定実施要綱第5条	難病医療費助成事務手続の簡素化	【提案の経緯・事情変更】 難病医療費助成制度の実施にあたっては、都道府県が指定難病患者からの申請に基づき、受給者証の発行事務を行っているが、病状の変化があまりない方が多い中で、受給者証の更新にあたって毎年申請が必要であり、膨大な行政資料の提出を求められている。 また、国では、前年度実績からみて「一般」としていた高齢療養費の所得区分(適用区分)を「上位所得者」「一般」「低所得者」に細分化し、区分ごとの自己負担率を設定している。区分ごとの自己負担率を算定している。また、都道府県では、高齢療養費所得区分(適用区分)を保険者に照会の上、受給者証に記載しているが、難病受給者証所得者が336,611人(H27.3現在)もあり、受給者証発行までに2ヶ月以上及び時間的要件も必要である。 【支障事例等】 患者負担が年齢とともに一度に押し上げられることにより、高齢療養費の所得区分(適用区分)を「上位所得者」「一般」「低所得者」に細分化し、区分ごとの自己負担率を算定している。また、都道府県では、高齢療養費所得区分(適用区分)を保険者に照会の上、受給者証に記載しているが、難病受給者証所得者が336,611人(H27.3現在)もあり、受給者証発行までに2ヶ月以上及び時間的要件も必要である。 【効果・必要性】 指定難病患者及び都道府県の事務負担の軽減を図ることができる。高齢療養費所得区分の照会及び申請資料の簡素化により約1ヶ月程度の事務の迅速化を図ることができる。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/seisobusy/h27/seisobusy_kokka.html
H27	268	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	経費老人ホームの利用料等に係る取扱指針 別表II-1	経費老人ホーム(ケアハウス)の費用徴収基準の見直し	【提案の経緯・事情変更】 平成27年8月に介護保険の一定の所得以上の利用者負担の見直し及び資産等の勘案に伴う補給給付の見直しが行われ、負担の公平化が図られる予定である。また、国では、前年度実績からみて「一般」としていた高齢療養費の所得区分(適用区分)を「上位所得者」「一般」「低所得者」に細分化し、区分ごとの自己負担率を算定している。また、都道府県では、高齢療養費所得区分(適用区分)を保険者に照会の上、受給者証に記載しているが、難病受給者証所得者が336,611人(H27.3現在)もあり、受給者証発行までに2ヶ月以上及び時間的要件も必要である。 【支障事例等】 経費老人ホームの利用料等は、取扱指針において、都道府県で定めることができるが、単年度で対象収入階層を引き下げると、利用者数が急激に増えることにより、事業所が収益を確保することができなくなる。また、都道府県では、高齢療養費所得区分(適用区分)を保険者に照会の上、受給者証に記載しているが、難病受給者証所得者が336,611人(H27.3現在)もあり、受給者証発行までに2ヶ月以上及び時間的要件も必要である。 【効果・必要性】 対象収入階層の引き下げや費用徴収基準が見直されることにより、費用負担の公平化が図られることにより、経費老人ホーム運営費補助の都道府県負担率についても低減されることが想定される。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/seisobusy/h27/seisobusy_kokka.html
H27	269	06_環境・衛生	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	旅館業法第5条1項4号	非農林漁業者が農林漁業体験宿泊業を行う場合において、旅館業法施行令及び施行規則の特例措置が受けられるよう適用要件の緩和	【提案の経緯・事情変更】 非農林漁業者が農林漁業体験宿泊業を行う場合は、旅館業法に基づき、簡易宿泊業施設の構造基準(客室～床面積33㎡未満)を満たす必要があるが、農村休暇では農林漁業者は客室～床面積33㎡未満であっても旅館業法の規定も満たしているが、農林漁業者以外の者が「農山漁村滞在型滞在施設」の認定を受けていることから、非農林漁業者が国民家や生活し農林漁業体験施設を行う上で障害となっており、非農林漁業者の参入が進まない状況にある。 【支障事例等】 本県では、ある島に移住してきた方が漁業組合などと連携し、島のガイドとして観光の発信に取り組んでいるが、高齢化した居住者から空き家の活用について相談を受け、ゲストハウスとして体験民泊を行うとしたところ、当時の空き家は小さいところも多く、体験民泊として活用するためには、客室要件を満たすことができなかったという事例がある。 【効果・必要性】 農林漁業者に限らず、多様な主体が国民家等を活用して、都市住民等に対し、農山漁村に滞在し、農林漁業者の体験その他農林漁業に対する理解を深める余暇活動の機会を提供することにより、都市農村交流等を通じた地域活性化を図ることが可能となる。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/seisobusy/h27/seisobusy_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (19)介護保険法(平9法123) (v)定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護報酬(指定地域差着型サービスに要する費用の額定に関する基準(平18厚生労働省告示126))については、関係する審議会の意見を聴いた上で、平成30年度に予定される改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (v)就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型、B型)における施設外就労については、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行うこととされている日数要件の緩和について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iii)就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型及びB型)における施設外就労については、施設外型・労先において訓練目標に対する達成度の評価を行うことを可能とする。 【措置済み(平成30年4月10日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)】</p>		<p>【厚生労働省】 就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項についての一 部改正について(平成30年4月10日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害 福祉課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_262</p>	
<p>【厚生労働省】 (23)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii)医療受給者証の交付(7条4項)については、制度の簡便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講ずる。 ・住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減 ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止 ・支給認定の有効期間の延長</p>			<p>【厚生労働省】「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について (最終的な対応方針)(平成28年12月27日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_267</p>	
<p>【厚生労働省】 (15)老人福祉法(昭38法133) 経費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る利用者からの徴収額については、財源が都道府県等に移譲されてから10年以上が経過したことも踏まえ、その在り方について検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【厚生労働省】 (7)旅館業法(昭23法138) (iii)農林漁業者以外の者が自宅の一部を活用して農林漁業体験民泊業を営む場合については、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき検討し、省令を改正し、簡易宿所の客室面積33㎡以上の条件を平成27年度中に適用除外とする。あわせて、空き家を活用して農林漁業体験民泊業を営む場合の客室面積の条件についても、当該計画に基づき検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【厚生労働省】旅館業法施行令の一部を改正する政令の施行等について(平成28年3月30日付け厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知) 【厚生労働省】旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成28年3月31日付け厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_269</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27		07_産業振興	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、(1)のみ、和歌山県、関西広域連合	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	小規模支援法第5、6条並びに小規模事業者支援法に基づき伴走型支援に関する補助金	小規模支援法(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)に基づき「経営発達支援計画」の認定、変更等に関する補助金(大田権限の都道府県への移譲)	小規模支援法(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)に基づき、(1)商工会・商工会議所が作成する「経営発達支援計画」に関する認定・公表、変更、取り消しの権限を都道府県に移譲すること。(2)改定小規模事業者支援法に基づき伴走型支援に係る事務権限(補助要項の認定、公募、審査・採択、補助金交付等)を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】「小規模事業者支援法」は、自立一体改革の中で国の地方への関与が見直され、都道府県が関係機関等との連携・協力の下に地域の特性や実情に応じた支援策を展開しているところであるが、平成26年度に施行された改正小規模支援法では、「経営発達支援計画」の認定等の事務は国の役割とされ、審査の過程で都道府県への参考意見の照会もあるもの、都道府県が直接関与し出向い・仕組みとなっている。こうした仕組みの導入を契機に、今後、国の関与の強化や都道府県を介さない補助金の拡大なども懸念される。【支障事例等】経営発達支援計画の認定審査は、国が審査会を開催し外部有識者による評価が行われているが、書面審査にあたる外部有識者や民間のコンサルタント等は各地域の実情を熟知しているとは必ずしも言えない、第1回認定審査が当初は平成27年3月末の予定で進められていたが、大幅にずれ込み、平成27年6月末においても認定時期が明確に示されていない。また商工会・商工会議所が「経営発達支援計画」の策定に当たって実施するマーケティング調査等を支援する、小規模事業者推進対策推進事業における「改正小規模支援法に基づき伴走型支援に関する補助金」については、必ずその詳細が示されていない状況である。【効果・必要性】各都道府県が地域の実情を踏まえて認定等の事務を行うことにより、全国一律の基準により計画の認可が左右されることなく、より地域の特性や実情を反映した支援計画の策定が可能となる。各都道府県が商工会等に交付するスキームとすることで、地域特性や小規模事業者の実情に応じた補助事業の要件設定が可能となり、より効果的に小規模事業者が支援できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokku.html
H27	271	07_産業振興	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、関西広域連合	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	地域商店街活性化法第4～7(1)～13条	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限を国から県へ移譲すること。	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限を国から県へ移譲すること。(1)商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の認定・変更、取り消し(2)商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の実施状況報告の取扱い(3)地域商業自立促進事業費補助金の交付事務の移譲	【提案の経緯・事情変更】商店街の支援については、住民に身近な地方自治体が、地域の実情に応じて実施しているが、地域商業活性化法による商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画については、都道府県や市町村の意見を聴き、配慮することとなっているものの、認定等は経済産業省が行うこととしている。また、国が進める地方創生においては、地方への移住等を促進するため大都市の経済・生活圏の形成が進められており、地方では国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用した商店街買い物ポイント事業など、地域消費の喚起を図っているところである。都道府県においては、商店街の振興に関する類似の施策を実施しており、支援対象となる事業者も差違が無い中で、支援窓口が国と都道府県とで2に分かれているため、総合的な商店街の活性化施策の実施に支障を来している。昨年11月に中央企業庁に対し「平成24年度商店街実態調査報告書」の本票データのデータ提供を依頼したところ、「実態調査のみに使用する」との条件で商店街から了解を得ているため、提供できない」との回答で、結局、専ら同様の作業を行なひなかつた。このように国と地方公共団体間十分な情報共有・連携ができていない。【効果・必要性】県施策との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化施策の実施が可能となる。	—
H27	272	07_産業振興	都道府県	兵庫県、京都府、和歌山県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	中心市街地活性化法第48条第3項、第4項、第9条第4項第2項	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の国から県への移譲	特定民間中心市街地活性化事業計画の認定から補助金交付までの権限を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】地方創生は、平成25年度12月経済補正対策の地域住民生活等緊急支援交付金を活用した商店街買い物ポイント事業の実施により、地域消費の喚起を図っているところであり、今後も地方創生の観点から、商店街の活性化施策に取り組むとしている。特定民間中心市街地活性化事業は、国が認定した中心市街地活性化法に基づく基本計画に記載されたものに限られており、事業内容は中心市街地再興戦略事業費補助金の採択と地方公共団体の支援措置に限定している。特定民間中心市街地活性化事業計画の認定にあたっては、昨年の提案募集で「特定民間中心市街地活性化事業の確証を、周辺地域への先進的モデルとなり得る事業について全国的視点でもて認定していることから、権限移譲することは適切ではない」との意見があったが、全国一律の視点ではなく、地域の実情や課題等に応じた視点からの認定が必要である。現在はその点で不十分である。そのため、事業実施については住民に身近な行政として地方の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきである。【効果・必要性】県施策との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化施策の実施が可能。	—
H27	273	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、徳島県	農林水産省	A 権限移譲	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付事務の権限移譲	耕作放棄地再生利用緊急対策に係る交付金を都道府県・市町村への交付金とし、事務手続の権限を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】国が進める地方創生では、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業としており、耕作放棄地の発生防止・解消などが求められている。都道府県と市町村は、H26年度から農地中間管理機構を活用した取組みを進めつつは、耕作放棄地の解消に力をつけている。【支障事例等】耕作放棄地再生利用緊急対策交付金については、都道府県協議会に交付金を交付し、都道府県協議会が地域協議会を誘出して申請される農業者等の事業計画を審査し承認することになっているが、各協議会において、構成員である農業委員会やA等の各団体に審査が必要であるなど事務手続が煩雑であるため、各協議会の負担が大きくなっている。また本県では耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(H21～)を活用して延べ59の取組主体が事業を実施しており、計画承認から実績報告までの手続を経ているが、そのたびにJA中央会常務機構部長の決裁が必要であり、文書の往復等のため、事務処理に時間を要している。また、年間各2回の監査、幹事会、総会においては農政環境部長、JA中央会会長、農業会議会長の決裁が必要であり、同様に事務処理に時間を要している。【効果・必要性】都道府県・市町村に直接交付することにより、地域の実情に精通する農地中間管理機構や農地中間管理機構との連携が可能となり、耕作放棄地の解消に向けた総合的な取組みが可能となる。また、営農など技術的指導については農業改良普及センターによる、地域の特性に応じた指導も可能となることにより、総合的に事業効果を高めることができ、地方の耕作放棄地を有効活用し、地方創生の推進につながる可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokku.html
H27	274	02_農業・農地	都道府県	兵庫県	農林水産省	A 権限移譲	経営所得安定対策等実施要綱2の(1)の⑤及び⑦	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県等への移譲	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」を国から都道府県への交付金とし、事務権限を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】国の経営所得安定対策の開始決定により、全ての農地利用許可可能な都道府県に移譲された。また、都道府県の目標設置基準案及び国の目標面積に対して意見聴取や協議ができることとなった。国が進める地方創生では、農山村の所得を確保し、移住・定住を進める取組みを進めており、地方も多面的な施策を持つ中山間地域の活性化が求められている。【支障事例等】米の収入の直接交付金は、国が交付事務を行っているが、平地と中山間地等の条件不利地、大規模稲作農家などの専業と兼業農家、農地中間管理機構を活用している農業者が否かに関わらず助成単価が一律であり、需要に応じた生食用米生産や水田の維持管理に繋がっていない。本県では、生産調整直直後の米づくりのためにも、酒米の山田錦と一般のうるち(主食用米)品種に差を設けた、県のブランド米や有機栽培のものなど、品質・付加価値の高いものなどに誘導したいと考えているが、10以上の米作付面積があることや、生産量多数を守っていること等のみが要件化され、品質や銘柄、酒造好適米、特別栽培米であることなど、県や地域段階で推進すべき米生産への助成に対応できない。米の生産数量目標の配分の業務は、都道府県が市町村に対し実施していることから、「米の直接支払交付金」交付事務についても国から都道府県へ交付金化し、移譲すべきである。【効果・必要性】各地域の特性にあわせた交付金の活用が図られ、需要に応じた生食用米生産とともに水田の維持管理につながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokku.html
H27	275	02_農業・農地	都道府県	兵庫県	農林水産省	A 権限移譲	経営所得安定対策等実施要綱6の(1)及び8	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県等への移譲	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」を都道府県への交付金とし、対象作物及び交付単価を決定し、農業者に交付する事務を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】国の経営所得安定対策では、全ての農地利用許可可能な都道府県に移譲された。また、都道府県の目標設置基準案及び国の目標面積に対しても意見聴取や協議ができることとなった。国が進める地方創生では、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業としており、地方は、担い手育成や農業の生産性の向上が求められている。【支障事例等】本県の水田への作付面積は、野菜が大豆、飼料作物より大きく、水田活用を進めるための最も重要な作物となっているが、近年野菜の作付面積は減少している。そのため本県では、県や地域段階の産地交付金も活用し、野菜の作付を推進しているものの、戦略作物には野菜が入っておりず、取り組むことができない。例えば、兵庫県の淡路地域はレタスマタネの産地だが、比較的冷涼な気候に適する大豆は適作とは言えない。妻に比べても、播種地域では、比較的良質な生産物が収穫できているが、但馬地域では、産潤地が多いため、適地に限られており、水田の裏作に妻を組み合わせた交付金を受け取ることが難しいのが現状であり、戦略作物助成が受けられない産地の特産物の作付に励む生産者がアンバランスが生じている。【効果・必要性】都道府県への交付金の実現されれば、地域の実情に合わせた水田転載作物への誘導を図ることができる。また、本年度より、本県独自の取組としてスタートした「農業施設貸与事業」と野菜作付拡大の交付金を組み合わせることにより、新たな水田の担い手の確保にも寄与すると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokku.html
H27	276	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県、京都市	農林水産省	A 権限移譲	六次産業化法第5条第1項、第5項	六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定権限を都道府県等への移譲	六次産業化法に基づく「総合化事業計画」の認定権限を、国から県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】国の地方創生のなかで、六次産業化は所得雇用の確保の点で期待されており、本県でも、昨年度から様々な分野の事業者と連携して新商品開発等に取り組む「農・イノベーション」ひょうごを進めている。【支障事例等】六次産業化法に基づく「総合化事業計画」は、農林水産省(各地方農政局地域センター)が認定しており、都道府県の間でできず、必ずしも地域の実情にあてはまらない計画の認定がなされているため、計画が円滑に実行されていない事例が散見される。例1)A産農産物組合 全国的なそばの販売価格の下落により、地域の生産量が大幅に減少した結果、そば、そば(麵)の加工が困難になるとともに、直売による販売も低迷したため、計画の取消が行われた。例2)B生産組合 当初計画していた米粉用菓子について、他と差別化した商品開発ができず、生産・販売コストを考慮すると採算が見込めないことから計画の取消が行われた。こうした例からも、地域の実情に精通し、原料供給体制・販売体制の実効性等について総合的に判断できる都道府県に権限を移譲すべきである。なお、生産・消費が複数県にわたることが想定されるが、関西では関西広域連合が存在しており、府県をまたがる調整を行うことは可能である。【効果・必要性】県の実情、流通、販売状況など地域の実情に精通した県が審査するとともに、計画の実行・目標達成に向けた指導・助言を県と地域の六次産業化サポートセンターが連携して行うことで、計画の実効性をより高めることができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokku.html
H27	277	01_土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	大臣権限に係る保安林指定、解除の権限の都道府県知事への移譲	大臣権限に係る保安林指定、解除の権限を都道府県知事に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】大臣権限の保安林の指定及び解除については、都道府県知事が国から委託を受けており、指定、解除に必要な専門的知識を有している。大臣権限と知事権限でこれら手続きにあたるの基準に差異はない。提案募集に係る閣議決定においては、一部の都道府県内で完結する一級河川の全区域の都道府県に移譲された場合などは、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲することとなったが、そもそも河川管理者と同一である自然性や、例えば一部流域が一都道府県のみかあるいは一級河川においては、多くの河川が流れている都道府県が流域の保全を行うべきであると考えられる。【支障事例等】解除申請の標準処理期間は、本申請の前年相談で了承を得るのに2ヶ月、林野庁申請書を受領してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に連達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進捗から予定通知があるまで1年6ヶ月の事例も)を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースもある。また、林野庁本庁で事務を行っているため、現場の状況等の把握や確認を迅速に行うことができず、都道府県に写真などの資料提供を求められるほか、他の解除案件が集中すると、時間があつたつてしまうことが想定される。【効果・必要性】国土保全の根幹を揺るがすことなど都道府県知事が重要流域も含め一括して地域の実情に応じた事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokku.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【経済産業省】</p> <p>(3) 前工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51)</p> <p>(イ) 経営発達支援計画の認定(5条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、申請後の都道府県への意見照会を申請期間終了後速やかに行うとともに、都道府県が意見を作成する期間に配慮し、照会期間を十分確保する。</p> <p>(ロ) 経営発達支援計画の認定を受けた前工会又は商工会議所に対する補助については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、公募の予定や支援要件等の情報提供を行う。</p>					
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【環境省】 (3)水質汚濁防止法(昭45 法138) 都道府県知事の総量削減計画の策定に係る環境大臣への同意を要する協議(4条の3第3項)については、同意を要しない協議とする。</p>			<p>【環境省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について(平成28年5月30日付け環境省水・大気環境局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_281</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	287	09 土木・建築	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県、徳島県	国土交通省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第11条、第2条	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業等認められているが、対応事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加するとともに、事後承認とするより規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 国では、高齢者が健康で元気に暮らせる日本をRCRC構想14論が示されている。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、公営賃貸住宅団地のストック活用や増替時の福祉施設等の併設により、高齢者の地域定住への取組等の形成を推進するなど、新たな対応が求められている。 【支障事例等】 兵庫県内の公営住宅の高齢化率は全体で33.7%、特に災害復興公営住宅については49.0%となっているほか、高齢者単独世帯も25%となり、自治会機能や相互見守り機能が低下しているとの声がある。小規模多機能型居宅介護は、住み慣れた場所での生活が継続できる「通い」期間(泊り)を組み合わせることであり、本県の老人福祉計画においても、小規模多機能型居宅介護の利用人数は、H25年度35,691人からH29年度には59,856人となる見込みである。 兵庫県では、今年1月に、入居者の高齢化率が4%を超える災害復興公営住宅の敷地内に「小規模多機能型居宅介護事業所」をオープンさせたが、国からは、倍率が1倍以上の住戸は事前承認は容易でないとの見解だったことから、駐車場を廃止の上、福祉施設を建設した。事前併設(平成24年3月)から事業開始まで1年10ヶ月を要した。 【効果・必要性】 本人に人が自宅での介護を希望するなか、公営住宅法第1条に規定されている、「健康で文化的な生活を送む」ためには、小規模多機能型居宅介護のような生活支援サービスは不可欠である。 事後報告とすることで、「小規模多機能型居宅介護事業所」のような社会福祉施設が増えれば、空きストックの有効活用につながるほか、高齢者が安心して住み続けることが可能となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html
H27	288	02 農業・農地	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県、京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	生産緑地法第3条	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件等の緩和	自己都合により、現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合でも、生産緑地地区としての維持措置を受けられるように面積要件及び解除要件を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月16日都市農業基本法が成立されたことに伴い、都市農業の振興や多面的な機能の発揮が求められている。 【支障事例等】 本県では、平成26年度に、自己都合により現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなり、生産緑地が道連れ解除となったケースが9件(約2,000㎡)あった。ある例では、複数人で1団地の生産緑地の認定を受けていたが、そのうち1名が死亡し、農業の後継者がいないため、その農地を手放すこととなり、全体として緑地面積が500㎡を満たさなくなった。そのため、生産緑地の指定を解除され、残りの農地で奮闘している者に相続税の納税と新子期間の利子税が発生し、営農継続の意志があつたが、納税のため農地を売却した。 【効果・必要性】 意欲ある農業者が農業を継続できるだけでなく、都市における農地の減少が緩和されることから、住民は、雨水貯留などの防災効果やフードアライメント対策、環境学習体験の場としての活用など、農地の多面的な効用を享受することができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html
H27	289	09 土木・建築	都道府県	兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号	地域優良賃貸住宅の入居促進を図る制度要綱の改正	入居者の低い賃金を低額所得者向けに提供できるとして、公営住宅に準じて円滑な入居促進を図れるよう、地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号の規定を、地域優良賃貸住宅(公共供給型)の規定に「地域特別賃貸住宅(公共供給型)」の追加または追加等での明文化を求める。	【提案の経緯・事情変更】 本県では、ひょうご県民住宅(「地域特別賃貸住宅」と「特定公共賃貸住宅」の2種)の空き家対策を促進しているが、当該住宅の入居率が低い(6割弱)一方、合築の公営住宅の入居率は9割を超えている。 【支障事例等】 本県では、入居者の低い地域特別賃貸住宅を低額所得者向けに地域優良賃貸住宅に用途変更したいと考えている。しかし、地域特別賃貸住宅を用途変更のため廃止しようとして、地域優良賃貸住宅制度要綱第16号で規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の定義に、地域特別賃貸住宅が入っておらず、公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)への用途変更が可能かどうか明確でない。そのため、用途変更後の地域特別賃貸住宅が公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱に基づく大規模修繕等の対象とならない可能性があり、用途変更が進んでいない。そのため、地域優良賃貸住宅制度要綱の改正または追加等での明文化を希望する。また、地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号「地域優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅について用途変更のための廃止を行い、(以下略)」 【効果・必要性】 国の要綱改正により、入居者の低い特定公共賃貸住宅に加えて地域特別賃貸住宅についても、用途変更を速やかに進めて入居促進を図ることが可能となるほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にある公営賃貸住宅のストック活用もつがる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html
H27	290	03 医療・福祉	都道府県	兵庫県、和歌山県	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条第1項	空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅の整備促進に向けたサービスの常駐場所の要件緩和	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、サービス提供者の常駐場所については、歩行距離で500メートル以内の所に設置することとされているが、地域によっては空き家が点在する場所もあることから、車で約10分程度まで拡大すること。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月14日、空き家等の活用に対応するため、既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、状況把握及び相談支援サービスを提供する資格者の常駐する場所について、敷地又は隣接地に限り、歩行距離で概ね500メートル以内の近接地に常駐する場合も可能となるよう基準の見直しが行われた。 【支障事例等】 本県の山間部や津波地域等のように空き家が点在する地域においては、歩行距離で500メートル以内にサービス拠点を設置することが要件があるため、空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅整備の支障となっている。空き家が点在する都部においては、移住が車が中心であるため、徒歩での巡回に比べ、車で移動が現実的である。 【効果・必要性】 都部でのサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいないことから、歩行距離で500メートルと移動時間がおおよそ車で10分程度まで、資格者の常駐要件を拡大することにより、地域の実態に即した空き家の有効活用を促進し、整備を進めたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html
H27	291	01 土地利用(農地除外)	町	宍野町	国土交通省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第33条第1項第10号、都市計画法施行令第28条の9、都市計画法施行規則第3条の3、工場立地法第4条第1項第1号、工場立地に関する準則第2～4条	開発許可に係る技術基準の緩和(緑地帯その他の緩衝帯の配置)	都市計画法第33条第1項第10号に規定する緑地帯その他緩衝帯の設計基準については、良好な宅地水準を確保するため都市計画法第33条で技術基準が規定されている。この内、一定規模以上の工場用地の造成にあつた場合は、同条第1項第10号の規定により、開発区域の緩衝帯の配置については、工場立地法第4条第1項の規定に基づき公定する工場立地に関する準則第4条に規定する環境施設の配置基準を満たす設計がなされている場合は適用を除外する。	【制度改正の経緯・必要性】 開発許可制度においては、良好な宅地水準を確保するため都市計画法第33条で技術基準が規定されている。この内、一定規模以上の工場用地の造成にあつた場合は、同条第1項第10号の規定により、開発区域の緩衝帯の配置については、工場立地法第4条第1項の規定に基づき公定する工場立地に関する準則第4条に規定する環境施設の配置基準を満たす設計がなされている場合は適用を除外する。 【効果・必要性】 現在、開発許可による造成を念頭に既設工場敷地の拡張が計画されている。当該予定区域の周辺に家賃がないことなどから、工場立地法に基づく限りでは多様な緑地緩衝帯の手法が想定されるが、都市計画法の規定に即した位置・幅員に基づく緑地帯等配置が必要が生じる。制度改正が実現すれば、開発区域の実態に即した弾力的な開発行為の誘導が可能となると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html
H27	292	07 産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業公募要領	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(「よろず支援拠点事業」)の移譲又は「国・県で協議した事業の実施」を定める	県が行っている中小企業支援事業の更なる強化を図るため、国が実施している中小企業支援事業(「よろず支援拠点事業」)の移譲又は「国・県で協議した事業の実施」を定める。	【具体的な支障事例】 県が中小企業支援センターに設置する「ワンストップ相談」の窓口と、国が設置する「よろず支援拠点」の窓口が分かれていることで、どちらにもどのような相談をすべきかが明確で相談者にとって分かりにくい状態となっている(別添参照)。 また、県が中小企業支援センターに設置している「マネージャー」と国がよろず支援拠点に配置している「コーディネーター」は、経済産業局の指導を受け、同様の業務を行っているにもかかわらず別々に任用しているため、支援業務が非効率となっている。双方の連携強化に支障が生じている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 権限移譲等により、都道府県の実施する事業と連携し、地域の実情を適切に反映することで、より効果を上げることが期待される。また、「マネージャー」と「コーディネーター」の兼務を可能とする、「よろず支援拠点」における相談業務のための「相談カルド」を支援機関の実情に合わせてカスタマイズ可能となること、相談案件の一体的管理を可能とするなど、運用を改善した上で、都道府県支援センターで長期的に取り組むことが出来るようにすれば、サービスの面でも、支援スキルの浸透の面でも、より実効性が高まることが出来る。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html
H27	293	07 産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	産業競争力強化法第127条、第128条	中小企業再生支援に関する事務の移譲等	県が、創業から再生まで、企業の成長段階に応じた一貫した支援を主体的に実施するため、国が行っている中小企業再生支援事業の譲渡又は県の間の相互の連携を定める。	【具体的な支障事例】 県及び県支援センターの実質的な連携を確保し、支援先に関する情報を共有し、県支援センターが主体性を発揮できる仕組みとした上で、支援手法によって協議会事業と支援センター事業で役割分担する(例えば、債権調整は協議会、経営改善は支援センターなど)こと、プロジェクトマネージャの選任のプロセスの県の実質的関与を強化することで、県支援センターの一貫した支援の範囲を拡大することが出来る。なお、金融検査上や税制上の取扱いを維持した上で、再生支援を一層推進していくため、国において金融検査マニュアルなどの整合が図られた適切なマニュアルを整備し、都道府県と共有するべきであると考えられる。 【効果・必要性】 県及び県支援センターの実質的な連携を確保し、支援先に関する情報を共有し、県支援センターが主体性を発揮できる仕組みとした上で、支援手法によって協議会事業と支援センター事業で役割分担する(例えば、債権調整は協議会、経営改善は支援センターなど)こと、プロジェクトマネージャの選任のプロセスの県の実質的関与を強化することで、県支援センターの一貫した支援の範囲を拡大することが出来る。なお、金融検査上や税制上の取扱いを維持した上で、再生支援を一層推進していくため、国において金融検査マニュアルなどの整合が図られた適切なマニュアルを整備し、都道府県と共有するべきであると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html
H27	294	06 環境・衛生	都道府県	神奈川県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	大規模取組法第17条第1項	動物生態調査用遠隔測定発信器に係る大規模取組法の規制緩和	野生動物対策を効果的に進めるために、一定量以下の発信器を使用する動物生態調査用遠隔測定発信器について、無許可譲受での購入を可能とする。又は、届出制とする等の取扱いとする。	【具体的な支障事例】 野生動物調査に用いられる首輪型の遠隔測定発信器は平成24年度の経済産業省での検討を経て、大規模取組法に定められた規制対象とされた。地方、神奈川県では、通常の有害鳥獣対策では対応が難しい高層高城でシカが高密度で定着し、シカの採食による林床植生の著しい衰退や、植生が消失した場所での土壌流出が深刻化していることから、森林が持つ水源涵養機能の喪失等、従来の森林管理を越える社会的リスクが浮上り高まっている。シカ等の入居出没等の問題に影響している可能性がある。こうした状況の下、広域で野生動物の行動を調査することが必要となっている(標榜省が所管する法律、ガイドライン等)や森林水産省の「野生鳥獣被害対策マニュアル」にも科学的アプローチから野生動物の調査及び管理の重要性が示されている。 しかし、大規模取組法において発信器の譲渡又は譲受に許可が必要となっているため、譲渡の許可申請を行い、許可を受けてから発信器を合法に使用可能となるまでに、概ね3ヶ月以上を要し、迅速な譲渡が困難であり、特にシカの人里への執着が多発するなど突発的な場合の対策等に支障をきたすおそれがある。 【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では基本性能の高さ、脱着回収の作動の確実性から、鹿返器に大規模取組法に定められた発信器を採用している。動物の出没状況に応じて臨機応変に対応し、一連の作業を円滑かつ迅速に実施するためには、発信器について無許可譲受で購入可能とする。又は、届出制とする必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/h27/teianbosyuu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【国土交通省】 (14)都市計画法(昭43法100) (iv)開発許可における緑地帯その他の緑帯等の設置を求める基準(施行令28条の2)については、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、工場地帯(昭34法24)に基づき緑地、実用施設の設置等により、本基準と同等の緑帯機能が確保され、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認める場合には、本基準を適用しないことも可能であることを明確化する方向で、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査の上、検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>4【経済産業省】 (11)中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業により整備されるよう支援拠点については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県及び都道府県が独自に行う支援事業の実施主体と国が行うよう支援拠点の定期的な意見交換の仕組みを平成28年度中に構築する。</p>					
<p>4【経済産業省】 (10)産業競争力強化法(平25法98) (i)中小企業再生支援協議会が行う中小企業再生支援業務(127条)については、都道府県の個別中小企業に係る経営改善支援との連携強化を図るため、地域の実情に応じて、都道府県及び都道府県が独自に行う支援事業の実施主体との間で、中小企業支援ネットワーク会議等も活用しつつ、互いの施策や案件、当該協議会から関係支援機関への申し送り状況等の情報共有をより一層促進するよう、当該協議会に平成27年度中に通知する。</p>			<p>【経済産業省】中小企業再生支援協議会における関係機関との連携促進について(平成28年3月31日付け中小企業庁事業環境部金融課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/h27/h27ta_suchi.html#h27_293</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野 管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(備考等)
H27	295	06.環境・衛生	都道府県	神奈川県	内閣府(警察庁)	B 地方に対する規制緩和	銃砲刀剣所持等取締法第5条の2第4項第1号	管理捕獲従事者に係るワイルド銃の所持許可の適用	派遣委託により県に配置され、管理捕獲を行うワイルドフレンジョーを銃砲刀剣所持取締法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による射撃の捕獲を必要とする者」に該当し、ワイルド銃を所持することができる。一方、県との派遣委託契約によるワイルドフレンジョーは、県の指揮命令下におかれて捕獲を実施していない理由により、「事業に対する被害を防止するためライフル銃による射撃の捕獲を必要とする者」に該当しない。 【支障事例】 神奈川県では、シカによる自然植生の衰退・消失や農林業被害が深刻化しているため、平成15年度から鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づくコソシカ管理計画を策定し、自然植生回復や農林業被害軽減を目指して管理捕獲としてシカの個体数調整を行っている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 高橋高城の山嶺部等においては、射撃が長く弾速が速いライフル銃が適する場合があるが、ワイルドフレンジョーは、事業を実施する県からの委託により派遣されて射撃の捕獲を行っている者であり、銃砲刀剣所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による射撃の捕獲を必要とする者」には該当しないと考えられ、銃砲の所持経験が10年未満の場合は、ライフル銃を所持することができないため、捕獲業務を行う上で大きな制約となっている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 高橋高城の山嶺部等で捕獲を実施する上で、銃砲所持経験が10年未満のワイルドフレンジョーであってもライフル銃を所持できるように運用を改善することが必要である。 ※【提案の経緯】、【具体的支障事例】については、別紙に追加記載あり。	【現在の制度】 現在の制度では、銃砲の所持経験が10年未満の場合であっても、県職員が自ら捕獲を行うのであれば、当該県職員は、銃砲刀剣所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による射撃の捕獲を必要とする者」に該当し、ワイルド銃を所持することができる。 一方、県との派遣委託契約によるワイルドフレンジョーは、県の指揮命令下におかれて捕獲を実施していない理由により、「事業に対する被害を防止するためライフル銃による射撃の捕獲を必要とする者」に該当しない。 【支障事例】 神奈川県では、シカによる自然植生の衰退・消失や農林業被害が深刻化しているため、平成15年度から鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づくコソシカ管理計画を策定し、自然植生回復や農林業被害軽減を目指して管理捕獲としてシカの個体数調整を行っている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 高橋高城の山嶺部等においては、射撃が長く弾速が速いライフル銃が適する場合があるが、ワイルドフレンジョーは、事業を実施する県からの委託により派遣されて射撃の捕獲を行っている者であり、銃砲刀剣所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による射撃の捕獲を必要とする者」には該当しないと考えられ、銃砲の所持経験が10年未満の場合は、ライフル銃を所持することができないため、捕獲業務を行う上で大きな制約となっている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 高橋高城の山嶺部等で捕獲を実施する上で、銃砲所持経験が10年未満のワイルドフレンジョーであってもライフル銃を所持できるように運用を改善することが必要である。 ※【提案の経緯】、【具体的支障事例】については、別紙に追加記載あり。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	296	05.教育・文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第2条第3項	特別支援学校における教職員以外の医療職等の配置の緩和	特別支援学校における幼児・児童・生徒の障害の重症化・多様化への対応や地域センターの機能強化、就労支援の充実のため、(1)教員定数を用いて、医療職や福祉職等、教員以外の職員を定数配置化したり、(2)特別支援学校における教職員以外の医療職等の配置を柔軟に行えるようにするため、標準化により「教職員」に看護師等の医療職を含めるなど配置の緩和を図る。	【具体的支障事例】 本県の特別支援学校においては、障害の重症度化に伴い、医療ケア等の対象者が増加している。また、インクルーシブ教育の推進に向け、地域の小中学校や高等学校に対し専門の見地から支援を行う地域のセンターの機能のニーズが絶えず高まっている。現在看護師や作業療法士、理学療法士等の専門職については自立活動教師の特別免許状を付与し、教職員定数の中で任用している。そのため、対応の充実に資することで、一般教職の定数を減らす状態になっている。多様なニーズへの対応から専門職(理学療法士や作業療法士など)との連携により児童生徒に対するアセスメント(支援ニーズの明確化)の要望も高まっている。実際に指導改善につながるケースが報告されており、地域の小中学校に対するセンター的機能の発達の促進にも力をおよぼしている中、専門職の任用についても教員定数で任用しているため、一般の教員定数を減じている状況である。 【地域の実情を踏まえた必要性】 特別支援学校では、障害の重症度化やインクルーシブ教育推進について、医療ケアや地域センター機能のより一層の充実を図る必要があり、看護師や理学療法士など医療職等の専門職員を教職員として定数配置している。また、特別支援学校に配置される看護師等に求められるのは、医療的ケアの業務が中心であることから、特別免許状を付与せずとも特別支援学校における教職員以外の医療職等の配置の緩和を図る必要がある。また、看護師については、医療ケア等を安全に実施するための十分な人員確保が必要であり、病児療養等での差別的な欠員が起こった場合は、児童生徒の教育保障のため柔軟な人員補充の対応が必要となる。特別免許状を付与する場合は任用まで12ヶ月の期間を必要とするが、配置が緩和され特別免許状を付与する必要がなければ、2週間程度臨時的使用が可能となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	297	05.教育・文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第2条第3項	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに係る学校職員としての位置づけ及び標準化による定数化	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを新たに学校職員として位置づけ、標準法において定数配置化する。	【具体的支障事例】 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、いじめ、暴力行為、不登校などの児童・生徒の問題行動等の未然防止やの早期発見・早期対応、教育現場において重要な役割を担っているにもかかわらず、現在は、国庫補助金によって一部財政措置を受けているのみで、地方での事業は、国の交付決定額によって影響を受けている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの教育現場における重要性に鑑み、現在のような補助事業ではなく、新たに学校職員として位置づけ、標準法で配置の適正化と雇用の安定を図ることで、学校におけるケア・支援体制をより充実させる必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	298	05.教育・文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第2条第3項	教育支援センター(通称指導教室)に専任教員を新たに学校職員として位置づけ、標準法により定数配置化する	教育支援センター(通称指導教室)の専任教員を新たに学校職員として位置づけ、標準法により定数配置化する。	【具体的支障事例】 不登校児童・生徒が学校生活を再開するためには、専門的な知識・経験を持ち、児童・生徒の在籍校と連携を図りながら、相談や適宜指導を行う指導員を教育支援センター(通称指導教室)に配置する必要があるが、当該専任教員の給与については、国の財政措置はなく、地方への負担が大きいため、 【地域の実情を踏まえた必要性】 不登校児童・生徒への取組の充実が求められている中で、今後ますます専任教員の配置の必要性が高まると考えられることから、標準法に位置づけ、配置の適正化を図り、児童・生徒へのよりきめ細かい対応を行うに必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	299	12.その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	—	地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)の制定	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)の制定を求める。	【具体的支障事例】 国では、平成12年3月に、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、「官民人事交流法」といふ。)が施行され、国と民間企業の双方の人事交流システムが整備されている。この人事交流は、民間企業が一定の期間を定めて国家公務員としての従業員として採用する「交流派遣」と、国が期間を定めて民間企業の従業員を常勤の国家公務員として採用する「交流採用」から成っており、交流する者は、期間中、それぞれ交流先で採用され、期間満了後は交流派遣の業務に復帰する仕組みとなっている。こうした透明性、公開性が確保された公正な手続きのもと、公務の公正な運営を確保しつつ、国の機関と民間企業との人事交流を通じて、相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材育成を図ることが可能な制度となっている。一方、地方公共団体については、官民人事交流法のような制度がなく、地方公務員法の範囲内での任用とせざるを得ず、そのため、企業との雇用関係を維持したまま自治体に任用することが不可能となっており、民間企業の従業員を、身分の安定や守秘義務を担保した上で権限を行使する業務に従事させることができない。また、地方公務員の身分を有したまま民間企業に雇用されることのない。 【地域の実情を踏まえた必要性】 こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、地方公共団体においても、地方公務員法に不らずに任用できるような抜本的な見直しを行い、官民人事交流法と同様の制度を創設することが必要である。	—
H27	300	03.医療・福祉	指定都市	千葉市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第63条及び第78条	被保護者の遺及年金受給に係る自治体の代理受領	生活保護受給者が公的年金の遺及分を受給した際、その受給分を自治体が代理人に代わって受領できよう、生活保護法を改正することを求める。	【制度改正の必要性】 年金/生活保護受給者が、実施機関の指示により年金の裁定請求を行い、本来受給の年金を遺及して受給する場合、生活保護法第63条に基づき、受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、実施機関へ返還しなければならない。 しかし、遺及年金の受給の有無は本人の申告に基づくものであり、実施機関がその事実を把握することは難しい状況にある。一定期間経過後に受給の実事が判明し、被保護者に同法第63条に基づく費用返還を請求されて、既に費用している場合が少ない。また、その費用が滞りなくとされたとみなされるならば、不正受給案件となる。さらに、平成29年度に年金受給資格期間の短縮がなされたことから、遺及年金を受給する被保護者が増加することが見込まれる。同法第63条に基づく費用返還請求を的確に実施できる体制を整えるには、生活保護の適正実施にも資する内容であるとともに、自治体職員の事務負担軽減にも資するものである。 【支障事例】 本市では、平成26年度、生活保護受給者による遺及年金の受給ケースが、315,075,733円(296件)であった。受給の理由は、①自手続、②年金事務所の不適正処理、③障害年金の受給(初診日)等に及ぼされるが、これら14年調査委員の活用やケースワーカーの指導等により発覚する割合が大抵であり、制度として遺及年金の受給が情報提供されていない。そのため、発覚していない遺及年金の受給も十分に考えられる。 【制度改正の必要性】 資料を有しながらも破産が予測されるような状態にある者が保護申請があったとしても、直ちに保護を実施すべき急迫した事由がある場合には、必要な保護を行うことが、現行制度上、実施機関に求められる。このように状況で保護を受けた場合、保護の補正性が適用されない。すると、受給者間での不公平等・不合理的状況が生じることとなり、生活保護法の適正な運用が阻害されることが懸念される。 【支障事例】 本市においては、生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用償還を受けたことが、破産法に規定する債権者平等の原則を害するもの(偏頗行為)であると指摘され、東京高裁において本市の敗訴が確定し、全額を破産管財人へ返還する事案があった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	301	03.医療・福祉	指定都市	千葉市	法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	破産法第163条第3項及び第253条、生活保護法第63条及び第78条	生活保護法に基づく費用返還請求権及び費用徴収権の破産法における非免責債権化等	生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法第78条に基づく費用徴収権を、破産法第253条において非免責債権として明記するか、若しくは破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外として明記するなどの改正を求める。	【制度改正の必要性】 企業立地促進法に基づく基本計画について、指定都市の市内のみを対象とする基本計画については、これまで都道府県と連携で行っていた協議申請を、指定都市単独で申請ができるようにすることを求める。あわせて、事業者が各種支援措置を受けるために必要な企業立地計画及び「事業高度化計画」の承認権を、都道府県から指定都市に移換することを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	302	07.産業振興	指定都市	千葉市	経済産業省	A 権限移換	企業立地促進法による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条、第14条及び第16条	企業立地促進法に基づく基本計画の協議申請及び企業立地計画・事業高度化計画の承認に係る権限の移換	企業立地促進法に基づく基本計画の作成にあたり、指定都市の市内のみを対象とする基本計画については、これまで都道府県と連携で行っていた協議申請を、指定都市単独で申請ができるようにすることを求める。あわせて、事業者が各種支援措置を受けるために必要な企業立地計画及び「事業高度化計画」の承認権を、都道府県から指定都市に移換することを求める。	【制度改正の必要性】 企業立地促進法に基づく基本計画について、指定都市の市内のみを対象とする基本計画においては、指定都市のみが事務局となり、基本計画を作成しているケースが見受けられる。計画の策定にあたり、シニア整備や農機転用等の企業立地計画に関する手続も、都道府県が実施する事業も検討する必要があるため、都道府県を委員とした地域産業活性化協議会における協議を経て作成している。協議会の事務局は都道府県が担っていることで、計画策定について都道府県と連携し、協議会も確保されている。また、事業者が同じく各種支援措置を受けるために必要な「企業立地計画」または「事業高度化計画」を都道府県知事に提出し、その承認を受ける必要がある。しかし、承認事務については都道府県単独で行われており、市町村に情報提供がなされないため、県市の情報共有について問題がある。 昨年度末で基本計画の期限が終了するため、新規計画の策定に向けて県と協議を行ったが、原案の作成から国への協議提出まで約90日を要した中で、うち相当の時間を県との事前調整(計画内容の説明、県担当部署への意見照会)に費やしている。 また、「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認過程において、基本計画を策定した指定都市側との協議の場が制度化されていない。市内における企業支援施策を推進するため、これらの計画の承認を基本計画を策定した指定都市に権限移換し、企業の事業計画等の情報一元化を図る必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【警察庁】</p> <p>(1) 威力刀剣類所持等取締法(昭33法6)</p> <p>ライフル銃の所持許可(5条の2第4項)については、地方公共団体が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)18条の2に基づく都道府県知事の認定を受けて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、その捕獲従事者にライフル銃を所持させた上で捕獲等に従事させる必要があると認めるときは、当該捕獲従事者が労働者派遣契約に基づく派遣労働者である場合でも、「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」(5条の2第4項1号)に該当し、許可の発給となり得ることを都道府県警察に平成27年度中に通知する。</p> <p>【措置済み(平成27年10月20日付け警察庁生活安全局保安課通知)】</p>			<p>【警察庁】認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者について(平成27年10月20日付け警察庁生活安全局保安課理事官事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teimbosyu/h27/h27ha_tsuchi.html#h27_295</p>	
<p>【厚生労働省】</p> <p>(10) 生活保護法(昭25法144)</p> <p>(v) 被保護者が遺失して年金を受給した場合における当該被保護者が受けた保護金品に相当する金額の返還(63条)については、保護の実施機関が速やかに当該年金の受給情報を把握し当該被保護者に請求することができるよう、保護の実施機関による日本年金機構等に対する年金関連情報の照会事務の円滑化の方策について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【厚生労働省】</p> <p>(10) 生活保護法(昭25法144)</p> <p>(a) 費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき同法施行後5年を目途に行われる生活保護制度の見直し検討に併せて、破産法における取扱い等管理の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(b) 費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権については、破産者に対する免責許可の決定の効力が及ばないこと(破産法253条1項1号)及び当該債権に係る債務の弁済が偏頗(偏)行為の否認の例外として扱われること(破産法163条3項)を、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>	<p><平30></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>(16) 生活保護法(昭25法144)</p> <p>(1) 費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、国税徴収の例により徴収することのできる請求権には破産者に対する免責許可の決定の効力が及ばないこと(破産法(平16法75)253条1項1号)及び当該請求権に係る債務の弁済が偏頗行為の否認の例外として扱われること(同法163条3項)に鑑み、国税徴収の例により徴収することを可能とする。</p> <p>【措置済み(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号))】</p>		<p>【厚生労働省】「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の一部改正について(通知)(平成28年3月31日付け社援保発0331第3号)</p> <p>【厚生労働省】生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の公布について(通知)(平成30年6月8日付け子発0608第1号、社援発0608第1号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teimbosyu/h27/h27ha_tsuchi.html#27_301</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)	
H27	04.雇用・労働	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		職業安定法第33条 無料職業紹介事業許可基準	都道府県が届出している職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外でも職業紹介を可能とすること	都道府県が合同企業面接を開催する場合(民間職業紹介事業者に委託して実施する場合を含む)は、都道府県が届出している職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外でも職業紹介を可能とすることを求める。	【提案内容】 中世が安心して結婚・出産・子育てするためには、安定した職につき働き続けることを支援していくことが重要である。さらに、今年度より学生の就職活動期間が短くなることから、短期間で効率的・効果的に若年労働者を中小企業とマッチングさせていくことが不可欠である。 このため、都道府県が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、都道府県が合同企業面接を開催する場合(民間職業紹介事業者に委託して実施する場合を含む)は、都道府県が届出している職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外でも職業紹介を可能とする。 なお、国とその地方自治体とが早期に行い、都道府県が合同企業面接を開催場合には、事業所に関する要件等を適用しないこととするなど、ハローワークと同様の基準で職業紹介ができるようとする。 【既存制度の概要】 ○職業安定法 ○無料職業紹介事業許可基準 事業所に関する要件 無料職業紹介を行う事業所は、その位置、面積、構造、設備からみて職業紹介事業を行うに適切であること ※なお、有料職業紹介を行う事業所も同様の要件である。 【支援事例】 大阪府の届出による職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外で合同企業面接を実施する場合には、ハローワークとの合同開催が必要となることから、事前調整に時間を要する。そのため、求職者や企業のニーズがあっても数多く開催することができないという支障があり、早期に就職したい若者や人材確保に悩む企業にとっても不利益が生じる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyu/h27/ceianbosyu_kokka.html
H27	02.農業・農地	都道府県	大阪府、和歌山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和		農山漁村地域整備交付金実施要綱、要領別紙4-1第4条の(4)及び都市農業振興基本法第4条等	農山漁村地域整備交付金の採択要件の緩和	【制度改正の背景】 大阪府では、大阪府都市農業・農空間条例(H20.4施行)に基づき、都市農業の推進、農空間の公益的機能確保のため、保全すべき農地として農空間保全地域を指定(農振農用地、調整区域内集団農地、生産緑地)である農地は同交付金の対象とならない。したがって、市街地調整区域や市街化区域内の農地についても同交付金の対象となるよう、採択要件の緩和を求めるものである。 【支援事例】 大阪府では、昭和40年以降、河川改修により改築された農用井戸(ごみ)の老朽化が著しく、大規模更新が迫られている。※河川改修に伴い更新されたごみ置場(約100箇所)のみならず、大阪府内の農地は前述のとおり、多くの地域で同交付金の採択要件を満たさないことから、ごみ置場の更新についても同交付金の対象外となり、都市農業を支える基幹施設の更新ができていない状況。ごみ置場は全国的にも施工例があり、このままでは、都市農業はもとより、都市近郊において多面的機能を発揮する農地の保全が懸念。なお、ごみ置場の損傷箇所が水が流入し、袋体の排気ができず倒伏できなかった事例もあり、施設の安全性はもとより、治水上のリスクが懸念され、地域の安全性にも影響を及ぼす可能性もある。 【制度改正の必要性】 都市農業の振興、多面的機能を有する都市近郊農地を保全していくためには、提案の制度緩和が必要と考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyu/h27/ceianbosyu_kokka_yosan.html	
H27	09.土木・建築	都道府県	大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和		地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号及び同第3号に定める資格に関する規定の削除を求める。	地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号における賃貸住宅の賃借人の資格に学校法人を追加すること及び同第3号に定める資格に関する規定の削除を求める。	【提案内容】 地方住宅供給公社における団地コミュニティの形成や活力の向上、学校法人等における教育の質の充実のためには、学生に公社団地に住んでもらい、学生が地域貢献活動をするなど、公社と学校法人等が連携し公社団地を活用することが望まれるが、地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号においては、賃借人の資格を限定的に定めており、学生を入居せよとする学校法人等に賃貸することができない。 公営住宅やR(都市再生機構)住宅については法令上保証人を求めない。 このため、同条第1号における賃借人の資格に学校法人等を加え、学校法人等が契約名義人として公社との間に賃貸借契約を締結することを可能とするともに、同条第3号の規定を削除するよう提案する。 【支援事例】 地方住宅供給公社では、公社賃貸住宅を留学生への居居用として活用したい学校法人と協定書を締結の上、学生と賃貸借契約を締結しているが、次のような点が支障となっている。 ○学生の入居権利維持、住戸は同じでも、個々の学生との契約は一旦終了する。契約終了に伴う原状回復等について、間に入った学校法人も調整が必要である。 ○協定に基づき、契約等に係る諸手続を学校法人が行うが、契約そのものは個々の学生と締結するため、間に入った学校法人と公社の双方にとって事務が煩雑である。 ○(借主が突然欠席する留学生がおり、)契約者不在になった住居の退去事務等が滞りがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyu/h27/ceianbosyu_kokka.html	
H27	03.医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	A 権限移譲		診療所の病床設置等に係る許可権限の都道府県から指定都市への移譲	現在、都道府県のみのが行うこととされている。診療所の病床設置等に係る許可権限の都道府県から指定都市への移譲を行うこととする。	【制度改正の必要性】 平成24年4月1日より、病院の開設許可権限が都道府県から指定都市に移譲されたが、診療所の病床設置等については、医療法第7条第3項に「診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種類その他の厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、都道府県知事の許可を受けなければならない」と規定されており、都道府県が、都道府県に許可権限が現れている。 また、診療所の開設、使用許可等の事務・権限については平成9年に保健所設置市に移譲済みであることから、診療所の病床設置等に係る事務・権限も一体的に移譲されることが望ましい。 【支援事例】 診療所の開設等申請者にとって、開設や病床の設置許可等、手続の段階ごとに許可権が異なり、分りづらいため、診療所の開設者が行う同様の手続は、全て開設地である指定都市が許可権となっている。 【検討の経緯】 平成12年地方分権一括法による改正にて、法定外普通税の許可制を廃止し、同意を要する事前協議制へ移行。あわせて法定外目的税制を創設。平成16年、税率の引き下げ、課税期間の短縮、法定外税の廃止につき、総務大臣への協議・同意が必要とならなかった。 【具体的な支援事例】 当市で現在設定している法定外普通税及び法定外目的税は各1件(課税期間:5年)であるが、税率・延長期間の変更を伴わない単純延長の場合においては、納税者の負担を大きくならないものではないにもかかわらず、新設や税率の引き上げの場合と同様、大臣協議の標準処理期間として3ヶ月程度が必要であり、事務処理が煩雑である。 【制度改正の必要性】 地方公共団体は法定外普通税や法定外目的税を変更しようとする場合、税率の引き下げや課税期間の短縮等、納税者の負担を軽減させる際には、総務大臣との事前協議・同意は不要であるが、「税率・延長期間の変更を伴わない単純延長」についても、納税者の負担を大きくならないことから、総務大臣との事前協議・同意を廃止することで、更なる地方分権を進めることができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyu/h27/ceianbosyu_kokka.html	
H27	12.その他	都道府県	宮城県、広島県	総務省	B 地方に対する規制緩和		地方税法第259条、第731条	法定外普通税及び法定外目的税の変更に関する規定の廃止	地方公共団体は法定外普通税や法定外目的税を新設・変更しようとする時は、税率の引き下げや課税期間の短縮等を行う場合を除き、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされているが、更なる規制緩和として、「税率・延長期間の変更を伴わない単純延長」の場合の総務大臣への協議・同意の廃止を求めるもの。 【制度改正の必要性】 地方公共団体は法定外普通税や法定外目的税を変更しようとする場合、税率の引き下げや課税期間の短縮等、納税者の負担を軽減させる際には、総務大臣との事前協議・同意は不要であるが、「税率・延長期間の変更を伴わない単純延長」についても、納税者の負担を大きくならないことから、総務大臣との事前協議・同意を廃止することで、更なる地方分権を進めることができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyu/h27/ceianbosyu_kokka.html	
H27	03.医療・福祉	都道府県	宮城県、岩手県、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項	難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項の廃止	【支援事例】 指定難病患者が特定医療費の支給を受けるために必要な医療費給付証を都道府県が発行する場合、患者の申請に基づいた受診医療機関等の名称等の記載が必要となっており、受診医療機関変更の際も、届け出が必要となっている。 指定難病患者が受診する医療機関は、すべて医療機関からの申請に基づき審査の上で指定していることから、「都道府県が指定した医療機関」すべてで特定医療費を受療できるように規制緩和を求めるもの。 【制度改正の必要性】 難病患者は容態の急変等により受診医療機関を急に変更することや症状により届け出のための移動に困難を生じることが多いため、患者の手続きを簡略化することはサービスの向上に繋がるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyu/h27/ceianbosyu_kokka.html	
H27	05.教育・文化	都道府県	宮城県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和		学校保健安全法第23条 労働基準法第24条	学校医等について、個人に限らず医療機関等への委託等を可能とする規制緩和	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、個人への依頼に限らず、医療機関等に学校医等の派遣についての委託等ができるよう学校保健安全法第23条の改正を求めている。 【支援事例】 宮城県では、基本的には医師会を通じて開業医に学校医等をお願いしているが、医師会から総合病院等の医師の紹介があった場合には医療機関との調整のうえ勤務医個人への委嘱をお願いしている。しかし、病院については、院内内の規則等により病院管理者からの委任契約を求められる場合があり、法律等の説明を行ったが、個人への委嘱に同意が得られず、学校医等の委嘱に支障が生じている。なお、病院への委任は検討されたが、学校医等は地方公共団体の特別職として扱われているため、労働基準法第24条の賃金の直接支払いの原則により、個人への委任に限定されている。 【制度改正の必要性】 総合病院等の勤務医へ学校医等の任命を行うことにより、地域性による学校医等の任命に係る事務負担が減少するとともに、切れ目のない学校医等の勤務による学校の安全・安心を実現することができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyu/h27/ceianbosyu_kokka.html	
H27	09.土木・建築	町	熊取町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和		社会資本整備総合交付金交付要綱	社会資本整備総合交付金交付要綱	【支援事例】 社会資本整備総合交付金交付要綱第6号2号に規定されている効果促進事業の事業費要件(全体事業費の20%を目途とする。)により、当該交付金の特長である「基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高めること」により、地方の創生・工夫を活かして実施することが困難である。 なお、本町においては、17ヵ所の行政区域面積1,396箇所もの公園を有しており、現在の効果促進事業の事業費要件が緩和されれば、効果促進事業を活用し、計画的に進めている公園施設長寿命化の取組を、より充実させることが可能となる。 【現況】 社会資本整備総合交付金上のメニューについては、「防災・安全交付金事業」の「都市公園等事業」である。「防災・安全交付金事業」の「都市公園等事業」における基幹事業の具体的な内容については、「都市公園事業(永永ゆめの森公園)」、「熊取町公園施設長寿命化計画策定」、「熊取町都市公園安全・安心対策緊急支援事業」及び「永永ゆめの森公園整備事業」である。また、効果促進事業の具体的な内容については、「奥山山地区公園整備事業」、「街区公園整備事業」、「熊取町公園施設長寿命化対策支援事業」及び「永永ゆめの森公園整備事業」である。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyu/h27/ceianbosyu_kokka_yosan.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【厚生労働省】 (3)職業安定法(昭22法141)、雇用対策法(昭41法132)及び雇用保険法(昭49法116)(抜粋) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する指導監督等については、以下のとおりとする。具体的な措置については、労働政策審議会における審議の結果を踏まえ、必要な措置を可能なものから順次講ずる。制度設計に当たっては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分に反映させる。</p> <p>(イ)「地方版ハローワーク」(地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介)の創設について 地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直しを行う。 ・地方公共団体が民間とは別途に専ら公的な立場で無料職業紹介を実施できることとし、国への届出(職業安定法33条の4第1項)を廃止する。あわせて、民間の無料職業紹介事業者と同列に課されている事業の停止命令(職業安定法32条の9第2項)、職業紹介責任者の選任(職業安定法32条の14)、帳簿の備付け(職業安定法32条の15)等の規制及び国による監督を廃止する。名称については、利用者の利便性に留意しつつ、地方公共団体の自主性を尊重する。</p> <p>(ロ)国による支援の拡充等について 地方公共団体が行う雇用対策事業(雇用の拡大、人材の育成、地方公共団体が行う無料職業紹介、一体的サービス等)に対し必要な支援を行うほか以下の措置を講ずることにより、国の支援の拡充等を図る。 ・民間事業者が地方公共団体から委託を受けて行う職業紹介事業に係る規制については、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、雇用紹介事業者の在り方に関する検討会において、在り方について平成28年度までに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【国土交通省】 (13)地方住宅供給公社法(昭40法124) (イ)地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の資格(施行規則13条1号)については、省令を改正し、平成27年度中に「学校法人」を追加する。 (ロ)地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人に係る保証人規定(施行規則13条3号)については、賃貸人が賃借人の保証人の有無にかかわらず賃貸できるよう、省令を改正し、平成28年中に廃止する。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (1)医療法(昭23法205) 以下に掲げる事務・権限については、政令を改正し、指定都市に平成29年度から移譲する。なお、診療所の病床設置等の許可については、指定都市の中長から開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めることとする。 ・診療所の病床設置等の許可(7条3項) ・住宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出(施行令3条の3)</p>					
<p>6【厚生労働省】 (23)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (イ)特定医療費の支給(5条1項)については、緊急その他やむを得ない場合には医療受給者証に名称が記載されている指定医療機関以外の指定医療機関での診療等も特定医療費の支給対象とすることができることとし、実施主体である地方公共団体の判断により、患者の個別の事情に応じた柔軟な対応が可能であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。 (ロ)医療受給者証の交付(7条4項)については、制度の稼働も踏まえつつ、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講ずる。 ・住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減 ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止 ・支給認定の有効期間の延長</p>			<p>【厚生労働省】医療受給者証に名称が記載されている指定医療機関以外の指定医療機関での診療等に係る特定医療費の支給について(平成28年2月4日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知) 【厚生労働省】特定医療費の支給認定について(平成26年12月3日付け厚生労働省健康局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/h27/h27tu_tsuchi.html#h27_308</p>	
<p>6【文部科学省】 (5)学校保健安全法(昭33法56) 学校医の委嘱(23条)については、地域に医師がいけないなど、個人への委嘱を通じて学校医を置くことが難しい場合は、学校医の代替として、医療機関への委託を通じて医師の派遣を受け、学校医と同様の職務を行わせることが可能であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>			<p>【文部科学省】学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の配置について(通知)(平成28年3月31日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/h27/h27tu_tsuchi.html#h27_309</p>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (9) 保健師助産師看護師法(昭23法203) 助産学実習中の分べん取扱件数については、九回を下回った場合に、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭26文部省・厚生省令1)別表2に規定する「十回程度」に満たないと判断されることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>					
<p>【経済産業省】 (10) 産業競争力強化法(平25法98) (ii) 創業・第二創業促進補助金については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できること、申請案件について交付後可能な限り速やかに都道府県に共有すること、及び公募に当たって都道府県の窓口において相談対応を可能とすることについて、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>					
<p>【厚生労働省】 (25) 認知症初期集中支援推進事業 認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件については、平成27年度から実施している要件緩和を踏まえたチームの設置状況を平成28年度中に調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。あわせて、離島・過疎地域等市町村内に要件を満たす医師がいない場合における同チームの設置に係る具体的な取組を、地方公共団体に平成28年中に周知する。</p>					
<p>【厚生労働省】 (19) 介護保険法(平9法123) (iv) 障害者支援施設等の介護保険適用除外施設へ入所していた者に係る住所地特例の適用については、障害者支援施設等に関する入退所者の状況等を含めた実態調査の結果や住所地特例の制度趣旨を踏まえて検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H27	319	05_教育・文化	都道府県	福井県	総務省、外務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	JETプログラム任用団体マニュアル募集案	JETプログラムの特に優れていると認められたALTIの任用期間の要件を厳格すること	(財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの特に優れていると認められたALTIの任用期間の要件を厳格すること	現在、ALTIの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアル上、特に優れている者でも最長5年と定められている。特に優れていると認められたALTIについては、自治体の判断で5年を超えて再任用できるよう、期定を延長し、実質終了後も任用の延長を望む声が出ているほか、ALTI自身からも、任用の継続を望む者が多く、昨年度、任期5年間を終了した本県ALTI5名のうち4名は継続を望んでいた。 【制度改正による効果】 ALTIは大学卒業後すぐに任務に就くため、授業の補助が確保までできるようになるまでに時間を要する。また、来日間もないALTIのほとんどが日本語のコミュニケーションに問題があり、小学校には必ずしも英語専科教員が配置されないことから、校内の業務に支障をきたしている。 即ち、JETプログラムのALTIを全国で大幅に増員する方針を示しているが、現在本県で雇用している来日間もない一部のALTIにおいても「指導力に問題があり、授業で十分活用できない」等の現場の声もあるため、ALTI増員による質の低下が懸念される。 【地域の実情を踏まえた必要性】 その現況から、実質終了後も任用の延長を望む声が出ているほか、ALTI自身からも、任用の継続を望む者が多く、昨年度、任期5年間を終了した本県ALTI5名のうち4名は継続を望んでいた。 【制度改正による効果】 任用を延長したALTIについては、長期滞在在中に学んだ日本の文化や習慣を授業などに活かして、本県の子どものための英語能力を考慮して、より適切な指導が期待できる。 また、英語専科教員の配置が十分ではない小学校での活用も期待できる。 任用期間を延長できるALTIは、指導技術のほか、人格も素晴らしいと認められる者に限られるため、人材固定化による弊害は極小と考えられる。 任用期間の延長が認められた場合も、必ずしも最長期間の任用する必要はないため、明らかに変態が認められる場合は、再任用を認めないことにより対応できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokku.html
H27	320	08_消防・安全	都道府県	福井県	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	原子力規制委員会「原子力災害対策指針」原子力規制庁「原子力災害対策・核物質防護課の解説書」安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって	安定ヨウ素剤事前配布に係る手続きの簡素化	・配布対象年齢到達時、転入時、3年ごとの更新時の配布手続きについて、前診内容に変更が無い等の場合は既参集への参加を省略し、また、市町村役場や薬局で配布できるようにすること ・転出時、死亡時等の古い安定ヨウ素剤の回収手続きについて、地方公共団体の回収義務をなくし、住民により廃棄できるようにすること	【提案内容】 原子力災害対策指針および指針を踏まえた解説書(以下、解説書等)では、安定ヨウ素剤の事前配布に際しての対応等が細かく定められており、これらは該当する道府県および市町村の事務とされており、解説書等と定められている方法を遵守する。対象者の通知や関係機関との調整、当日のストック確保や会場準備など、多くの労力と費用を要し、地方公共団体の負担となっている。 よって、地域の実情に合わせて、既に説明会に参加した者に対する更新業務や年齢到達時の追加配布等における説明会への参加省略、配布・回収業務の簡素化を認めるべきである。 【支援事例】 説明会開催費用として、会場の規模にもよるが、会場設置費等で1回当たり10～50万円のコストが発生する。(当県での26年度説明会開催数 44回) 説明会実施をなくし、配布時間短縮されるため、住民からは負担だとの声が上がっている。 説明会では、市町の保健師による問診を行うため、保健師の人数が少ない、市町村からは負担だとの声が上がっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokku.html
H27	321	09_土木・建築	都道府県	福井県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林・林業再生基盤づくり交付金実施要綱の運用について(第1号)	複数年度契約を行う大規模な木造公共施設等への支援	大規模な木造公共施設等の整備については、木材調達や工事に複数年を要することから、複数年度での契約の場合でも補助対象となるよう制度を見直すこと	大規模な公共施設の木造・木質化を行う場合は、木材調達と工事に時間を要するため、複数年度での契約が必要であるが、農林水産省(林野庁)の事業では単年度契約が補助要件となっており補助対象とならない。本県では、南越前小学校(木造平屋、H17棟校)の建物の築、建築の材料として利用される県産材の確保に約一年を要し、工事期間が複数年となった。 また、市町村では、本県の木材加工造材工場に、木材部品の木造化が単年度で工事終了しないことから申請した事例がある。 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金では一括審査として、複数年度の事業が認められているのにも、当該交付金についても複数年度事業を補助対象とすべき。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokku.html
H27	322	12_その他	都道府県	福井県	外務省	B 地方に対する規制緩和	旅券法施行規則第19条	旅券発給手数料の納付時期の変更	旅券発給手数料の納付方法を、旅券受領時から旅券申請時に変更かつ、支領に來ない場合でも旅券発給手数料を返還しない	【現在の制度】 現行制度では、旅券法施行規則により旅券発給手数料は旅券受領時に納付することと定められている。 【支援事例】 しかしながら旅券発給申請者の中には旅券を受け取りに來ない場合があり、県から申請者に対し受け取りに來るように働きかけると、事務負担が増加している。 【制度改正の必要性】 については、旅券発給申請者に対し旅券発給手数料を申請時に納付させることで、受け取りに來ない場合でも確実に旅券発給手数料を徴収し、事務負担の増加に応じた歳入を確保したい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokku.html
H27	323	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	(制度改正を必要とする理由) 平成27年4月施行の子どもの子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的な事業実施が可能となる。 また、昨年提出した、本県の事業に対しては、子育て世代のニーズ、新制の円滑な実施が実現が生じることから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたこと併せて、条例による事務処理特例は8市で適用されていることから、円滑な権限移譲に向けた調整を整えているものと考える。 【支援事例】 幼保連携型認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方数量型」認定こども園の認可権限は引き続き道県庁に存在している。 一方、子ども子育て支援法第31条の規定による確認については指定都市が行う必要があることから、幼保連携型以外の認定こども園の設立に当たり、事業者は道県庁と指定都市の両方に手続を行わなければならない、煩雑である。 また、子育て支援新制度のもとでは、指定都市は、当該地域内の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し実施業務に關する責任を負うにもかかわらず、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定業務調整を直接行うことができないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokku.html	
H27	324	07_産業振興	一般市	三鷹市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	大規模小売店舗を設置する者がある店舗面積当たりに対する(平成19年2月)日経済産業省告示16号)	大規模小売店舗立地法における店舗面積当たりに対する(平成19年2月)日経済産業省告示16号)	店舗面積当たり日客数及び自動車分担率について、東京都の特別区内における原単位の扱いを、既成市街地でも適用できるように、指針の基準を見直す。	【改革すべき指針の根拠本文】 大規模小売店舗立地法第4条第2項(「駐車業務の決定その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業の業務の利便の確保のために配慮すべき事項【指針改正の内容】 駐車業務の決定等に係る事項(駐車業務の必要台数の確保について、注2)「東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合は、「日客数」については「人口40万人以上」「自動車分担率」については「人口100万人以上」の原単位を用いるものとする。”)を都計計画法による現況市街地部分にも適用する 【指針の改正の必要性】 本指針の基準によれば、既成市街地における公共交通が充実した駅前地区であっても、東京都の特別区以外では、より多くの駐車台数確保が必要のため、効率的な再開発が進まない原因の一つとなっている。 本指針は、「地域の事情は多岐多岐であることから、法運用が地方裁量に委ねられ、運用を行うことが期待されている」とある。その場合において法運用主体は、高度調整的な運用を行うことはあらず、本指針の趣旨より合理的に、負担を設置者に求めるようなことがあってはならず、また、運用の公平性、透明性が確保されるよう、地域の基準を予め明らかにすることが必要である。と明記される。緩和の基準には「東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合」と、区域のみが示されているため、前述した地区であっても地区特性に適した対応がなされず、運用の公平性、透明性が確保できていない。 結果として、大規模小売店舗立地法の目的(第1条)である国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することが進まないことから、本指針についても、より地域の事情を反映した弾力的な運用が進められるよう基準の見直しが必要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokku.html
H27	325	03_医療・福祉	一般市	三鷹市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者総合支援法第10条	障害者総合支援法に基づき市町村検査業務の一部委託化	障害者総合支援法第10条に基づき市町村の指導検査業務について、介護保険法第24条の2の規定と同様の指定都市町村事務受託法人)制度を整備する	障害者総合支援法に基づく市町村の指導検査業務について、行政改革に際しての仕組みでは人員の確保が難しく、加えて人事異動もあることから、専門的知識やノウハウの蓄積、人材育成が難しく、実質的な取組にまで至っていない。 関係者は、同じ指導検査業務を持つ東京都の指導検査により障害福祉サービスの適正化に努めているが、年々増加する福祉サービスに対して追いついていない。 この課題を解決する手段として、介護保険法に規定を持つ指定都市町村事務受託法人(以下「指定法人」といふ。))制度の導入が非常に有効であると考える。 現在、市が行う介護保険法の給付に係る指導検査は、その大半を指定法人に委託し、市職員と受託法人が一体となって検査に臨んでいる。多くの自治体で受託法人への委託を活用しながら指導検査を行っていることから、受託法人には自治体での業務経験豊富な人材も多、市においては担当職員が少ないため、検査の実績数が少ないが、受託法人の力を借りることによって、効果的な検査が可能となっており、また、受託法人以上に指導検査を行うことで、職員のスカルップもつながっている。 こうした状況に鑑み、障害者総合支援法にも同様の規定を設けることにより、市町村の人員面、技術面の不足を補って効果的な指導検査を担い、もって障害福祉サービスの質の向上を図ることとした。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokku.html
H27	326	01_土地利便(農地除く)	都道府県	山口県、広島県	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第7条、第8条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備関係に関する法律(平成24年)第4条 半島振興法第4条、第4条	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいむゆる地域振興各法では、法律ごと計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務負担が大きい状況にある。 【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいむゆる地域振興各法では、法律ごと計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務負担が大きい状況にある。 【支援事例】 県内市町村でツギを行ったところ、条件不利地域等を含む他る地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務負担を伴っており、大の地方(地方創生)の現場を悩ませるためにも影響が大きい状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従って、作業が複雑な場合があるほか、県、市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することにより、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が重複し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の重複を避けるスケジュール設定等を関係府県で調整していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokku.html	
H27	327	12_その他	指定都市	横浜市	財務省	B 地方に対する規制緩和	財政融資資金の管理及び運用の手段に関する規則第19、28、29条等	地方債の財政融資資金借入関係手続の更なる簡素化・効率化	不用領報告書・延長承認申請書を廃止し、借入申込書の様式へ統合すること	【制度改正の必要性】 複数に分かれている提出書類を一つの様式にまとめることにより、手続きの簡素化・効率化が図ることができ、地方団体において、さらに自主的かつ効率的な運用が可能となるので、制度改正が必要である。 【支援事例】 【不用領報告書・延長承認申請書】 借入を行う事業につき、不用領がある場合は追加で不用領報告書の提出、貸付期日を延長する場合には追加で貸付日延長承認申請書の提出が必要である。借入申込時に借付期間の意旨を提出する必要があるが、事業の状況によって提出書類の種類が違い、非効率的である。借入申込書や事業実施状況等調査に不用領報告、貸付期間延長の欄を設けるなどで様式を統合し、書類の軽減をすることを求める。 【懸念の解消策】 提出書類や手続きの簡素化をすることによって、法令に合致しない融資対象の申請されることは当然望ましくないもので、各団体の責任において、申請前に内部でチェック機能が働くように、様式等を工夫する。	-

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【総務省(10)】【外務省(1)】【文部科学省(8)】 語学指導等を行う外国青年招致事業 語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手(JET-ALT)の任用期間については、JET-ALTの活用状況調査の結果を踏まえ、小学校の英語教育の早期化や地域の国際化への対応の中で、延長も含めて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【環境省】 (5)原子力災害対策特別措置法(平11法156) 原子力災害対策特別措置法(平24 原子力規制委員会)に基づき地方公共団体が行う安定ヨウ素剤の事前配布に係る住民への説明会については、追加的に安定ヨウ素剤が必要となった場合や安定ヨウ素剤を更新する際には、説明内容を把握していることの再確認や医師による服用の可否の判断を前提として、改めての説明は省略できることを明確化するため、「安定ヨウ素剤」を平成27年度中に改正する。</p>					
<p>6【農林水産省】 (18)森林・林業再生基盤づくり交付金 森林・林業再生基盤づくり交付金については、その活用に当たって、材料となる木材調達と施設の建設とを分離して発注する必要がある場合に、適切な事業の実施が可能となる具体的な方法等について、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>			<p>【農林水産省】公共建築物の木造化に当たっての分離発注方式について(通知)(平成28年3月18日付け林野庁林政部木材利用課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seibanbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_321</p>	
<p>5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(5)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する方向で検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条)</p>					
<p>6【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (3)自立支援給付対象サービス等を行う者等に対する指導検査(9条から11条)については、その事務の一部を法人に委託することを可能とする。</p>					
<p>6【総務省(6)】【文部科学省(4)】【厚生労働省(12)】【農林水産省(6)】【経済産業省(3)】【国土交通省(8)】【環境省(1)】 離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法83)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管。山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、農林水産省及び国土交通省と共管) 地方公共団体が法律に基づき計画等を同一年度に策定する必要がある場合については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。</p>		<p>半島振興法の改正(令和7年4月1日施行)により、地域振興各法における離島振興計画、山村振興計画、半島振興計画、過疎地域持続的発展計画については、対応方針に記載の措置ではないが、作成を努力義務としたほか、他の計画との一体的策定を可能とするなどの負担軽減策を別途講じた。</p>	<p>【国土交通省】離島振興計画の効率的・効果的な作成について(令和6年3月25日付け国土交通省国土政策局離島振興事務連絡) 【総務省】過疎地域持続的発展計画及び過疎地域持続的発展都道府県計画の効率的な策定について(令和7年3月14日付け総務省自治行政局過疎対策室事務連絡) 【国土交通省】半島振興計画の作成に係る留意事項について(令和7年7月2日付け国土交通省国土政策局地域振興課半島振興室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seibanbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_326</p>	<p>総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室 文部科学省大臣官房政策課 厚生労働省政策統括室 農林水産省農村振興局地域振興課 経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課 国土交通省国土政策局地域振興課 環境省自然環境局総務課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(概要等)
H27	328	08.消防・防災・安全	一般市	西予市	総務省、消防庁	B 地方に対する規制緩和	消防法施行令第44条 消防法施行規則第50条 過疎地域自立促進特別措置法	救急隊編成基準の特例拡大	消防法施行規則第50条で定める救急隊編成の基準の特例を拡大して、地域を限定したうえで救急隊員2名で救急業務を実施できるようにする。	【現行の救急隊編成の基準】 消防法施行規則第50条は、救急隊員3人以上をもって編成することを規定し、消防法施行規則第50条にて、転院搬送で医療従事者等が救急自動車に同乗する場合に隊員2名編成の特例を定めている。 【救急隊員名基準の改善】 広大な地域をしながら山間部が集落が点在する当市のような過疎地域では、人口集中地域に消防署を配置し、周辺には救急出陣所を配置し救急業務にあたり、しかし、緊需財政が逼迫していく中で十分な職員を配置できず、救急件数の少ない出陣所の運用時間を制限せざるを得ない状況にあり、不在時間帯の救命率低下が懸念される。 現在、救急隊が在宅用車で自家用車での搬送中に死亡された事例も発生しており、24時間体制を望む声も上がっている。 【基準の改正】 消防法施行規則第50条を改正し、過疎地域等の地域を限定した特別措置を設けることで救急隊2名編成を可能にする。 【制度改正の必要性】 再訪に際しては、救急隊員が不足する恐れがあるため、広域化による現場活動要員の増加は見込めない。 また、横浜市の特区制度(救急隊2名編成)もあるが、救急車不在地域をなくし現場到着時間を短縮させる目的とは異なるため、当市が抱える問題を解消できるものではない。 全国的に人口減少が進む地方においては、救急出陣所の運用制限や撤退を余儀なくされ、救急過疎地域の拡大が予測されるため、救急隊2名編成の可能性を検討したい。 出陣所から2名編成救急隊、本署からは3名編成救急隊を同時に出場させ、先に到着する出陣所救急隊員の現場判断により順次救急隊を決定する。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokkai.html
H27	329	09.教育・文化	指定都市	横浜市	文部科学省	A 権限移譲	私立学校法第9条、私立学校振興助成法第9条、学校教育法第4条	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在、道庁が行っている「私立幼稚園の認可」、認可に必要な審議を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲。	【制度改正の必要性】 子ども、子育て支援新制度の実施主体が市町村であること踏まえ、新制度の給付対象施設への移行促進や保育所待機児童解消の継続に向けた円滑な対応が、幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能となる。 【支障事例】 【新制度下における市と県の権限のねじれ】 新制度移行により、認可及び認可に伴う指導権と、給付対象施設としての確認及び確認に伴う給付費支給や運営指導を行う者が一元化されていないばかりにきや煩雑さや、新制度移行が事務負担増と捉えらるる可能性がある。 認可定員を超過し園児を受け入れていた園が給付施設に移行する際、園は市に定員適正化計画の提出や毎年の実績報告を行う。市は利用定員との照合等を確認するが、最終的には認可権者である県の判断を仰ぐ必要があり、新制度の実施主体が市町村である理と実態が乖離している。 【地域の実情を踏まえた必要性】 【設置者側の状況】 幼稚園のみを運営する法人に比べ幼稚園と小・中・高等学校を運営する法人は少なく、私学卒の設置権限を移譲した際、学校種別により手続きが異なる影響は限定的である。 【利用者側の状況】 従来、市民から私立幼稚園の運営等に対する苦情があった際、市が指導できるのは補助事業に関する範囲に限定される。そのほか関連業については市として私立幼稚園に指導を行う権限がなかったため、苦情内容を設置者に伝えることとなる。住民にとって一番身近な行政機関である市に、市内の教育施設に指導を行う権限がないことや、認可保育所の指導権限があることの違いに理解が得られず更なる苦情増大とにも、市民の要望に応えられていない。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokkai.html
H27	330	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第30条の4 医療法第7条第5項	医療計画の策定等にかかる事務・権限の移譲	①医療計画の策定及び医療審議会の設置にかかる事務の権限を都道府県から指定都市に移譲する。 ②医療法第7条第5項の許可について、指定都市の市長は都道府県知事の求めがなくても自らの判断で必要な対応ができるようにする。	【制度改正の必要性】 医療計画については都道府県が中心となっていたが、医療機関が一定程度整備されており、かつ、人口規模の大きな指定都市においては、都道府県の医療計画と整合性を維持しながら、地域の実情に即して指定都市が自ら策定することが望ましいと考え、医療計画の策定にあたっては、都道府県医療審議会の意見を聞くことになっているため、医療審議会の設置についても指定都市へ移譲すべきである。 【支障事例】 医療計画が策定した計画にとどまらず、地域の実情に即した計画を独自に策定している指定都市もある。都道府県の計画にも指定都市が策定した計画を参照するよう記載されており、計画策定事務が重複している。医療法第7条第5項の許可について、指定都市が自ら策定する計画については、指定都市が行っており、都道府県知事が条件を付すよう求める時期認可審議が終了する時期に時間差が生じる場合も考えられる。また、医療機関の開設にあたっては、医療法に基づく開設許可に含ませ、関係医療機関としての指定を受ける時期も考慮し実際の手続きが進められる。指定都市の市長には、都道府県知事からの求めに基づき、医療法第7条第5項に規定する条件を付し病院等の開設等の申請に対する許可を行うことができるとしているが、速やかな医療機能の提供開始や行政効果から、都道府県知事からの求めに基づき、指定都市の判断と責任において医療法第7条第5項の許可が行えることが適切と考えられる。 【懸念の解消策】 医療計画については都道府県が中心となっていたが、医療機関が一定程度整備されており、かつ、人口規模の大きな指定都市においては、都道府県の医療計画と整合性を確保しながら、地域の実情に即して指定都市が自ら策定することが望ましいと考え、医療計画の策定にあたっては、都道府県医療審議会の意見を聞くことになっているため、医療審議会の設置についても指定都市へ移譲すべきである。	—
H27	331	01.土地利用(農地除く)	指定都市	横浜市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第59条	「都市計画事業」の認可権限の指定都市への移譲	「都市計画法第59条において「都市計画事業は、市町村が、都道府県知事(第一号法定受託事務として)施行する場合については、(国土交通大臣)の認可を受けて施行する」と規定されているが、都市計画法第59条の2(指定都市の特例)に、「指定都市の区域においては、第59条から第64条にかかわらず、都道府県知事又は都道府県が行うとしている事項においては指定都市の長又は指定都市が行うものとする。」という条文を追加する。	【制度改正の必要性】 指定都市の独自性や地区の特徴を生かした都市計画事業が府県の評価を受けることで標準化される傾向にある中、都市計画事業の認可権限が指定都市に移譲されれば、地域の実情に応じた事業効果の早期実現を優先に考えた事業推進が可能となり、事業の進捗にあわせて迅速な事務処理の実現により事業期間の短縮につながる。 【支障事例】 指定都市の独自性や地区の特徴を生かした都市計画事業が府県の評価を受けることで標準化される傾向にある中、都市計画事業の認可権限が指定都市に移譲されれば、地域の実情に応じた事業効果の早期実現を優先に考えた事業推進が可能となり、事業の進捗にあわせて迅速な事務処理の実現により事業期間の短縮につながる。 【懸念の解消策】 都市計画事業認可権限の移譲に際し、土地利用法の事業認定権限を県に残す制度を創設する等、土地利用に関する権限を事業認可権者と分けることで、取用に対する公平性・公正性・透明性を確保できると考え、	—
H27	332	01.土地利用(農地除く)	指定都市	横浜市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第19条第3項	一)の市域内で都市計画区域が完了している指定都市の都市計画決定・変更案件(国同意を要しない)に係る都道府県協議の廃止	都市計画法第19条第3項において「(市町村は、都市計画区域(中略)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあっては都道府県知事の同意を得なければならない。」と規定されているが、一)の市域内で都市計画区域が完了している指定都市においては、適用しない旨を追加する。	【制度改正の必要性】 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「区域マシ」といふ)の決定権限が指定都市に移譲されたことを受けていることと鑑みると県知事への協議を廃止しても問題ないと考えており、都市計画手続の迅速化につながる。 【支障事例】 各都市計画案件ごとに概ね2か月間程度の事前協議の後に原則1週間の本協議期間を要することとしている。本協議の回答を待つ、都市計画法17条縦覧手続に入ることから、手続の迅速化といった点で、事務効率に支障が生じている。 【懸念の解消策】 各都市計画案件は、区域マシに即した計画となるため、県協議を廃止した場合も支障はないと考える。区域マシは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定めるものである。指定都市は、一般の市町村とは異なり、人口及び産業の集中を背景とする。大都市特有の複雑多岐な行政運営を必要とするため、各種の事業事業の総合的・計画的実施を要する。区域マシの決定権限が指定都市に移譲されたことにより、区域マシを含めた都市計画決定の権限に即して、都道府県と同様の権限を有することで、広域調整等の機能を担保する方として都市計画決定時に指定都市から都道府県に対して通知を行い、それを受けた都道府県は必要に応じて意見を述べることができるとする」という制度を設けることで県協議を廃止した場合も支障はないと本所としては考えている。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokkai.html
H27	333	12.その他	指定都市	横浜市	総務省(特別の場合、その法律の所管省庁)	B 地方に対する規制緩和	地方財政法	地方債対事業の拡充	民間事業者(株式会社)による保育所整備等、公共施設の建設事業に係る補助に要する経費への起債充当を可能とする	保育所待機児童解消のため、株式会社への参入を進める等の取組を行っているところだが、他団体への補助に関する地方債の対象は「公共的団体が設置する公共施設の建設事業に係る助成に要する経費」に限定されており、株式会社に対する補助には地方債を充当できないため、財源の確保が困難となっている。民間事業者の保育所整備に係る補助金を支出する場合に、地方債を発行できないことにより、単年度における必要経費が不足する恐れがある。待機児童解消に資するためには必要に資する民間事業者の参入を促進し、十分な対応が、十分にできない。そのため、地方債を充当するだけの支障が生じている。 【懸念の解消策】 株式会社について、①創設、②提供するサービスの質の低下、③公的セクターの意思による実質的な運営が及ばないこと等の懸念があるとの指摘があるが、①株式会社でも社会福祉法人でも法人形態による制約のリスクは、大きな違いはない。②保育所の整備においては、法令による基準を遵守しなければならないこと、民間であっても変わらないため、質の低下は不可避(上記①②の懸念に対する反論は、平成26年12月25日公正取引委員会報告書においても見受けられる)。③公的セクターの意思による実質的な運営という点では、一般的民間事業者は、地方公共団体から一定以上の出資を受けている法人と比較においては、差異はある。社会福祉法人は、「公益的団体」として、経費対象とされていることである。この点、社会福祉法人についても、公的セクターの意思による実質的な運営が及ぶ度合いは民間事業者と大きく異なる。民間事業者による保育所の設置認可等については、社会福祉法人に対する認可と比べることができるほどの審査基準が設けられており(児童福祉法第35条第5項、平成26年12月12日厚生労働省労働用等・児童施設長通知(雇児発12第5号))「保育所の設置認可等について」の一部改正(参考)。その審査基準に適合している民間事業者は、「公共的団体」と同視する。また、本提案は、必ずしも地方財政法改正を求めないで、個別の法律を改正し、特例を定めることも含めて実施するものとして検討されている。	—
H27	334	12.その他	一般市	高岡市、新水市、米見市、小矢部市、南砺市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	連携中核都市圏整備推進条例第3	連携中核都市圏の要件緩和	「連携中核都市」の要件として、核市(人口20万人以上)等が定められているが、核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合には、連携中核都市圏として位置づけられるようにする。	これまで富山県西部地域においては、それぞれの市が生活基盤を整備を図りながら、観光、防災、医療、公共交通等の各分野において、必要に応じて関係市間で政策的に連携を進めてきたところである。人口減少社会において、特に核市を軸とした地域での活動の維持・向上を促すためには、このうち6つの核市を軸とした連携を推進していくことが必要である。連携中核都市圏整備推進条例において、特定の地域での活動を維持・向上させることにより、生活基盤等の面で、経済・雇用や都市構造の面でも重視した連携の構築を目指すものである。一方、国が進める「連携中核都市圏」について、現在のところ具体的に推進・支援策が示されているのは、大都市(中核市以上)が周辺地域を牽引するタイプの連携のみである。今後、総合戦略に示されたように、都市圏概念を統一し明確化し、連携中核都市圏の形成を推進していくためには、左記の事項について、格段の配慮をお願いしたい。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokkai.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【総務省(4)】【国土交通省(18)】 消防法(第23条186) 救急隊の編成(35条の12)については、過疎地域等において必要な救急体制を確保できるよう、救急業務を3名以上で実施する体制を維持する中で、安全性を確保しつつ、業務の一部を消防職員以外の方員に行わせるなどの方策について検討し、原則として平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【総務省】消防法施行令の一部を改正する政令の公布について(通知)(平成28年12月16日付け消防庁次長通知) 【総務省】地方分権改革閣議決定に伴う救急隊の編成基準の検討</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_328</p>	
<p>6【総務省】 (12) 連携中核都市圏構想推進要綱 連携中核都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【総務省】連携中核都市圏構想推進要綱の一部改正について(通知)(平成28年4月1日付け総務省自治行政局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fa_tsuchi.html#h27_334</p>	